

男女共同参画関連施策の検証・評価にかかる資料

<目次>

改訂おおさか男女共同参画プラン 「施策の基本的方向」	検証・評価項目	頁
1 社会的な意思決定への女性の参画拡大	④ 大阪府における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1
	⑤ 企業・地域等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	7
2 男女共同参画に向けての意識形成	⑥ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組の推進	13
3 働く場での男女平等の推進	⑦ 雇用の場における均等取扱いと女性の能力発揮の促進	23
	⑧ 男女ともに多様な働き方ができる労働環境の整備	31
4 総合的な子育て環境整備	⑨ 家庭・地域など社会全体で子育てをする環境の整備	37
	⑩ 仕事と子育ての両立支援	43
5 高齢者や障がい者等だれもが生きがいを持って安心して暮らせる環境の整備	⑪ 高齢者・障がい者を対象とする福祉の充実及び就業の促進	51
	⑫ すべての人にやさしいまちづくりの推進	61
6 女性に対する暴力の根絶	⑬ 女性に対する暴力の根絶に向けた基盤整備及び対策の推進	63
7 女性の生涯にわたる身体的・精神的な健康の確保	⑭ 生涯を通じた女性の健康の保持増進及びライフステージに応じた健康対策の推進	69
8 メディアにおける女性の人権尊重	⑮ 情報の受発信双方における女性の人権尊重	75
9 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	⑯ 学校・家庭・地域等における男女平等教育・学習の推進	83
	⑰ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の充実	91
10 地球的視点での男女共同参画の推進	⑱ 多文化共生の観点による交流・支援の推進	97

[The page contains extremely faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the document. The text is arranged in several paragraphs and is not readable.]

施策の基本的方向	1 社会的な意思決定への女性の参画拡大
検証・評価の項目	④ 大阪府における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
■プラン概要	
(1) 大阪府における政策・方針決定過程への女性の参画の促進	
ア 審議会等委員への女性の参画の促進	
イ 女性職員・教員等の職域拡大と政策決定に関与する職への登用の促進	

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	政策・方針決定過程への女性の参画を促進する取組が行われているか。
②	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
③	政策・方針決定過程への女性の参画拡大の必要性が十分に訴えられているか
取組概要・関連データからの分析	
【取組概要】	
① 審議会等委員への女性の登用割合を4割とするため、各部局に働きかけ、計画的に女性委員の増加に努めた。また、女性職員の登用を一層促進するため、女性職員が多様な経験を積める人員配置や職務分担を進めるなど、女性の参画を促進するための様々な取組を実施した。	
② 審議会等委員への女性登用促進について、男女共同参画推進責任者（各部長次等）会議で依頼したり、全職員に配布した「男女共同参画必携」に盛り込んだほか、職員研修で男女共同参画についての問題を取り上げるなど、様々な手法により周知徹底を図った。	
③ ②のとおり、会議や職員研修で、審議会等委員への女性登用促進や女性職員の職域拡大等の必要性を訴えたほか、「定期人事異動方針」や「教員人事取扱要領」に女性の活用等を明記し取り組むなど、女性の参画拡大の必要性を訴えた。	
【関連データからの分析】	
・ 審議会等委員への女性の登用割合は、平成 17 年未までに 1/3 とする当初の目標を1年早く達成したことや、平成 13 年 4 月現在 25.7%から平成 20 年 4 月現在 35.9%となっていることから一定の成果があった。	
・ 行政委員会委員の任命にあたっては、専門分野等委員構成も踏まえつつ女性の登用に努めているが、プラン策定時（H13）から登用割合はほとんど変わっていない。	
・ 女性職員の職域拡大や女性教員の管理職への登用については目標を定めて取り組み、増加傾向にある。	

【数値目標設定指標】

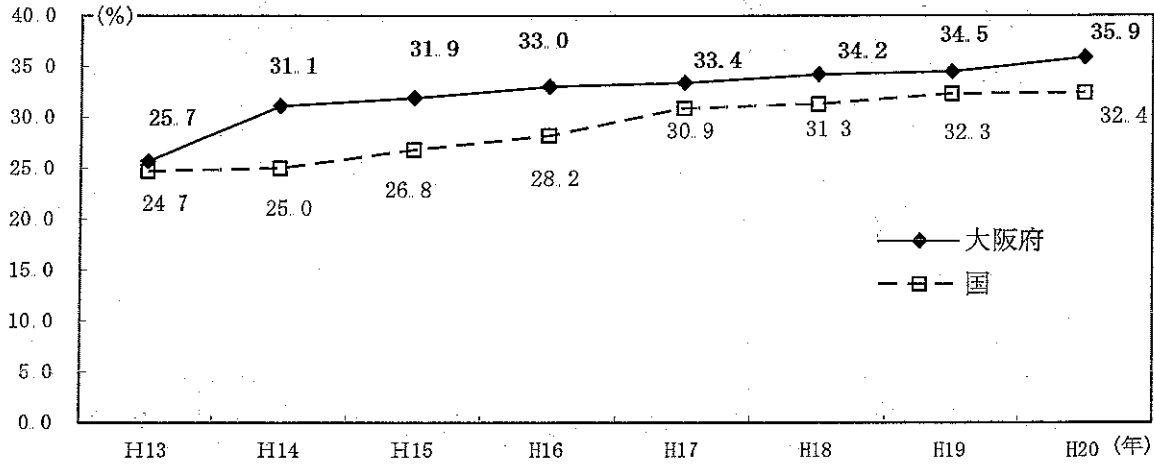
数値目標設定指標	当初値（時点）	現況値（時点）	目標値（時点）
府における審議会等の女性委員の割合	25.7% (H13)	35.9% (H20)	40% (H22) 1/3 (H17)

府における10名以上の所属への女性職員配置率	84.7% (H15)	89.1% (H20)	100%
公立小・中・府立高等学校、支援学校における管理職に占める女性教員の割合	小 16.3% (H14) 中 6.3% (H) 高 7.6% (H) 支援 14.1% (H)	小 18.6% (H19) 中 8.0% (H) 高 5.8% (H) 支援 23.1% (H)	20% (H20)

A【関連データ等】

■数値目標設定指標

1. 審議会等における女性委員の登用状況の推移(大阪府 国) [目標 H22 : 40%]

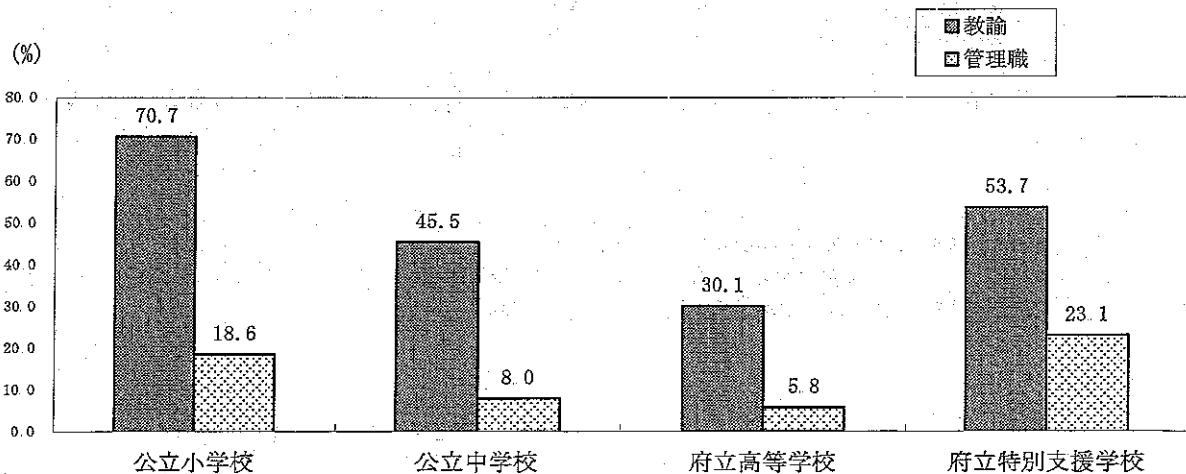


資料出所：内閣府調べ（各年 9 月 30 日現在）、大阪府男女共同参画課調べ（各年 4 月 1 日現在）

2. 府における 10 名以上の所属への女性職員複数配置率 [目標 H22 : 100%]

年 度	15	16	17	18	19	20
女性が複数配置されている所属数	222	222	217	214	221	213
達成率 (%)	84.7	86.4	86.5	88.4	92.5	89.1
女性が複数配置されていない所属数	40	35	34	28	18	26
職員数が 10 人以上の所属数	262	257	251	242	239	239

3. 公立学校における管理職に占める女性の登用状況等(大阪府)

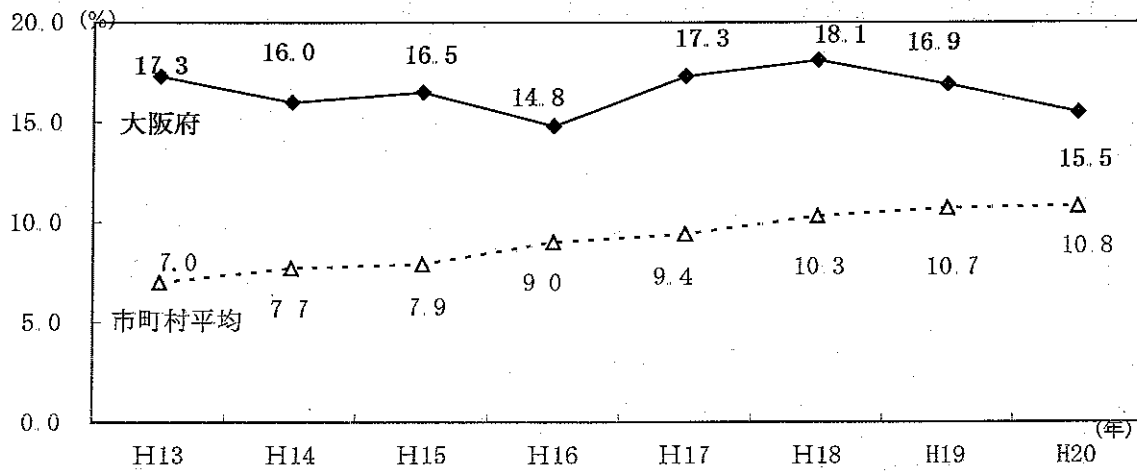


資料出所：大阪府統計課「大阪の学校統計」(平成 19 年度)

(注)小中学校は大阪市、堺市を除く。管理職とは、校長と教頭の計

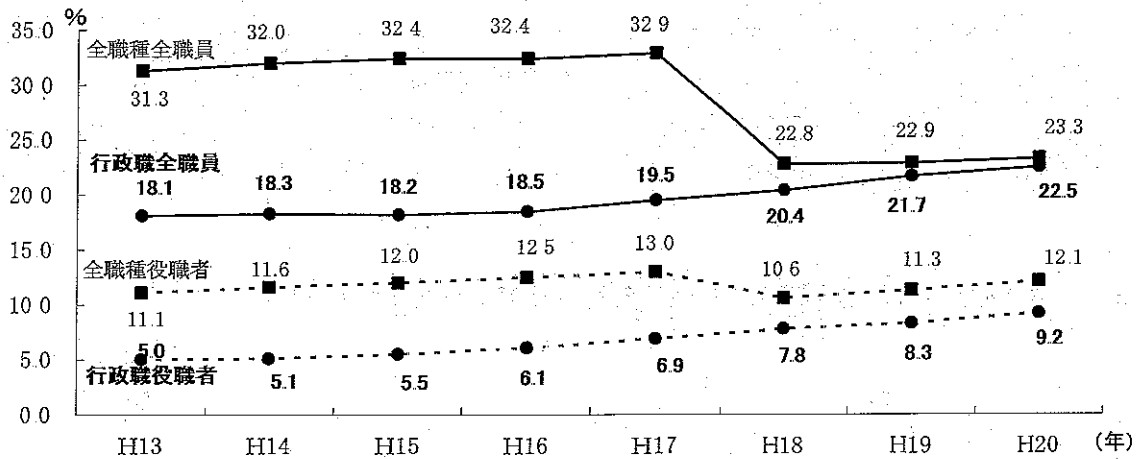
■基本的な指標

4. 各種委員会における女性委員の登用状況の推移(大阪府 府内市町村)



資料出所：大阪府男女共同参画課調べ(H13は6月1日現在、H14からは4月1日現在)

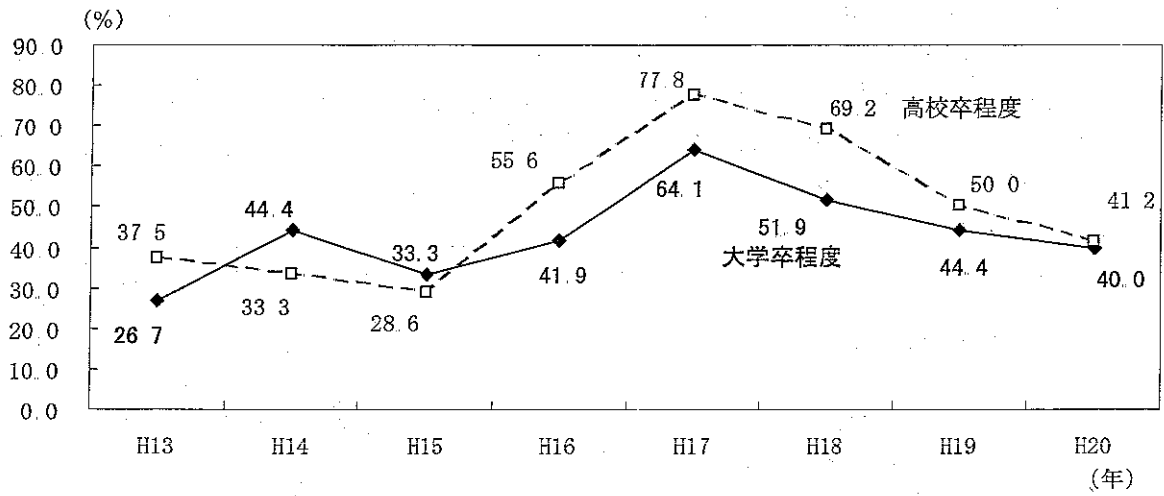
5. 大阪府における知事部局の女性職員・役職者比率の推移



資料出所：大阪府人事室調べ(各年5月1日現在)

(注) 役職者は、主査(係長)級以上の職員。平成18年度の全職種で女性割合が大きく減少しているのは、独立行政法人化に伴い病院職員を除外したためである。

6. 大阪府職員(一般行政職)採用者に占める女性割合の推移

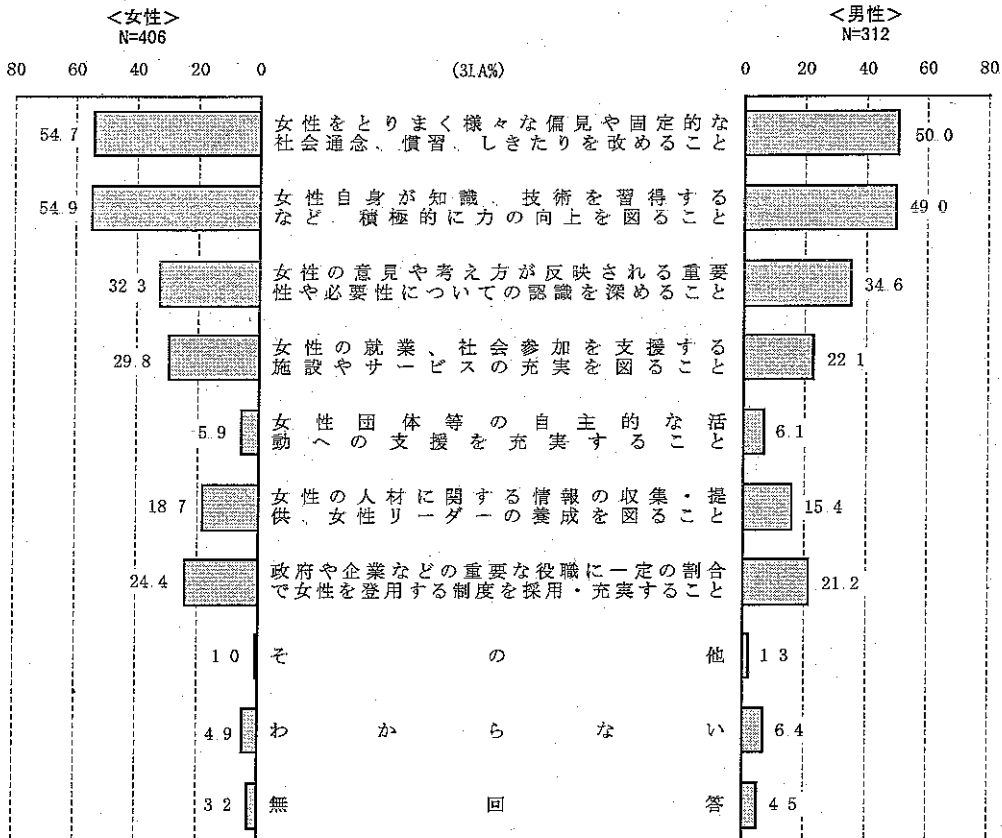


資料出所：大阪府人事室調べ (注) 各年度4月1日採用における数値。

(参考) H16 意識調査

政策・方針決定の過程に女性が進出するために必要なこと

問. 行政や企業など様々な社会的組織において、政策・方針決定の場にいる女性の数はいまだ少ない状況ですが、そのような場に女性が進出するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



施策の基本的方向	1 社会的な意思決定への女性の参画拡大
検証・評価の項目	③ 企業・地域等における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
■プラン概要 (2) 企業における女性の登用促進に向けた啓発 ア 企業のポジティブ・アクションの促進に向けた啓発 イ 大阪府出資法人に対する協力要請 (3) NPOなど地域で活動する組織等への女性の参画の促進 ア NPOなど地域で活動する組織等への女性の参画の促進 イ 女性リーダーの養成	

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	NPOや企業、市町村などが実施する、あらゆる場での政策・方針決定過程への女性の参画の促進に向けた活動を支援する取組が行われているか
②	女性に対して参画を支援するための方策が講じられているか
③	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
④	政策・方針決定過程への女性の参画拡大の必要性が十分に訴えられているか

取組概要・関連データからの分析	
【取組概要】 ① 企業向け男女雇用機会均等セミナーの開催、男女ともに働きやすい職場づくりに意欲的に取り組む事業者を応援する「男女いきいき・元気宣言」事業者制度の創設、均等取扱いや女性の能力発揮促進等にかかる事業者の先進的な取組事例（100 事例）を「いきいき企業サーチネット」としてデータベース化しインターネットで発信するなど、企業における女性の参画促進に向けて様々な取組を実施した。また、PTA 指導者研修、女性農業者の起業化に向けた技術指導など地域で活動する組織等への女性の参画の促進に向けた取組を行った。 ② 企業による女性の活躍推進策を支援する一環として、ロールモデルの登録と活用の呼びかけを行うとともに、ロールモデルを活用したい企業とのマッチングを行う「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」を創設した。また、ドーンセンターにおいて啓発講座を実施し女性リーダーの養成を進めるなど、女性の参画を支援する取組を行った。 ③ セミナーや研修を開催したほか、いきいき企業サーチネット等インターネットによる先進企業の事例発信など、様々な手法により周知を行った。 セミナーでは、21 世紀職業財団と共催実施することにより広く広報活動を実施。「男女いきいき・元気宣言」制度では、商工中金と連携し融資制度を創設し、中小企業に広く働きかけるなど工夫した。 ④ ①②のとおり、様々な取組を通じて、女性の参画拡大の必要性を訴えた。	

【関連データからの分析】

- ・「男女いきいき・元気宣言」登録事業者は、当初目標の150社を達成し、平成21年2月末日現在189社と着実に増加している。
- ・大阪府内でポジティブ・アクションに取り組んでいる企業の割合は、⑩33.7%から⑪45.6%に増加している。
- ・平成20年4月現在、民生委員・児童委員における女性の割合は60.6%で過半数を超えている。一方、民生委員・児童委員協議会の会長における女性の割合は徐々に増加しているものの、18.8%と少ない状況にある。

【数値目標設定指標】

数値目標設定指標	当初値（時点）	現況値（時点）	目標値（時点）
「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数	H15年1月創設	189社（H21.2）	300社（H22） 当初150社
ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合	33.7%（H15）	45.6%（H19）	40%（H21）

B【関連データ等】

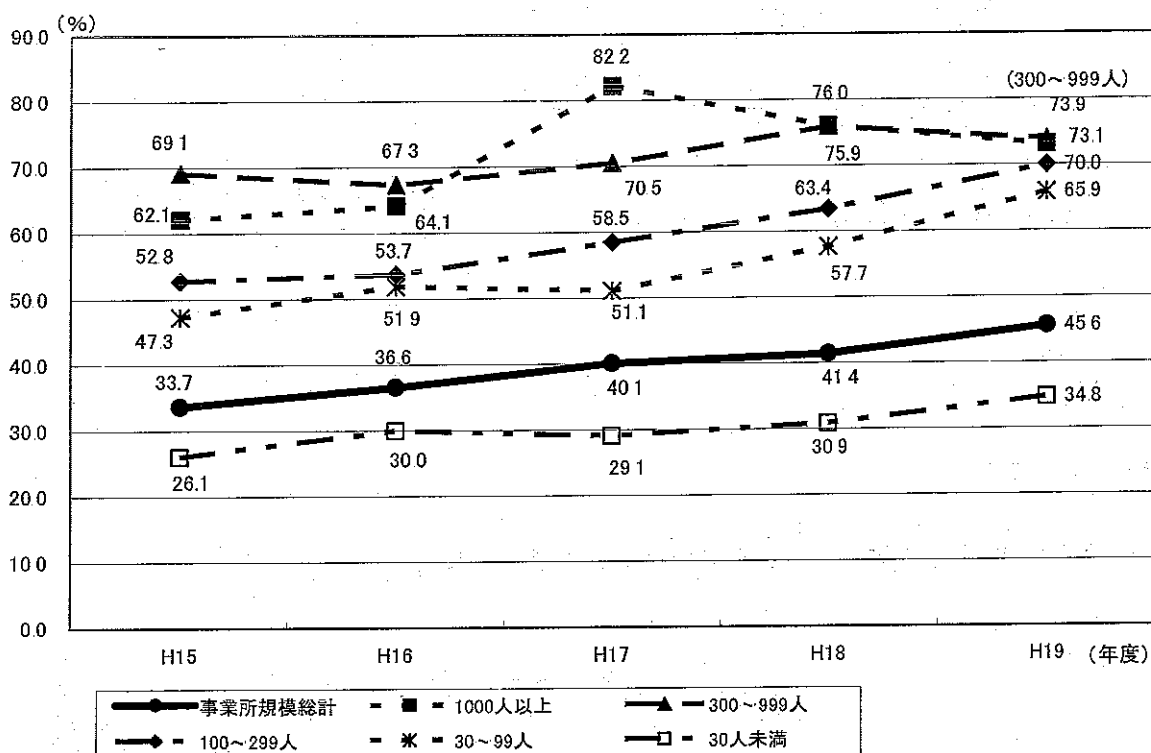
■数値目標設定指標

1. 「男女いきいき・元気宣言」事業者制度 登録数の推移 [目標 H22 : 300 社]

平成 21 年 2 月末日現在の登録数 189 社

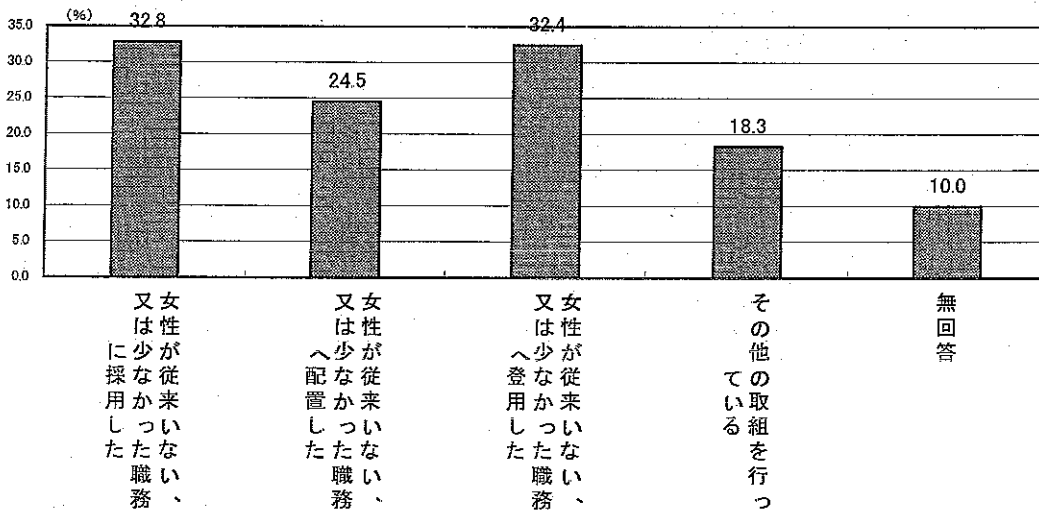
年度	15	16	17	18	19
登録数	38社	51社	77社	128社	174社

2. ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所割合（規模別）の推移(大阪府)



資料出所：厚生労働省大阪労働局調べ

(参考) ポジティブ・アクションの取組内容(大阪府)

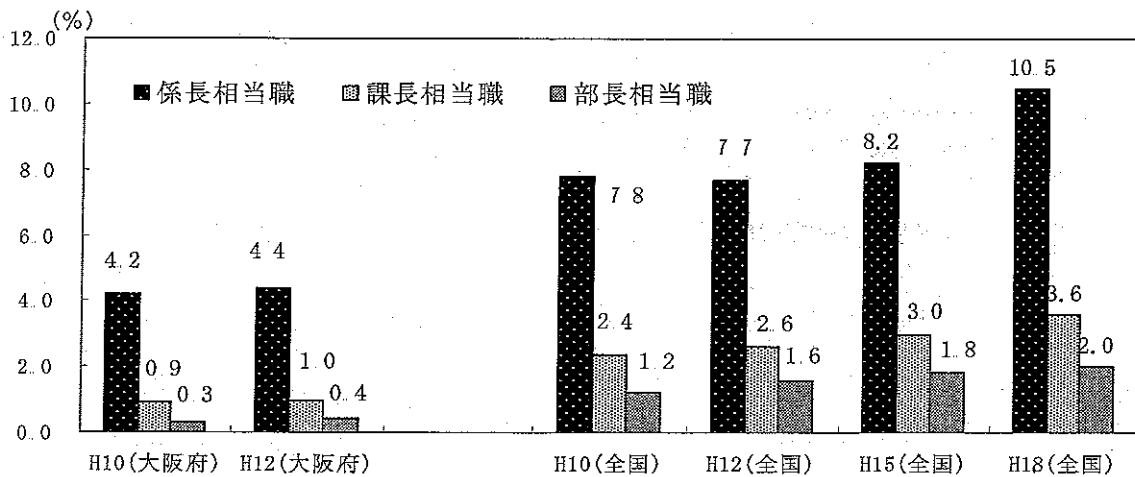


[取り組んでいる事業所=100% (複数回答あり)]

資料出所：厚生労働省大阪労働局調べ (平成19年度)

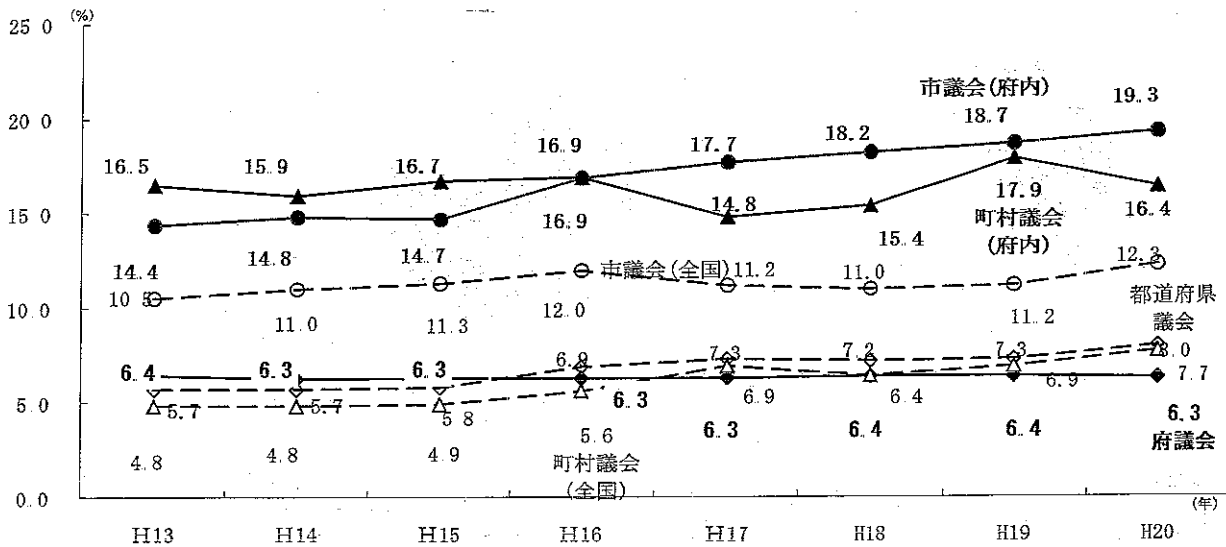
■基本的な指標

3. 企業における役職別女性管理職の状況(大阪府 全国)



資料出所：厚生労働省大阪労働局「大阪における女性雇用管理の状況」(平成13年)
厚生労働省「女性雇用管理基本調査」結果概要

4. 地方議会における女性議員の割合の推移（大阪府 全国）



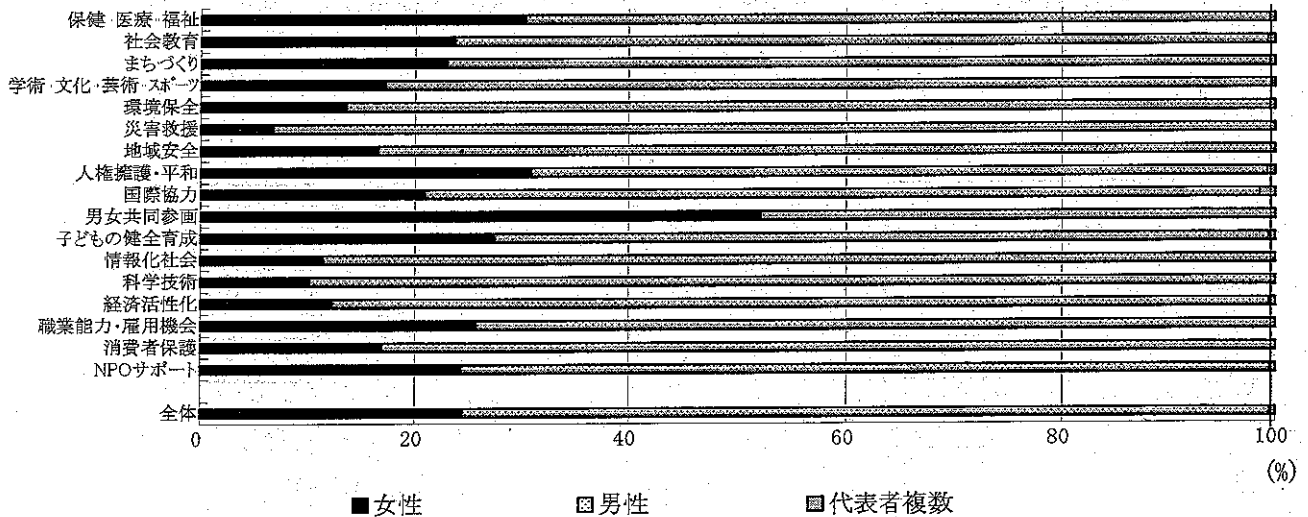
資料出所：府議会、府内の市・町村議会は、大阪府男女共同参画課調べ

(H13は6月1日現在、H14からは4月1日現在)

都道府県議会、全国の市・町村議会は、H13は内閣府「女性の政策決定参画状況調べ」(12月現在)、H14からは「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

5. 団体等における女性の状況

●大阪府認証NPO法人のうち代表者が女性であるとみられる法人割合



資料出所：大阪府府民活動推進課調べ(H20年7月末現在)

6. 地域における女性の状況

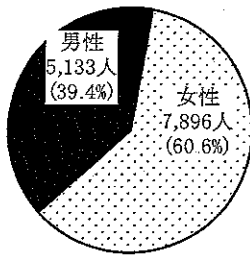
●自治会長の状況

年度	19	20
自治会長数	3,878	5,301
うち女性自治会長数	382	468
女性比率	9.9	8.8

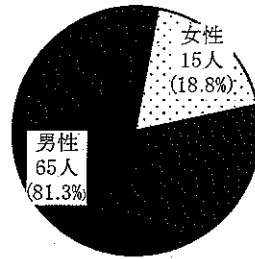
資料出所：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

●大阪府内の民生委員・児童委員数

【民生委員・児童委員数】



【民生委員・児童委員協議会の会長数】



資料出所：大阪府男女共同参画課調べ（H20 4 1 現在）、（注）大阪市、堺市、高槻市、東大阪市を含む。

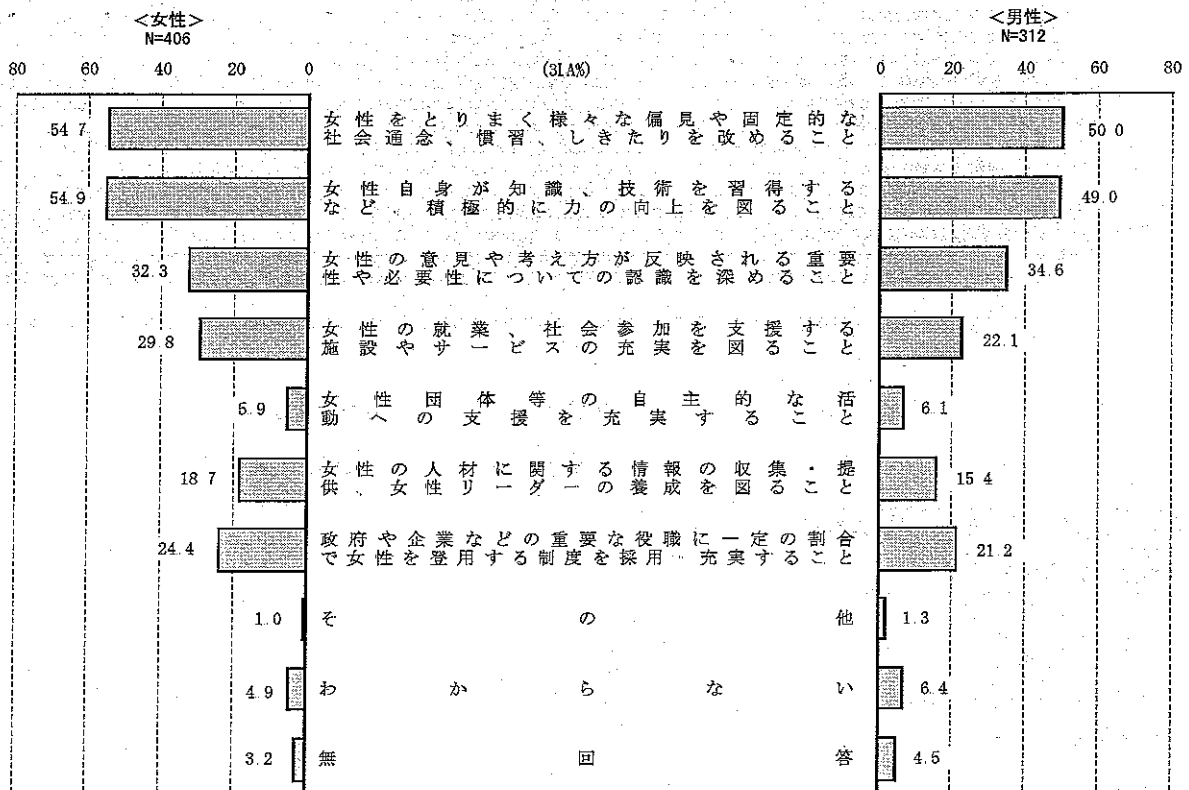
<推移>

年度	15	16	17	18	19	20
委員の女性割合 (%)	57.9	58.1	59.4	59.7	60.0	60.6
会長の女性割合 (%)	13.8	17.5	13.8	15.0	15.0	18.8

（参考）H16 意識調査

政策・方針決定の過程に女性が進出するために必要なこと

問. 行政や企業など様々な社会的組織において、政策・方針決定の場にいる女性の数はいまだ少ない状況ですが、そのような場に女性が進出するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つまで）



施策の基本的方向	2 男女共同参画に向けての意識形成
検証・評価の項目	◎ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組の推進
■プラン概要 (1) 慣行の見直しと男女共同参画に向けての広報・啓発活動の展開 ア 多様な媒体・機会を通じた広報、啓発 イ 男性への啓発 ウ 働く場での意識づくり (2) 男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供 ア 男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供	

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	NPOや企業、市町村などが実施する、性別役割分担意識の解消に向けた活動を支援する取組が行われているか
②	府民の主体的な行動を支援する取組が行われているか
③	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
④	性別役割分担意識の解消の必要性が十分に訴えられているか
取組概要・関連データからの分析	
【取組概要】 ① 男女共同参画社会への理解を深めるための啓発冊子や情報誌の作成・配布、ホームページによる情報提供、いきいき企業サーチネットの構築、企業や市町村など対象者のニーズに応じた啓発講座の開催、大阪府男女共同参画推進財団とNPOとの共催事業の実施など、様々な形で取組を実施した。 ② 啓発冊子の作成・配布、ドーンセンターにおける各種講座やフォーラムの開催等により府民の主体的な行動を支援した。 ③ セミナー・講座の開催、啓発冊子の配布、ホームページによる情報提供、相談対応など様々な手法により周知を図った。 ④ ①②のとおり、様々な取組を通じて、性別役割分担意識の解消の必要性を訴えた。	
【関連データからの分析】 ・市町村における男女共同参画に関する条例の制定（全国第9位）や計画の策定（全国第2位）は着実に進んでいる。	

【数値目標設定指標】

数値目標設定指標	当初値（時点）	現況値（時点）	目標値（時点）
「男女共同参画社会」という用語の周知度	—	— (H21 意識調査)	100% (H22)
府内の男女共同参画計画策定市町村の割合	79.5% (H13)	97.7% (H20)	100% (H22)

C【関連データ等】

■数値目標設定指標

1. 男女共同参画社会という用語の周知度 [目標 H22：100%]

<H21 意識調査予定>

2. 府内市町村における男女共同参画計画の策定状況 [目標 H22：100%]

年度	13	14	15	16	17	18	19	20
策定市町村数	35	36	40	40	40	41	42	42
策定率(%)	79.5	81.8	90.9	90.9	93.0	95.3	97.7	97.7

資料出所：大阪府男女共同参画課調べ

(参考) H20 市(区)町村における男女共同参画計画の策定状況(全国)

順位	都道府県名	総市(区)町村数	策定市(区)町村数	策定率(%)
1	秋田県	25	25	100.0
2	大阪府	43	42	97.7
3	山梨県	28	27	96.4
4	富山県	15	14	93.3
5	神奈川県	33	30	90.9
全国平均				57.1

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

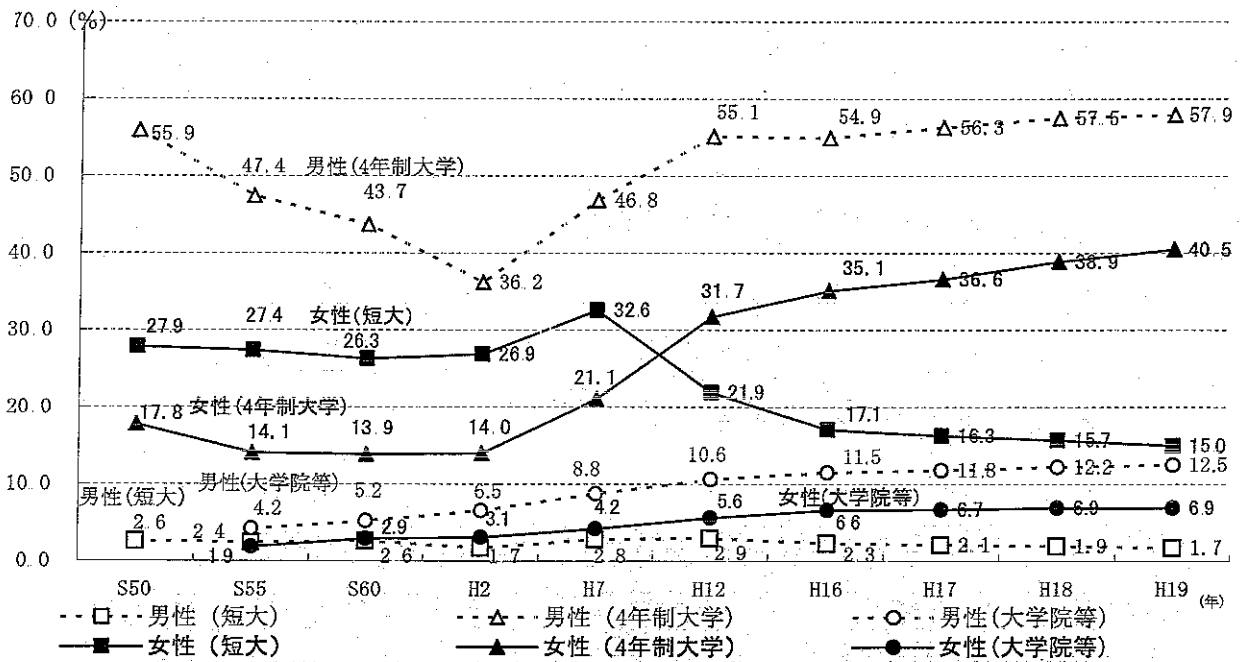
3. 府内市町村における条例の策定状況 H20 策定率：全国第9位 全国平均 21.9%

年(4月1日現在)	13	14	15	16	17	18	19	20
策定市町村数	0	1	4	5	8	11	15	17
策定率(%)	0	2.3	9.1	11.4	18.6	25.6	34.9	39.5

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

■基本的な指標

4. 高等教育機関への進学率の推移(大阪府)



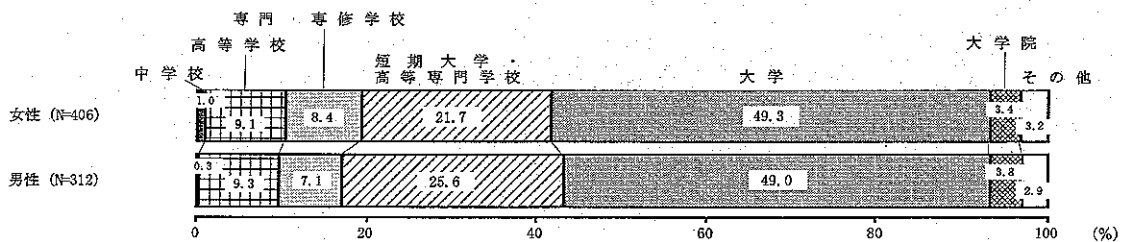
資料出所：文部科学省「学校基本調査」をもとに、大阪府男女共同参画課で作成
 (注)大学院等への進学は、大学を卒業後、大学の学部・短期大学へ進学した者等も含む。

(参考) H16 意識調査

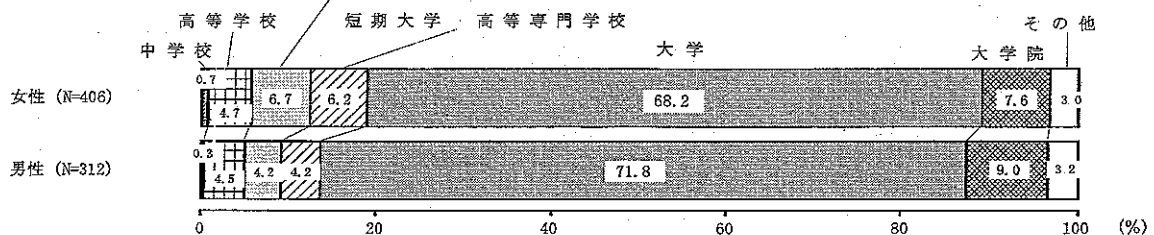
子どもに受けさせたい教育程度について

問 女の子と男の子がいるとした場合、受けさせたい教育程度について、どうお考えですか。子どもがいない方も、あった場合としてお答えください。(それぞれ〇は1つずつ)

(1) 女の子の場合

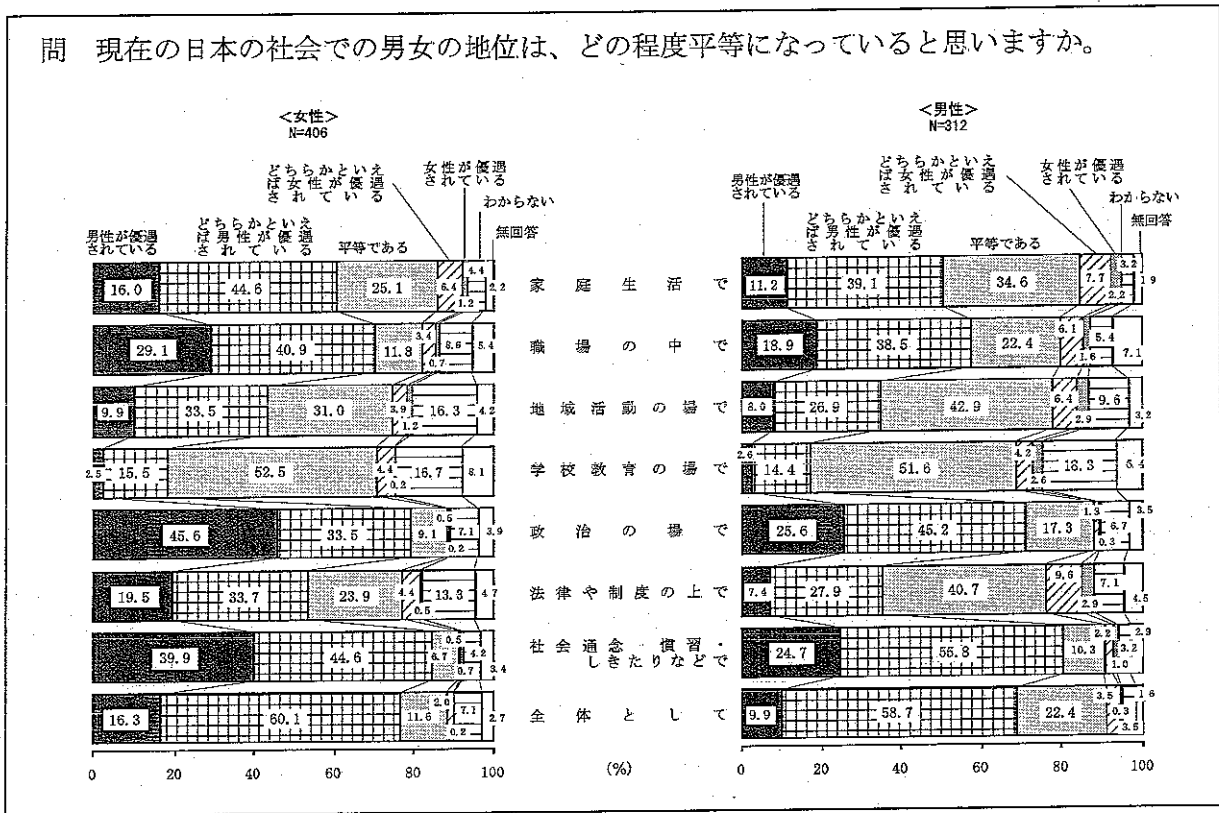


(2) 男の子の場合



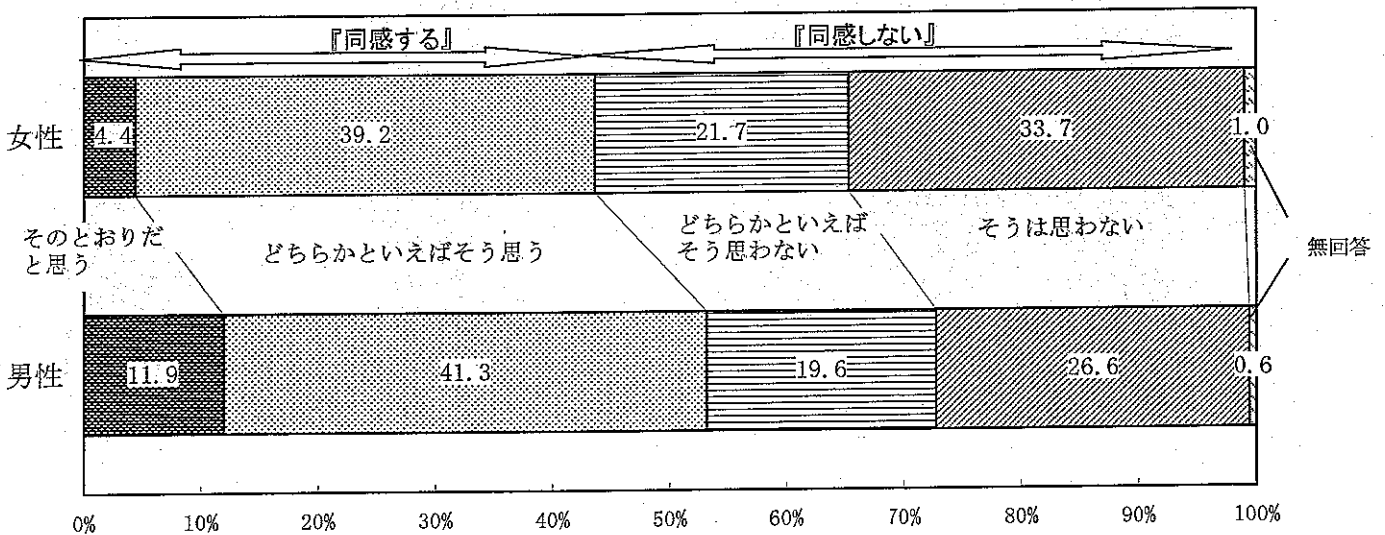
(参考) H16 意識調査

●男女平等の現状認識について



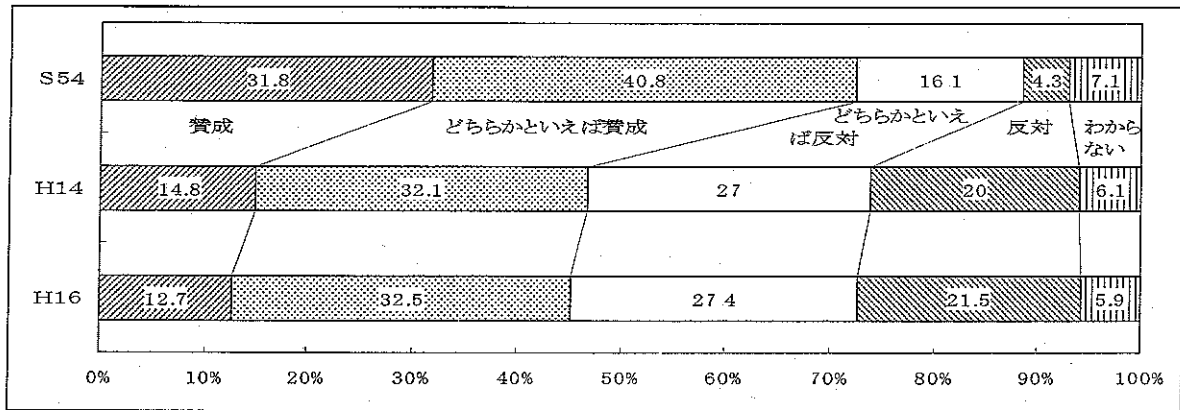
資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度)

●「男は仕事、女は家庭」という考え方について (大阪府)



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度)

(参考) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について (全国)

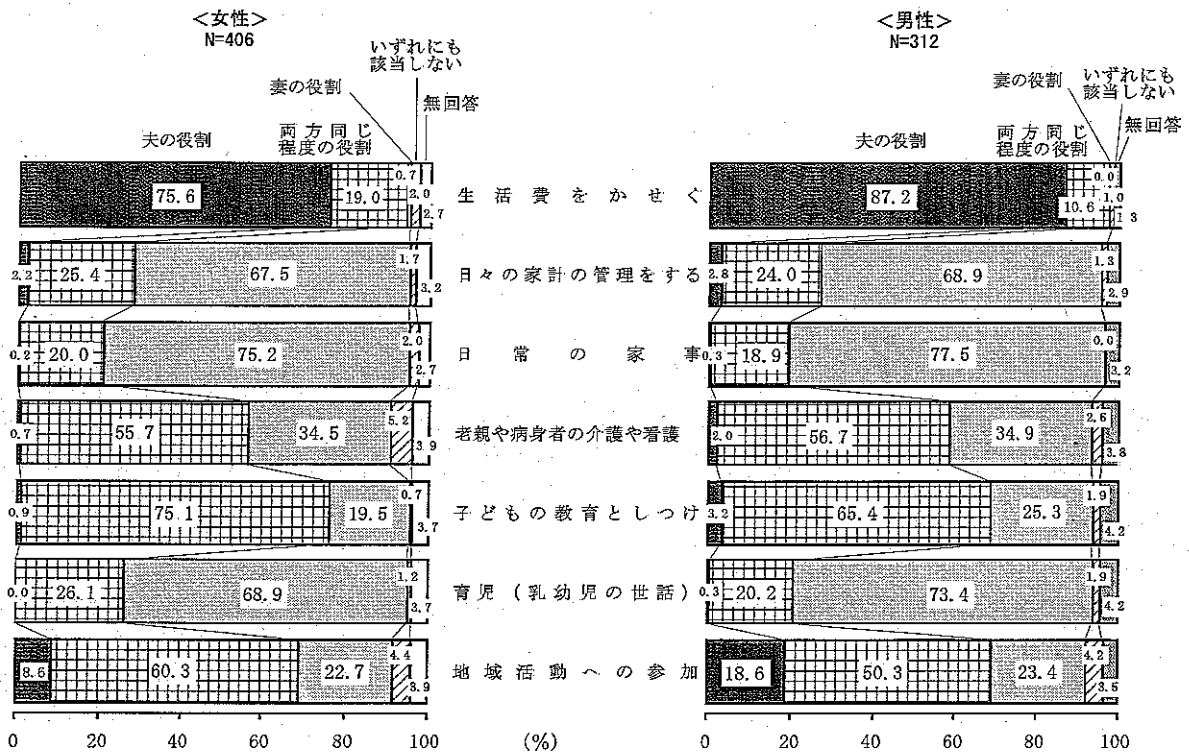


資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年度)

(参考) H16 意識調査

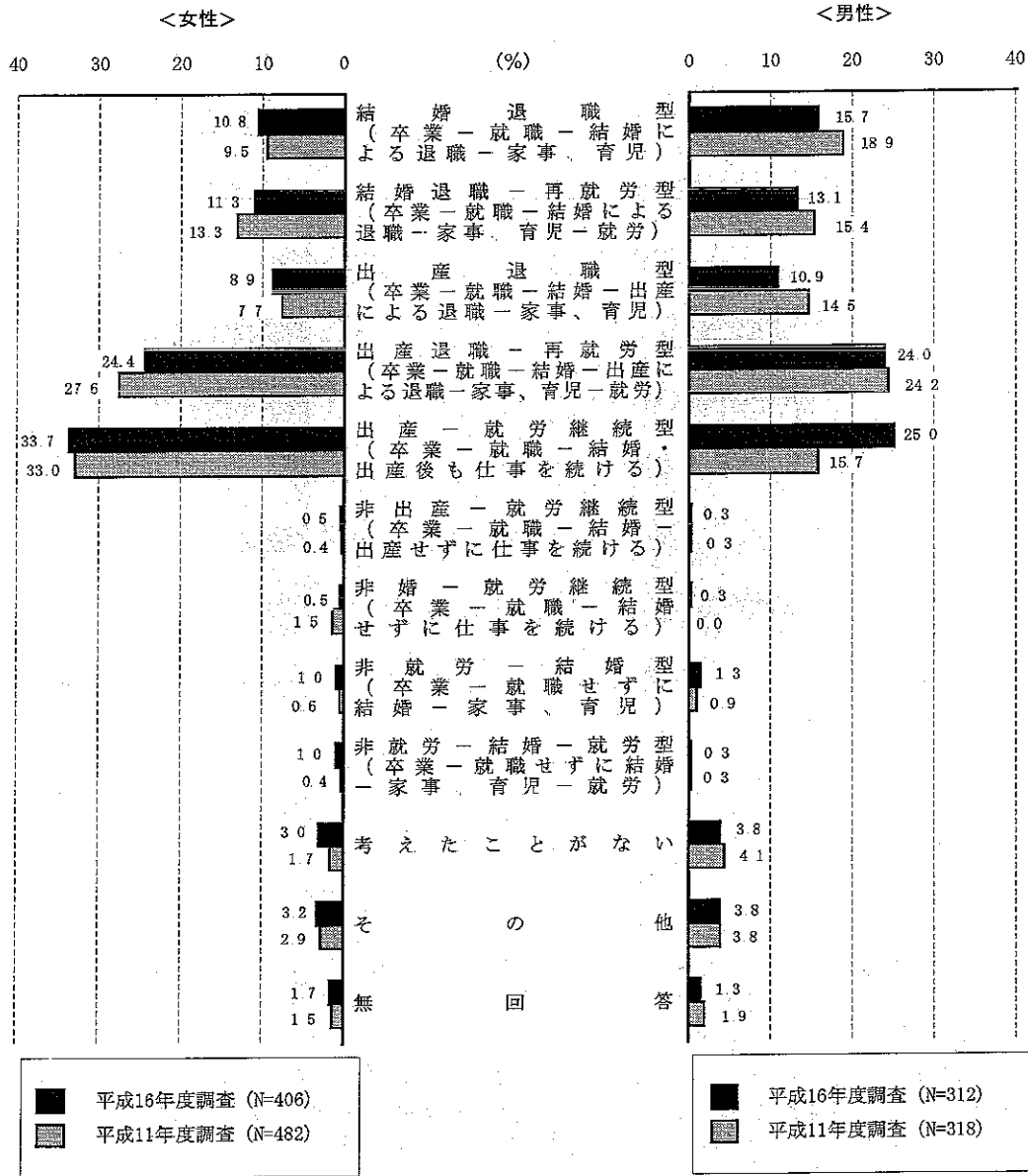
家庭の仕事の役割分担について

問. 家庭における役割について、あなたはどのようにお考えですか。配偶者のいない方も、仮にいたと想定してお答えください。

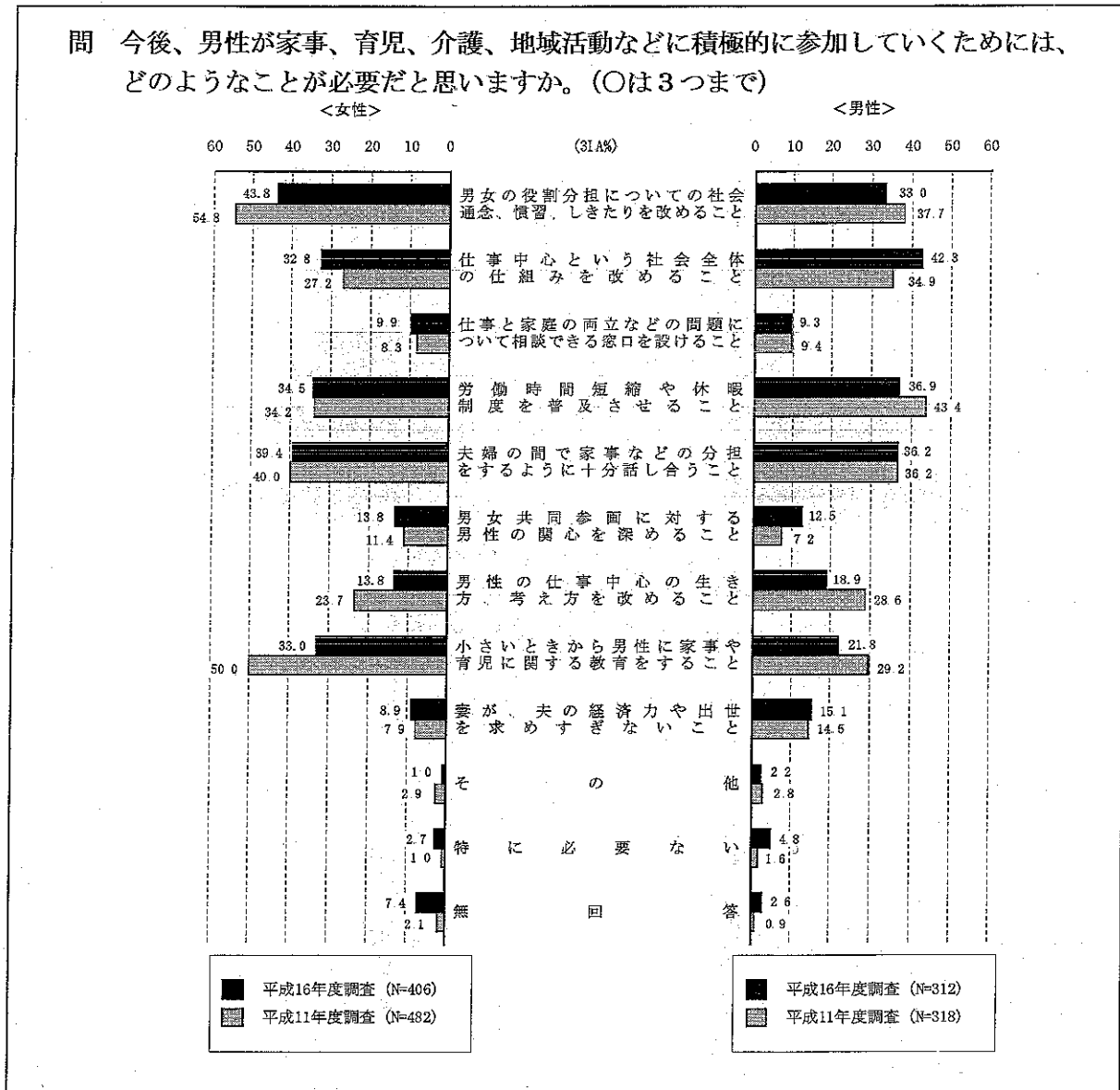


好ましい女性の生き方について

問. あなたが好ましいと思う女性の生き方は、どのような生き方だと思いますか。(1つ)



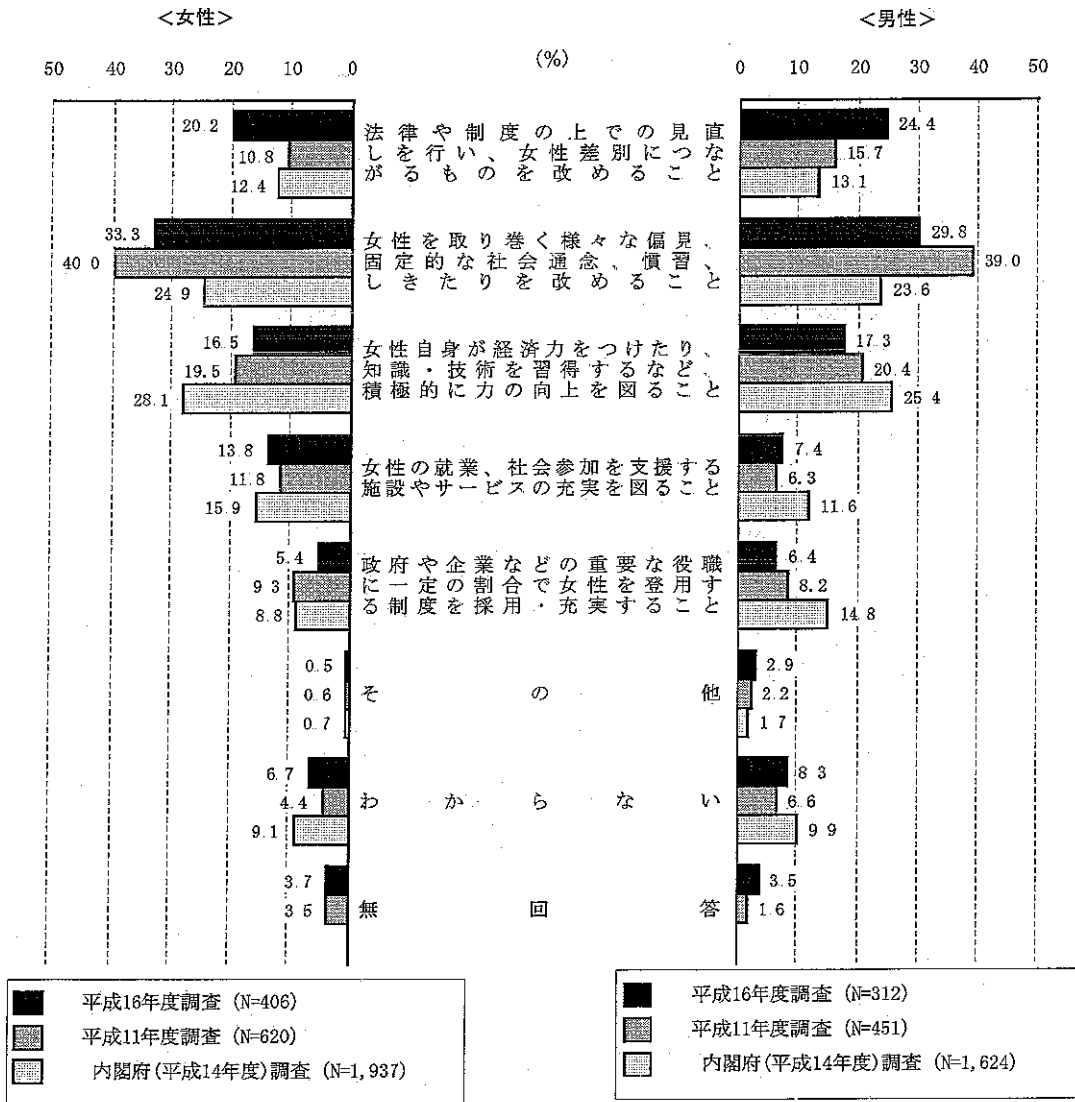
男性が家事・育児・介護・地域活動等に参加するために必要なこと



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度)
 大阪府「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」(平成11年度)

男女平等の実現にとって最も重要なこと

問. 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、最も重要と思われるものは何ですか。(〇は1つだけ)



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度)
 大阪府「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」(平成11年度)

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that this is crucial for ensuring the integrity of the financial statements and for providing a clear audit trail. The text also mentions that proper record-keeping is essential for identifying and correcting errors in a timely manner.

2. The second part of the document focuses on the role of internal controls in preventing fraud and misstatements. It highlights that a strong internal control system is necessary to ensure that all transactions are properly authorized, recorded, and reviewed. The text also notes that internal controls should be designed to be effective and efficient, and should be regularly evaluated and updated as needed.

3. The third part of the document discusses the importance of transparency and communication in financial reporting. It emphasizes that management should provide clear and concise information to investors and other stakeholders, and should be open to questions and feedback. The text also mentions that transparency is essential for building trust and confidence in the organization's financial statements.

4. The fourth part of the document discusses the role of the audit committee in overseeing the financial reporting process. It highlights that the audit committee should be composed of independent members who are knowledgeable about financial reporting and internal controls. The text also notes that the audit committee should be responsible for reviewing and approving the financial statements, and for monitoring the effectiveness of the internal control system.

施策の基本的方向	3. 働く場での男女平等の推進
検証・評価の項目	① 雇用の場における均等取扱いと女性の能力発揮の促進
■プラン概要 (1) 雇用の場における男女の均等取扱いの推進 ア 男女労働者の均等な機会と待遇の確保のための啓発等 イ ポジティブ・アクションの推進 ウ 妊娠・出産による不利益取扱いへの対応 エ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (2) 女性の能力発揮促進のための援助 ア 女性の職業能力開発の促進 イ 再就職支援	

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	企業等に対してセクシュアル・ハラスメント防止を含めた均等取扱いや女性の職業能力開発を促進する取組が行われているか
②	労働者に対してセクシュアル・ハラスメントの相談や職業訓練等の支援策が講じられているか
③	再就職を希望する女性に対して支援策が講じられているか
④	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
⑤	均等取扱いや女性の能力発揮促進の必要性が十分に訴えられているか

取組概要・関連データからの分析

【取組概要】

- ① 企業向け男女雇用機会均等セミナーの開催、企業研修に活用できるセクシュアル・ハラスメント啓発冊子の作成・配布、講師（職員）の派遣、男女いきいき・元気宣言事業者制度の創設、いきいき企業サーチネット等先進企業の事例収集・発信など企業の取組を促進する様々な事業を実施した。
- ② 電話・面談による労働相談を実施するとともに、セクシュアル・ハラスメントについては専用電話を設置し対応した。
 高等職業技術専門学校において職業訓練を実施し、母子家庭の母親を対象とする職業訓練等も行うなど、労働者に対する支援策を講じた。
- ③ 市町村が主体となって母子家庭の母親等就職困難者を支援する地域就労支援事業を全市町村で実施した。また、新しい知識やより高度な技能及び資格の取得等を容易にするために実施するテクノ講座では、女性の就業者が比較的少ない職種に関連する講座に女性優先枠を設けるなど支援策を講じた。

④⑤ セミナーの開催や啓発冊子の配布、相談対応など様々な手法により法律等の周知を図るとともに、均等取扱いや女性の能力発揮促進の必要性を訴えた。

事業の周知にあたっては、企業や各種商工団体、各市町村生涯学習施設等に案内を送付するなど効果的な PR に努めたり、関係団体と共催実施し広く広報活動を実施するなどした。また、男女いきいき・元気宣言制度では、金融機関と連携し中小企業に広く働きかけるなど工夫した。

セミナーでは、参加企業の理解が深められるように、企業担当者から具体的取組事例を発表してもらうなどし、女性の能力発揮促進等の必要性を訴えた。

【関連データからの分析】

- ・「男女いきいき・元気宣言」登録事業者は、当初目標の 150 社を達成し、平成 21 年 2 月末日現在 189 社と着実に増加している。
- ・大阪府内でポジティブ・アクションに取り組んでいる企業の割合は、⑯33.7%から⑰45.6%に増加している。
- ・年齢別の女性の労働力率は M 字カーブを描いており、出産や育児等のため自らの意思に反して離職をしている女性が依然として多い状況にある。

【数値目標設定指標】

数値目標設定指標	当初値（時点）	現況値（時点）	目標値（時点）
「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録企業数	H15 年 1 月創設	189 社 (H21.2)	300 社 (H22) 当初 150 社
ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合	33.7% (H15)	45.6% (H19)	40% (H21)

D【関連データ等】

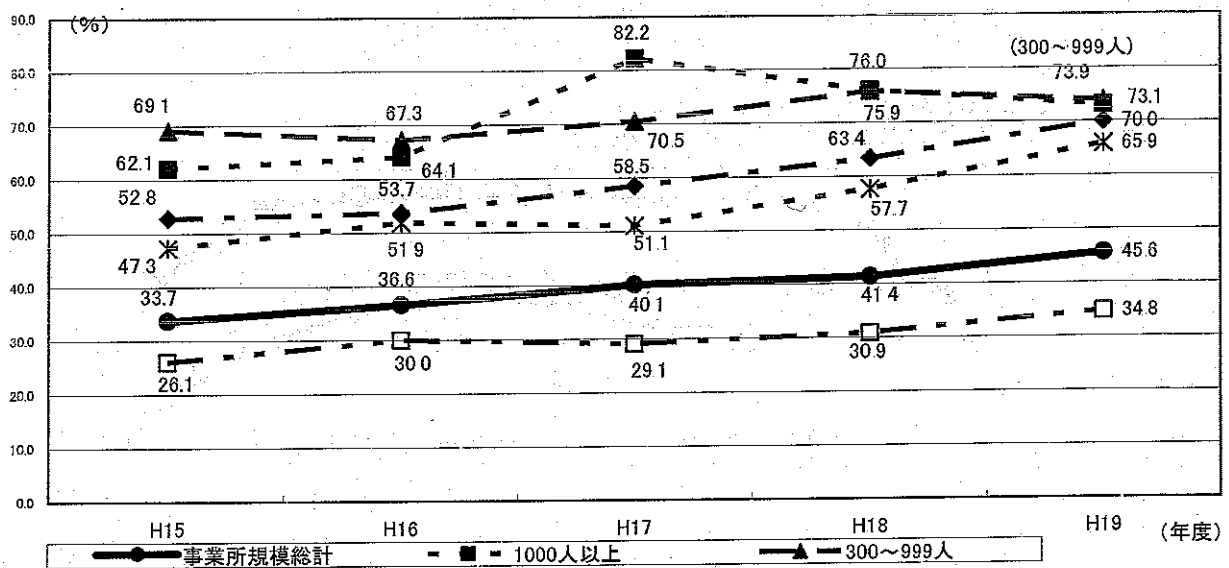
■数値目標設定指標

1. 「男女いきいき・元気宣言」事業者制度 登録数の推移 [目標 H22 : 300 社]

平成 21 年 2 月末日現在の登録数 189 社

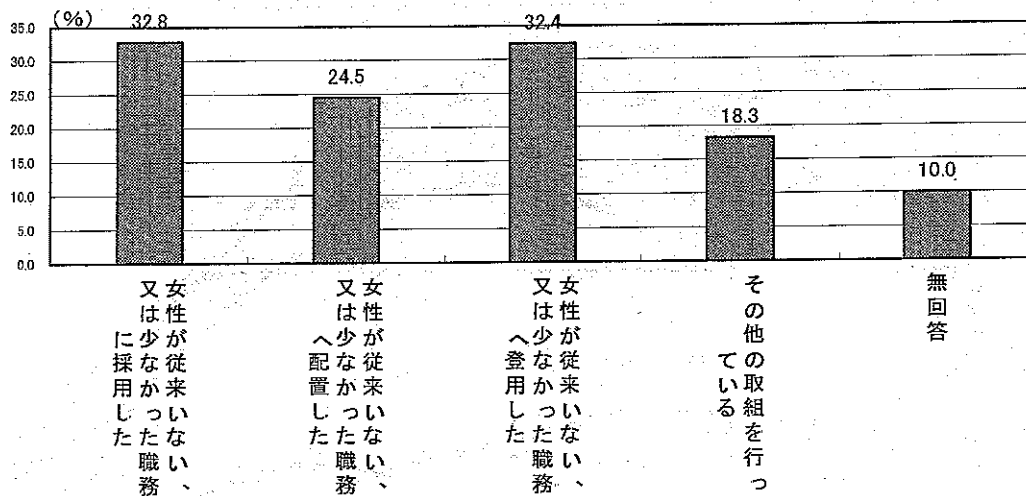
年度	15	16	17	18	19
登録数	38 社	51 社	77 社	128 社	174 社

2. ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所割合（規模別）の推移(大阪府)



資料出所：厚生労働省大阪労働局調べ

(参考) ポジティブ・アクションの取組内容(大阪府)

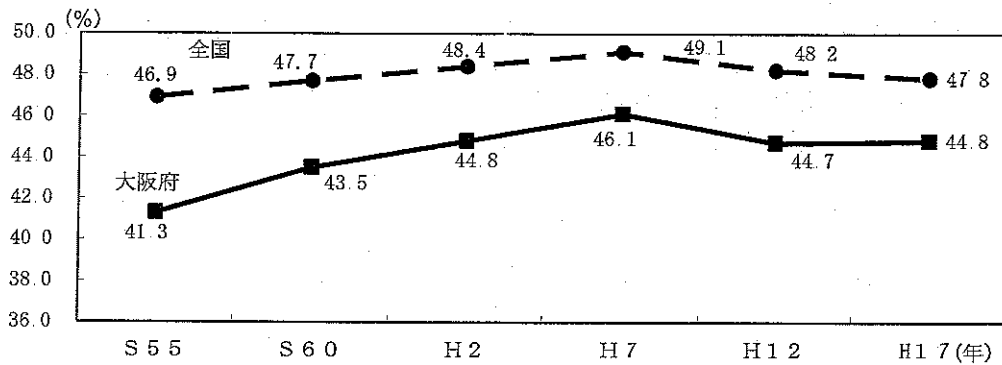


[取り組んでいる事業所=100% (複数回答あり)]

資料出所：厚生労働省大阪労働局調べ (平成19年度)

■基本的な指標

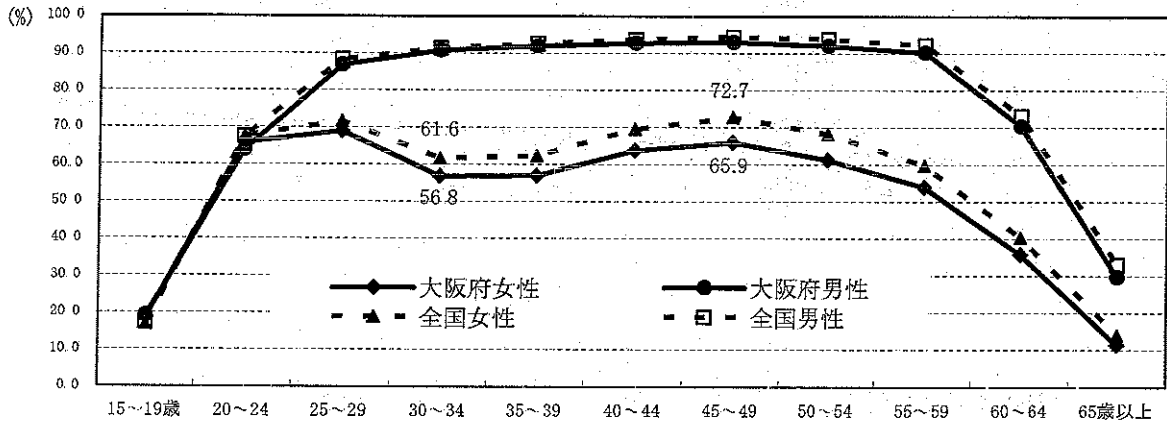
3. 女性の労働力率の推移 (大阪府 全国)



資料出所：総務省「国勢調査」

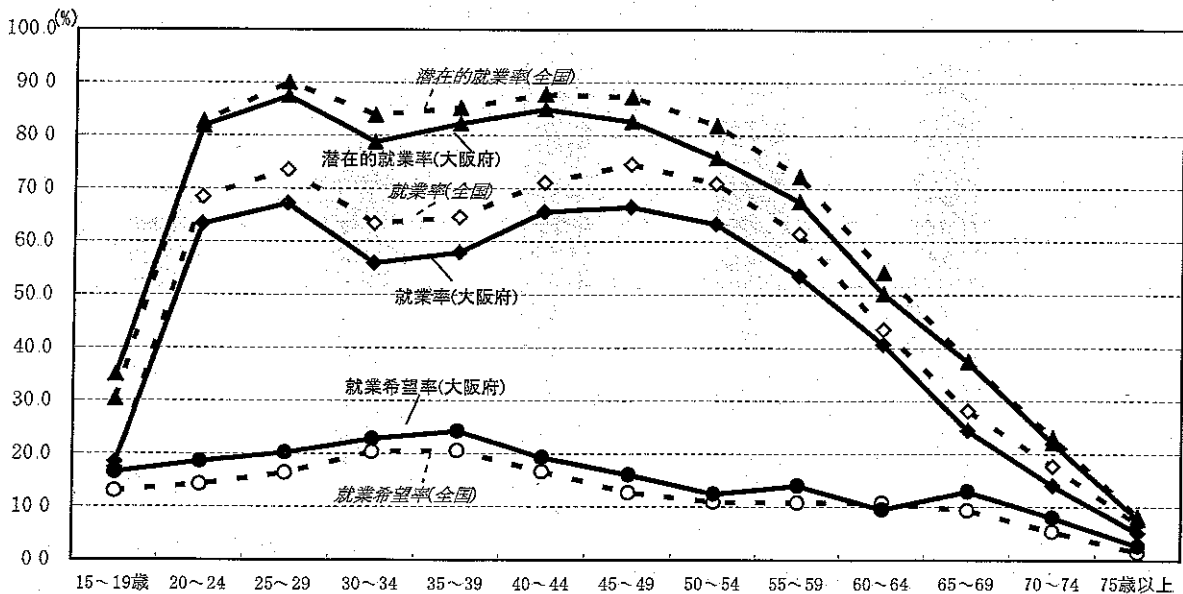
(*) 労働力率：「労働力人口」(仕事をした「就業者」と仕事を持ちながら休んでいた「休業者」及び仕事がなく仕事を探していた「完全失業者」の数の計)を「15歳以上人口(労働力状態不詳を含む)」で除し、100をかけた値。

4. 性別・年齢階級別労働力率 (大阪府 全国)



資料出所：総務省「国勢調査」(平成17年)

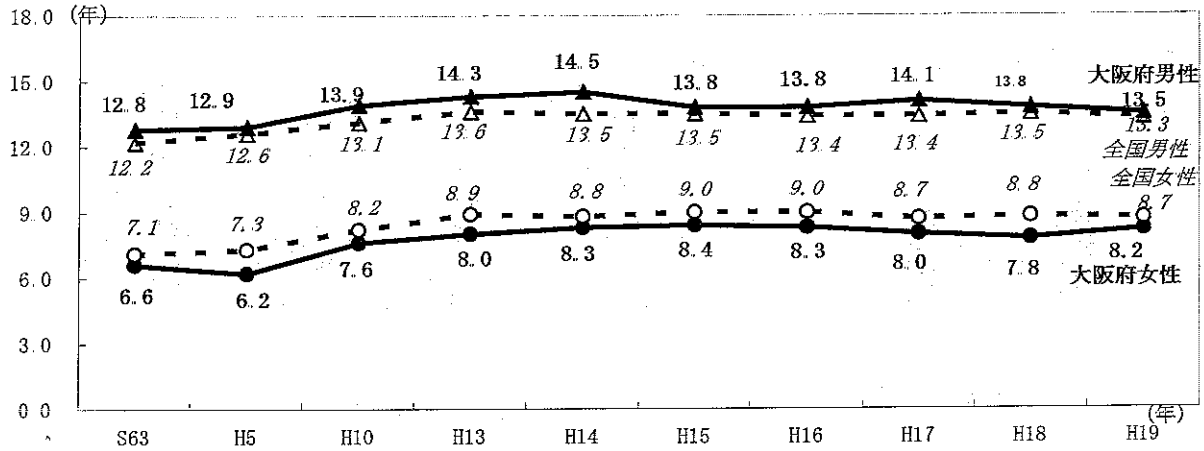
5. 年齢階級別女性の潜在的就業率 (大阪府 全国)



資料出所：総務省「就業構造基本調査」(平成19年)

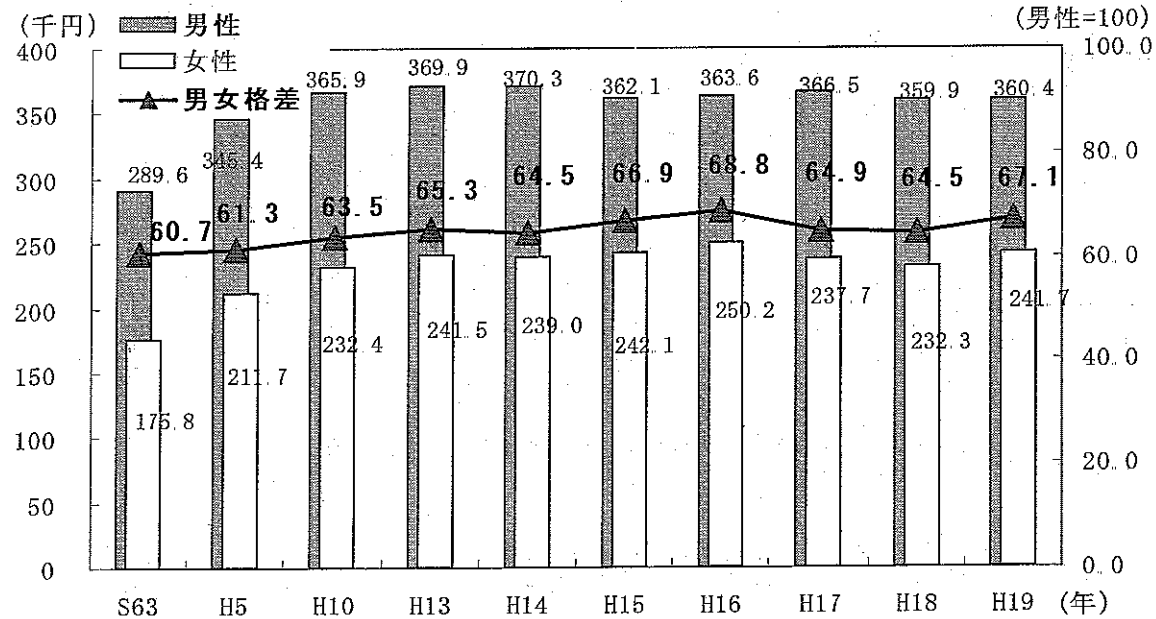
(注)潜在的就業率=(就業者数(年齢階級別)+就業希望者数(年齢階級別))/15歳以上人口(年齢階級別)

6. 平均勤続年数の推移(大阪府 全国)



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注)短時間労働者を除く

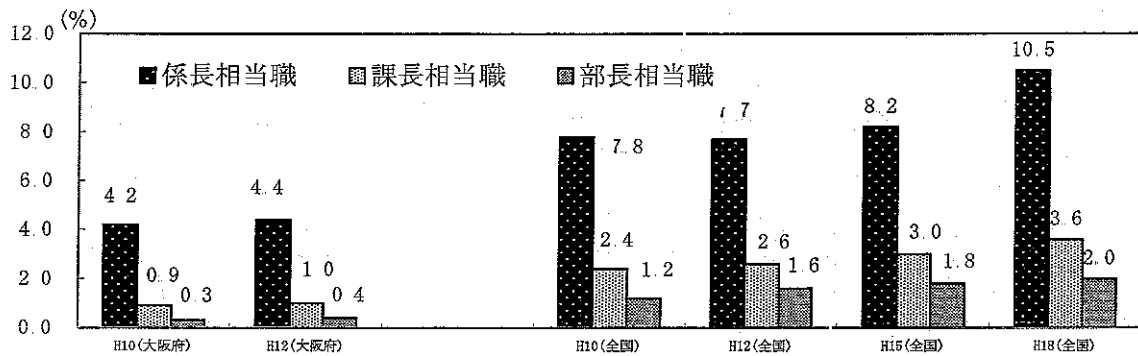
7. 男女の賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注)短時間労働者を除く。

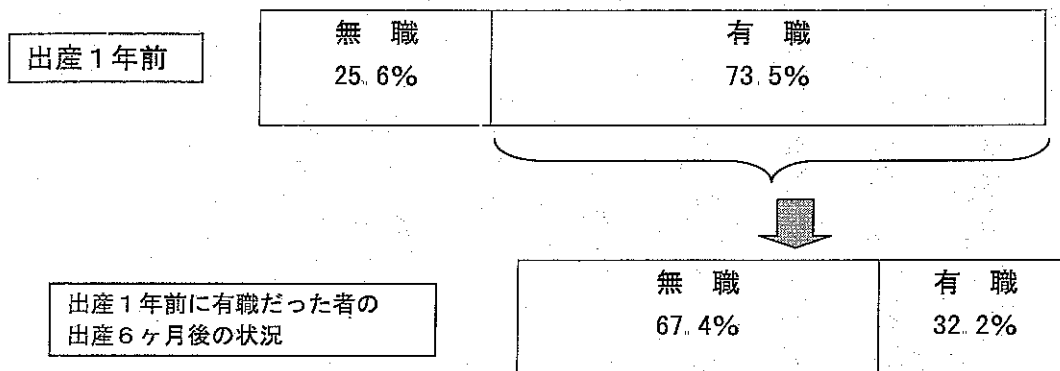
(*) 所定内給与額：労働契約などであらかじめ定められている支給条件、算定方法により支給される「月間決まって支給する現金給与額」のうち、所定労働時間を超える労働に対して支払われる「超過労働給与額」を含まないもの

8. 企業における役職別女性管理職の状況（大阪府 全国）



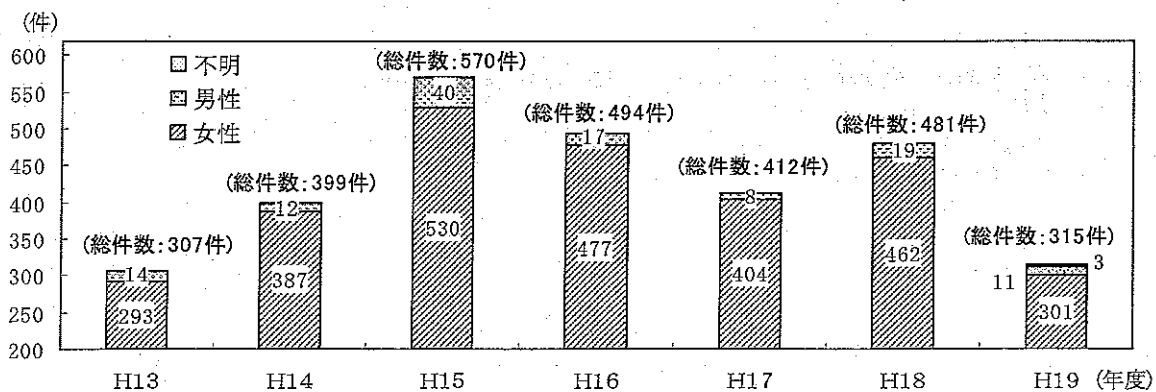
資料出所：厚生労働省大阪労働局「大阪における女性雇用管理の状況」（平成13年）
厚生労働省「女性雇用管理基本調査」結果概要

9. 第一子出産前後の母の就業状況



資料出所：厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」（平成13年度）

10. 職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談状況

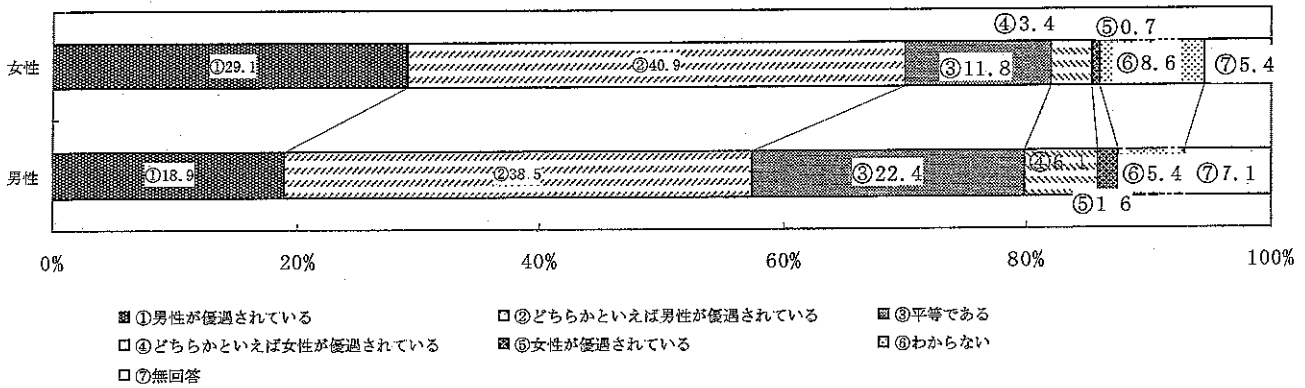


資料出所：大阪府総合労働事務所「労働相談報告・事例集」

(注) セクシュアル・ハラスメントに関する相談のうちセクシュアル・ハラスメントを受けたとする人からの相談件数である。

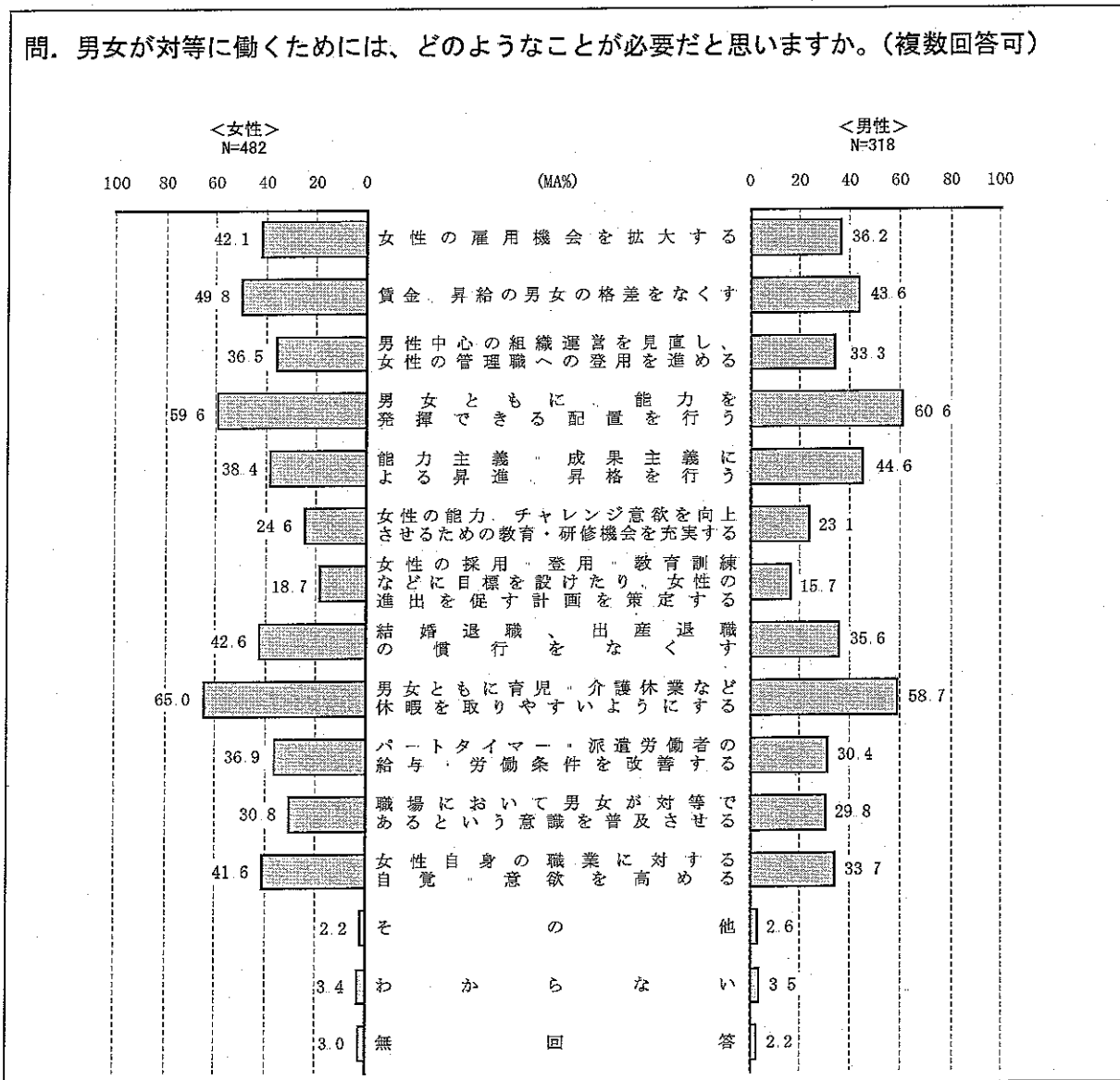
(参考) H16 意識調査

職場における男女の平等感 (大阪府)



(参考) H16 意識調査

男女が対等に働くために必要なこと



施策の基本的方向	3. 働く場での男女平等の推進
検証・評価の項目	㊦ 男女ともに多様な働き方ができる労働環境の整備
■プラン概要	
<p>(3) 多様な働き方への支援</p> <p>ア 労働時間短縮及び休暇制度等の充実の啓発</p> <p>イ 短時間労働者の労働条件の向上への取組</p> <p>ウ 情報通信機器を活用した働き方への取組</p> <p>エ 女性起業家支援</p> <p>オ 自営業等に従事する女性の地位の向上への取組</p>	

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	企業等に対して働きやすい職場づくりを促進する取組が行われているか
②	適正な処遇・労働条件向上に向けた取組や様々な情報提供を行うなど、個人の多様な働き方を支援する方策が講じられているか
③	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
④	多様な働き方の意義が十分に訴えられているか

取組概要	
<p>【取組概要】</p> <p>① シンポジウムの開催、ワーク・ライフ・バランス（WLB）の取組メリットを紹介したリーフレットの作成・配布、ホームページによる取組事例の提供、企業の実状に応じて WLB を推進できるよう、具体的な手順と方法、参考となる先進事例等を掲載した「WLB 実践マニュアル&先進事例」の作成・配布など企業の取組を促進する様々な事業を実施した。</p> <p>② 労働相談会の実施、労働契約や労働条件などに関するセミナーの開催、法令を解説した啓発冊子の配布、『おおさか在宅ワーク支援ナビ』による情報提供、起業支援講座、コミュニティビジネス創出支援など様々な取組や情報提供を実施した。</p> <p>③④ セミナーの開催や啓発冊子の配布、相談対応、ホームページでの情報発信など様々な手法により法律等の周知を図るとともに、多様な働き方の意義を訴えた。</p> <p>『おおさか在宅ワーク支援ナビ』では、相談件数 4,830 件、ポータルサイトアクセス件数 83,246 件、仕事情報提供件数 1260 件（H20.11 末現在）、また、市・関係団体などと連携して開催することにより、セミナー等でも多くの参加があった。</p>	

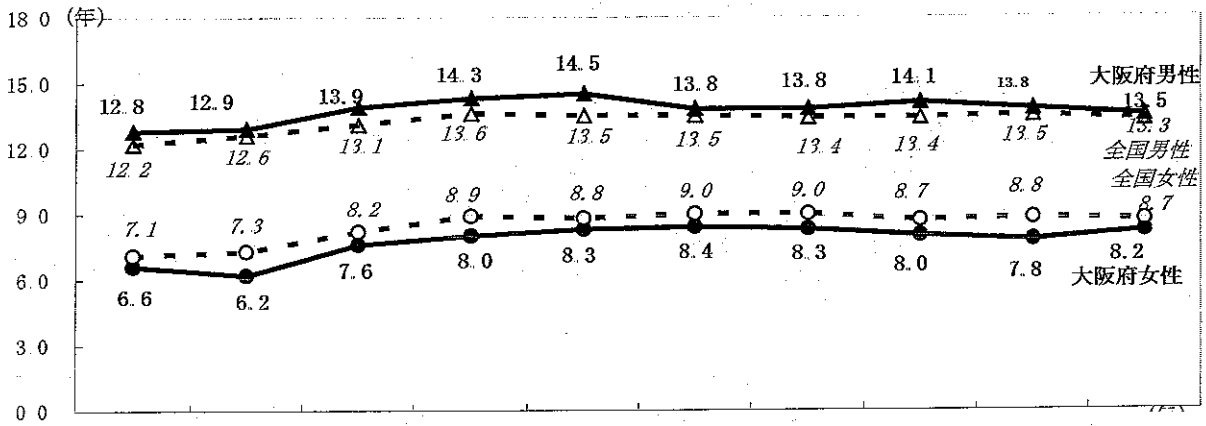
【数値目標設定指標】

数値目標設定指標	当初値（時点）	現況値（時点）	目標値（時点）
—	—	—	—

E【関連データ等】

■基本的な指標

1. 平均勤続年数の推移(大阪府 全国)



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注)短時間労働者を除く

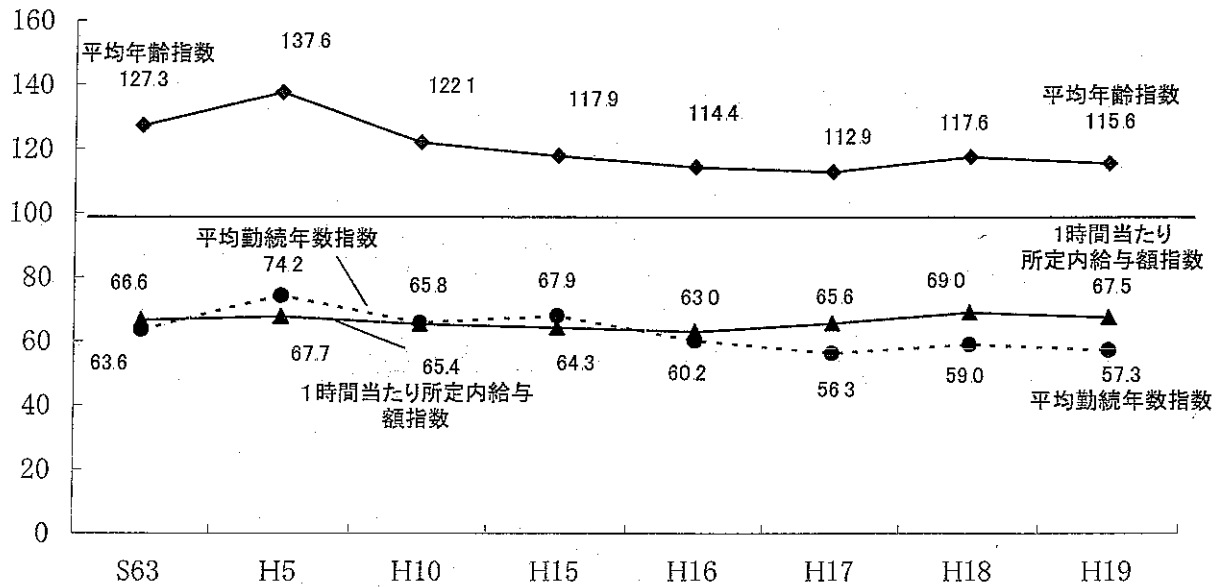
2. 女性の短時間労働者の就業状態(大阪府)

	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	1時間当たり所定内給与額(円)	所定内実労働時間(時間)
短時間労働者(*)	43.7	4.7	995	(1日あたりの時間) 5.3
(参考) 女性一般労働者	37.8	8.2	1,474	(1月あたりの時間) 164

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)

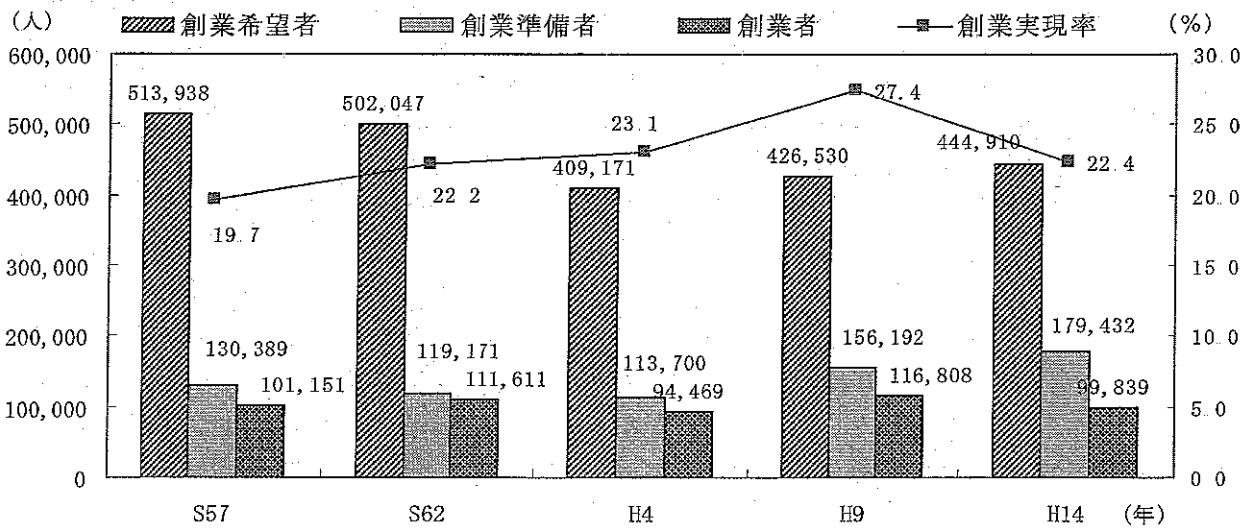
(注)女性一般労働者の1時間当たり所定内給与額は、「月間所定内給与額÷所定内実労働時間」で算出

3. 常用女性労働者を100とした場合の女性短時間労働者の労働条件の比較推移（大阪府）



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

4. 女性による創業の動向（全国）

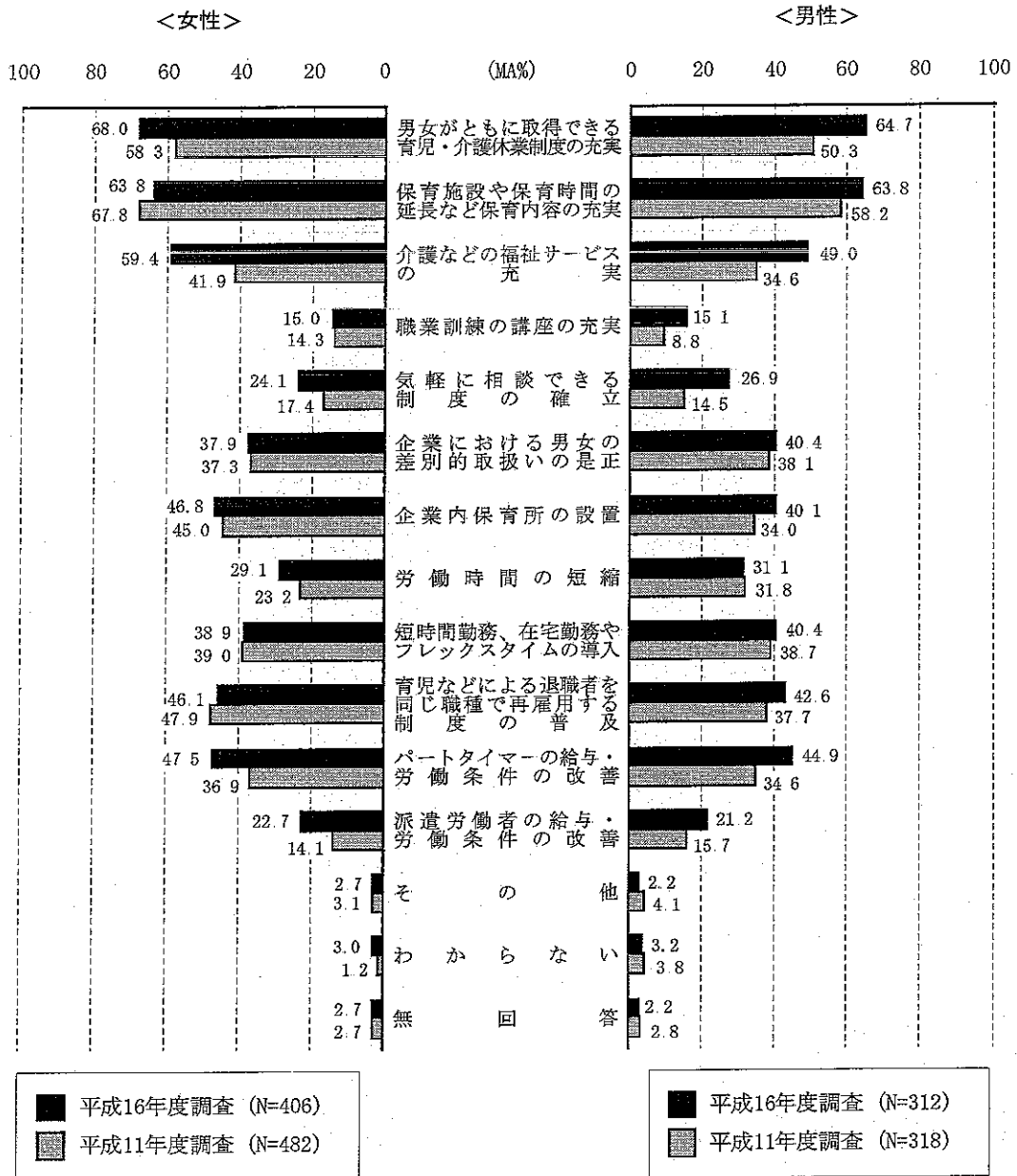


資料出所：中小企業庁「中小企業白書」（2006年版）（総務省「就業構造基本調査」再編加工）

(参考) H16 意識調査

女性が働き続けるために必要なこと

問. 女性が働き続けるために、今後、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答可)



1. 1990-1991
2. 1991-1992
3. 1992-1993
4. 1993-1994
5. 1994-1995
6. 1995-1996
7. 1996-1997
8. 1997-1998
9. 1998-1999
10. 1999-2000
11. 2000-2001
12. 2001-2002
13. 2002-2003
14. 2003-2004
15. 2004-2005
16. 2005-2006
17. 2006-2007
18. 2007-2008
19. 2008-2009
20. 2009-2010
21. 2010-2011
22. 2011-2012
23. 2012-2013
24. 2013-2014
25. 2014-2015
26. 2015-2016
27. 2016-2017
28. 2017-2018
29. 2018-2019
30. 2019-2020
31. 2020-2021
32. 2021-2022
33. 2022-2023
34. 2023-2024
35. 2024-2025

1. 1990-1991
2. 1991-1992
3. 1992-1993
4. 1993-1994
5. 1994-1995
6. 1995-1996
7. 1996-1997
8. 1997-1998
9. 1998-1999
10. 1999-2000
11. 2000-2001
12. 2001-2002
13. 2002-2003
14. 2003-2004
15. 2004-2005
16. 2005-2006
17. 2006-2007
18. 2007-2008
19. 2008-2009
20. 2009-2010
21. 2010-2011
22. 2011-2012
23. 2012-2013
24. 2013-2014
25. 2014-2015
26. 2015-2016
27. 2016-2017
28. 2017-2018
29. 2018-2019
30. 2019-2020
31. 2020-2021
32. 2021-2022
33. 2022-2023
34. 2023-2024
35. 2024-2025

施策の基本的方向	4 総合的な子育て環境整備
検証・評価の項目	⑤ 家庭・地域など社会全体で子育てをする環境の整備
■プラン概要 (1) 社会全体での子育て支援 ア 相談・情報提供の充実 イ 地域における子育て支援の推進 ウ 児童虐待対策の推進 エ 子どもの保健・医療の推進 オ 母子家庭等や障がい児への支援 カ 子どもがのびのびと育つ教育等の推進 キ 子育て家庭の経済的負担の軽減	

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	NPOや市町村などが実施する子育て支援活動を促進する取組が行われているか
②	社会全体で子育てをする環境整備のための取組が行われているか
③	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
④	社会全体での子育て支援の必要性が十分に訴えられているか
特記事項	
①	在宅保育の不安を解消するためにどのような取組を行っているか
②	地域の子育て支援のために世代を超えた連携を促すような取組を行っているか
③	地域住民等と協働した子どもの安全確保に向けた取組を行っているか
取組概要・関連データからの分析	
【取組概要】	
① ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業など、市町村などが実施する子育て支援活動を促進するための様々な取組を実施した。 ② 子どもに関する問題について家庭等からの相談に応じ必要な助言指導等を行う子ども家庭センターの運営、子育て世帯が協賛店舗による割引・特典を受けられるまいど子どもカード事業の実施、小児救急医療支援、地域で保護者等からの相談に応じる子ども家庭サポーターの養成、里親制度の普及、ひとり親家庭への支援、放課後の子どもの居場所づくりに取り組むおおさか元気広場推進事業の実施、乳幼児医療費助成等、社会全体で子育てをする環境整備のため様々な取組を実施した。	

- ③ 府ホームページにおいて各種制度や相談窓口等を掲載したり、リーフレットの作成・配布、研修会の開催、市町村や関係機関を通じて周知を行うなど、様々な手法により周知徹底を図った。
- ④ ①②のとおり、様々な取組を実施し、社会全体での子育て支援の必要性を訴えた。まいど子どもカードは、事業開始後約1年間で5,000店舗の協賛を得るなどした。

【特記事項 取組概要】

- ① ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業等各種事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進した。
- ② 家庭や地域での非行防止機能の向上を図るため実施している保護者等支援教室では、自治会など幅広い地域住民の参加を得るよう取り組んだ。
- ③ こども110番ウォークラリーや地域安全マップづくりなど地域住民と協働した子どもの安全確保に向けた取組事例をHPで発信した。(すこやかネット)

【関連データからの分析】

- ・ファミリー・サポート・センター事業は平成12年の5市から平成19年には30市町に、地域子育て支援拠点は平成13年の74か所から平成19年には173か所に拡大。
- ・大阪府における合計特殊出生率は、平成19年は1.24であり、経年で見ると横ばい傾向にある。全国平均の1.34を下回っており、都道府県では第43位である。

【数値目標設定指標】

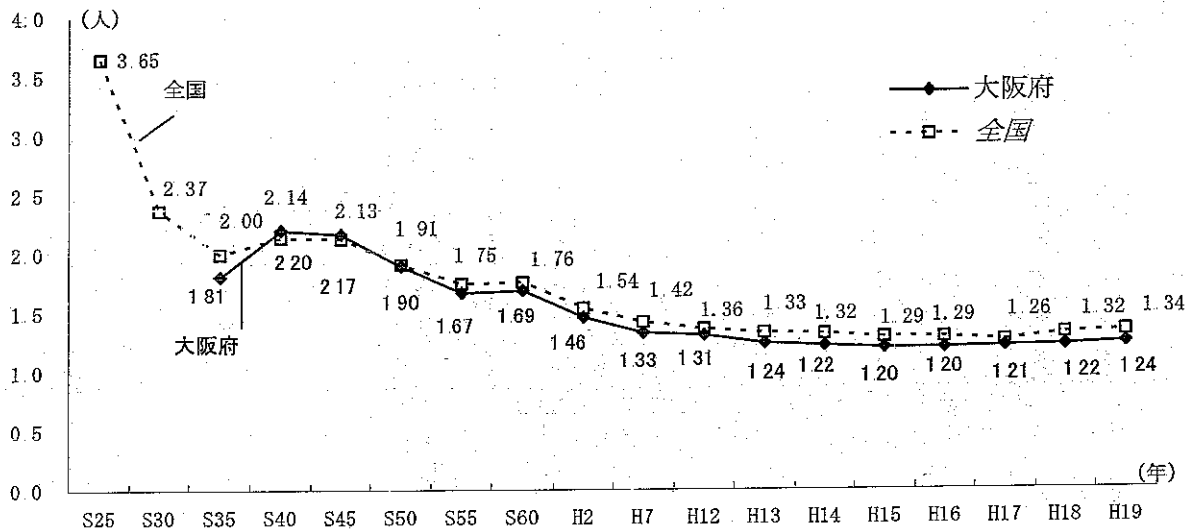
数値目標設定指標	当初値(時点)	現況値(時点)	目標値(時点)
地域子育て支援拠点事業(か所)	74か所(H13)	173か所(H19)	224か所(H21)
ファミリー・サポート・センター事業(市町村数)	5市(H12年度末)	30市町(H19)	32市町村(H21)

F【関連データ等】

■基本的な指標

1. 合計特殊出生率の推移（大阪府 全国）

大阪府は全国平均の1.34を下回っており、都道府県の中では43位。



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

(*)合計特殊出生率：ある年の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、一人の女性が生涯に平均何人の子どもを産むかの推計値。

2. 福祉のまちづくり条例に基づく事前協議で把握できたベビーベッドの設置数（見込み含む）

年度	15	16	17	18	19
総設置数	219	237	203	197	142
うち男性トイレ内	45	24	24	26	16

3. 未就学児童の状況の構成割合（全国）

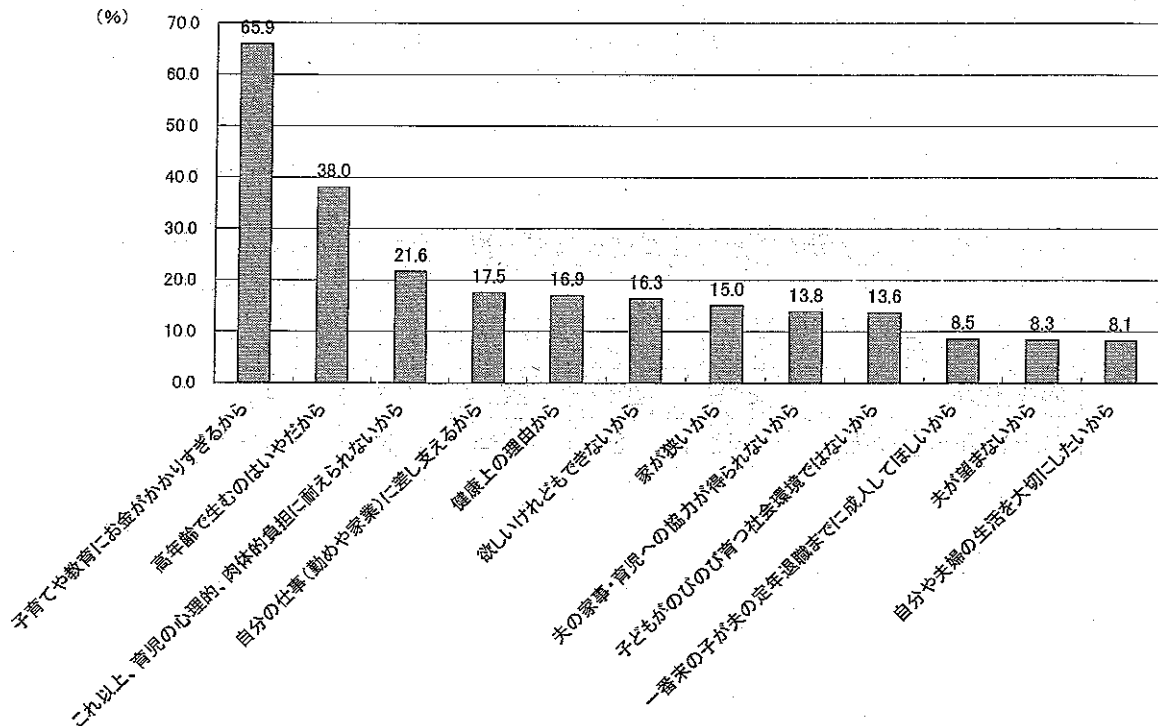
年齢各歳	総数	保育所	幼稚園	その他		
					その他の 保育施設	自宅・知り 合いの家 等
平成11年	100.0	26.2	25.9	47.8	2.2	45.6
平成16年						
総数	100.0	30.7	26.8	42.4	1.5	41.0
0歳	100.0	9.4	・	90.6	—	90.6
1歳	100.0	23.2	・	76.8	1.8	75.0
2歳	100.0	21.7	・	78.3	1.9	76.4
3歳	100.0	34.8	9.6	55.7	2.6	53.0
4歳	100.0	45.7	41.4	12.9	1.7	11.2
5歳	100.0	35.5	61.0	3.5	1.4	2.1
6歳	100.0	35.0	63.8	1.3	—	1.3

資料出所：厚生労働省「平成16年度全国家庭児童調査結果」

(注)・「その他の保育施設」とは、事業所内保育施設、認可外保育施設などのこと。

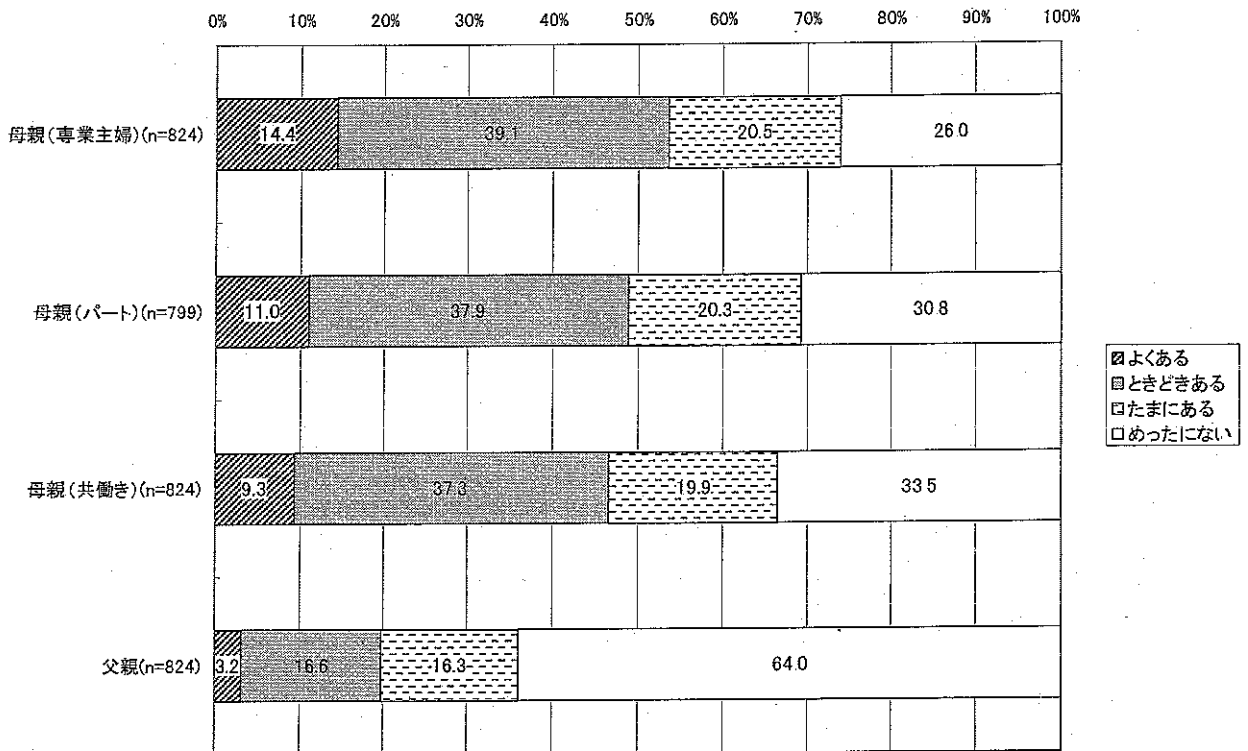
・「自宅・知り合いの家等」とは、親、ベビーシッター、親類、知り合い等により、保育が行われている場合をいう。

4. 予定子ども数が理想子ども数を下回る理由（全国・女性）



資料出所：国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」(平成17年)

5. 子育てをしながら、孤立感を感じることもあるか



資料出所：財団法人子ども未来財団「平成18年度 子育てに関する意識調査報告書」(平成19年2月)

施策の基本的方向	4 総合的な子育て環境整備
検証・評価の項目	㊦ 仕事と子育ての両立支援
■プラン概要	
(2) 仕事と子育ての両立支援 ア 育児・介護休業制度の周知と利用促進に向けた啓発 イ 保育サービスの充実 ウ 子育て等家庭生活への男性の参画の促進	

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	企業等に対して仕事と子育ての両立支援を促進する取組が行われているか
②	府民の仕事と子育ての両立を支援する取組が行われているか
③	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
④	仕事と子育ての両立支援の必要性が十分に訴えられているか
特記事項	
①	育児休業取得促進や意識改革など、男性を対象としたポジティブ・アクションを実施しているか

取組概要・関連データからの分析	
【取組概要】	
①	関係法令の周知・啓発を図るためのセミナー開催や啓発冊子の作成・配布、企業の両立取組を応援する奨励金事業、アドバイザー派遣事業、男女いきいき元気宣言登録制度など、企業に対して両立支援を促進するための様々な取組を実施した。
②	延長保育や一時保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの推進、保育所の整備、幼稚園における預かり保育の推進、放課後児童クラブへの助成など、仕事と子育ての両立を支援する様々な取組を実施した。
③	セミナーや啓発冊子の配布、府ホームページ等、様々な手法により周知した。 企業向け周知では、府内商工会議所・商工会、経営者協会、社労士会、労働組合等商工労働関係団体との連携に力を入れた。また、事例集の作成にあたっては社長へのインタビューや職場の写真を掲載するなど取組事例をリアルに伝えることに努めた。
④	①の取組を通じて、両立支援の必要性を訴えた。
【特記事項 取組概要】	
①	ワーク・ライフ・バランスのリーフレット配布や仕事と家庭の両立支援キャンペーン、学校における育児体験教育等を実施した。 府庁では男性職員の育児に関わる休暇の取得促進のため、子育て支援サイトの充実など5つの取組を実施した。

【関連データからの分析】

- ・ 数値目標設定指標をみると、育児休業を取得している人の割合は、平成14年3月時点で女性81.5%、男性0.4%であったが、平成20年7月時点では女性86.1%、男性0.9%となっている。女性の育児休業取得状況は上昇傾向にあるが、男性の育児休業取得率は引き続き低い状況にある。
- ・ 男性の平均週間就業時間は、30代に最も長い状態となっており、そのうち2割以上が週60時間以上就業している状況である。
- ・ 保育環境については、保育所整備等の結果、定員は着実に増えており、また、待機児童数は平成13年1,757人から平成20年には362人となるなど年々減少している。

【数値目標設定指標】

数値目標設定指標	当初値(時点)	現況値(時点)	目標値(時点)
育児休業を取得している人の割合	女性 81.5% (H14.3) 男性 0.4% (H)	女性 86.1% (H20.7.31) 男性 0.9% (H20.7.31)	女性 85% (H26) 男性 10% (H)
府における父親となる職員の連続5日以上のお休取得率	16.2% (H17)	26.2% (H19)	80% (H21)
通常保育事業(保育所入所児童数)	56,859人 (H13)	65,925人 (H20)	68,300人(H21)
放課後児童健全育成事業(クラブ数)	508か所 (H16)	514か所 (H19)	515か所 (H21)

G【関連データ等】

■数値目標設定指標

1. 育児休業を取得している人の割合（全国）

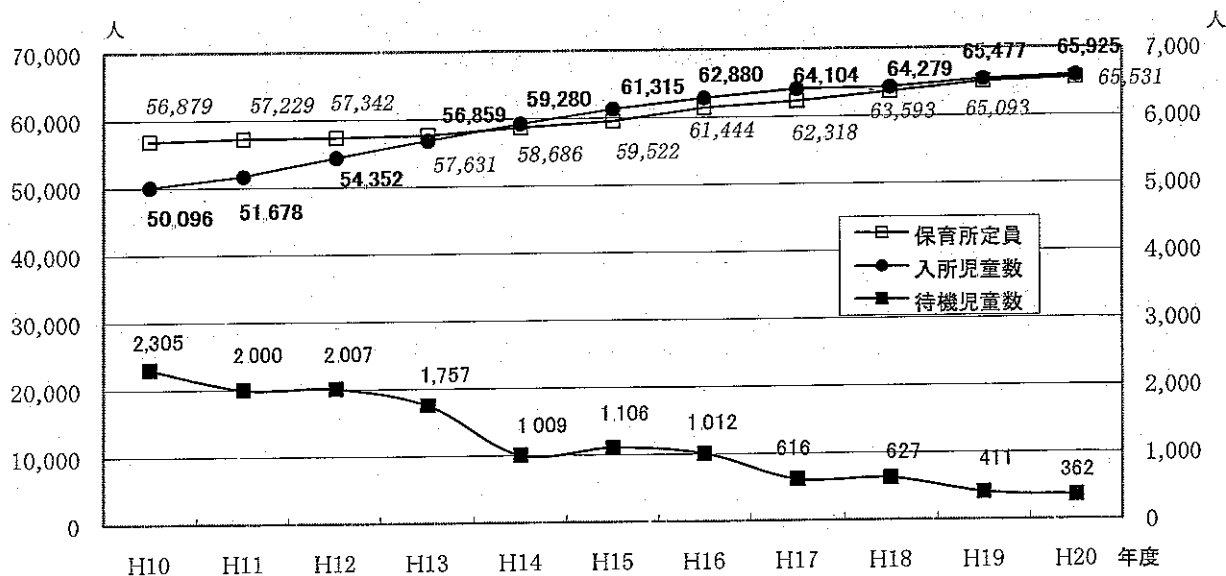
(常用労働者 30人以上規模)	女性(%)	男性(%)
H5年	48.1	0.02
H11年	57.9	0.55
H14年	71.2	0.05
H15年	73.1	0.44
H16年	78.0	0.43
H17年	80.2	0.41
H18年	88.5	0.57
H19年	92.4	0.92

資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（～H18）、「雇用均等基本調査」（H19）

2. 府における父親となる職員の連続5日以上の休暇取得率 [目標 H21：80%]

	H17	H18	H19
取得率	16.2%	20.8%	26.2%

3. 保育所定員、入所児童数、待機児童数の推移(大阪府)



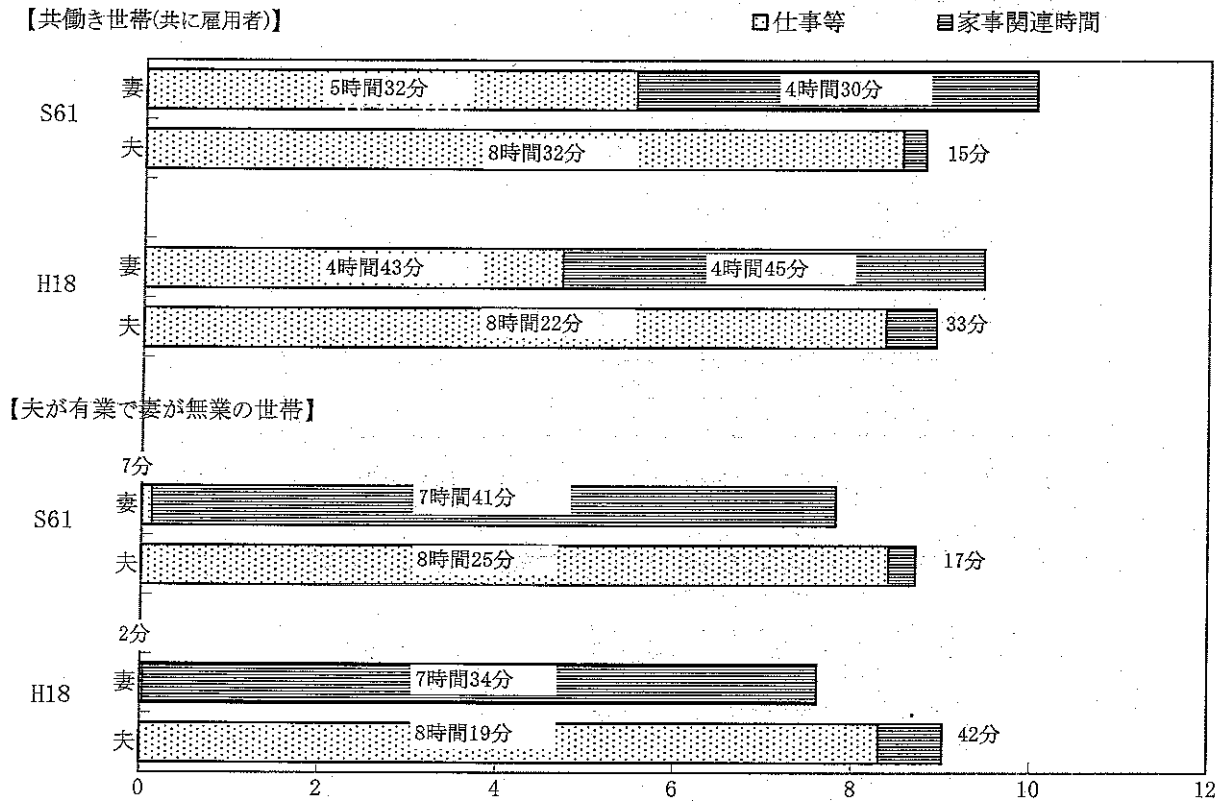
資料出所：大阪府児童家庭室調べ（各年度4月1日現在）

(注) 大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。

平成17年度は、平成16、17年度の2か年整備に伴う事前入所承認数等を除いた実待機児童数。

■基本的な指標

4. 夫婦の仕事等及び家事関連時間の推移(全国)

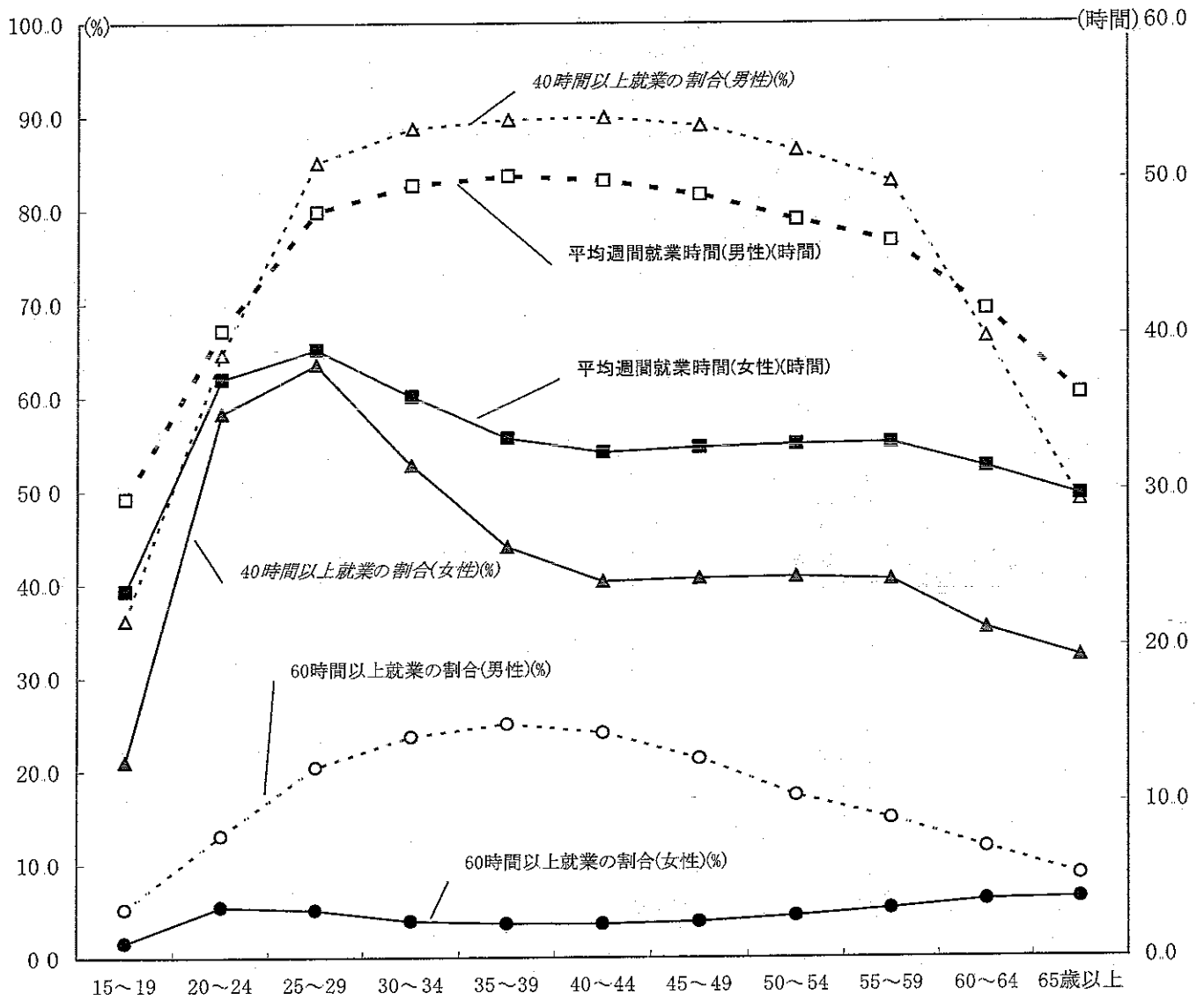


資料出所：総務省「社会生活基本調査」(※)「夫婦と子どもの世帯」の夫・妻の週全体の総平均である。

(注1) 仕事等：「仕事」と「通勤・通学」の行動時間の計

(注2) 家事関連時間：「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」の行動時間の計

5. 性別・年齢階級別平均週間就業時間(大阪府)



資料出所：総務省「国勢調査」(平成 17 年)

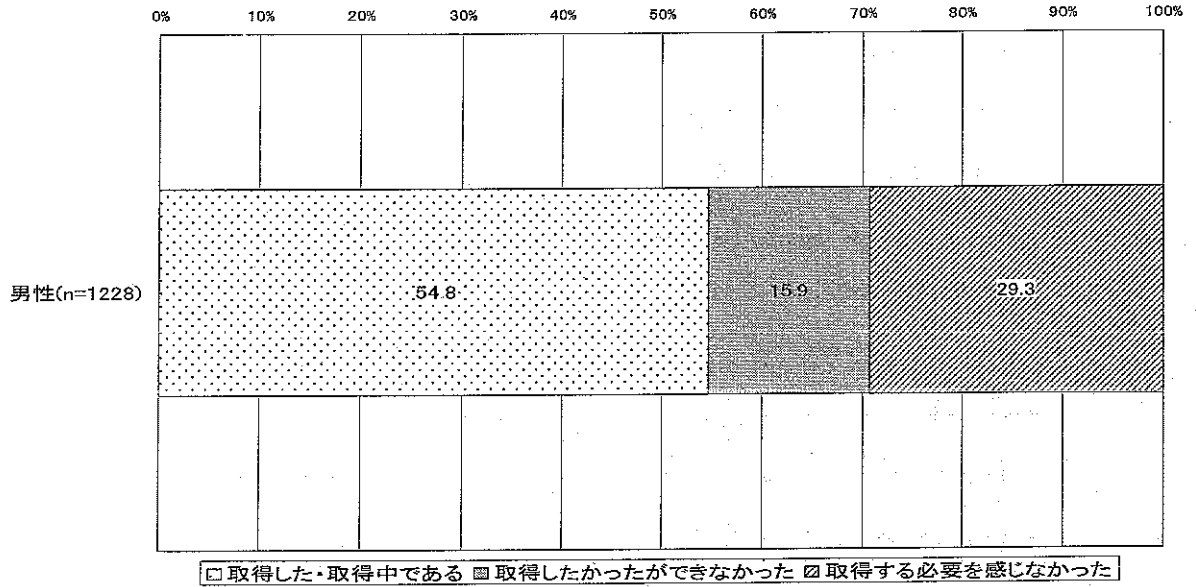
6. 病児・病後児保育関連事業

事業名	事業内容	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
乳幼児健康 支援一時預 かり事業	保育所に通 所中の子ども 等が病気回復 期で集団保育 が困難な期 間、一時預か りを行う事業 を推進する。	・実施市 町村数 9 ・実施か 所数 11	・実施市 町村数 11 ・実施か 所数 15	・実施市 町村数 11 ・実施か 所数 15	・実施市 町村数 14 ・実施か 所数 22	・実施市 町村数 14 ・実施か 所数 21	・実施市 町村数 17 ・実施か 所数 27	・実施市 町村数 20 ・実施か 所数 31 ※ 病 児・病後 児保育 事業に 一本化
病児・病後 児保育事業	保育所、病 院等に付設さ れた専用スペ ースにおいて 市町村が行う 病気回復期の 児童の一時預 かり事業を実 施する。 また、保育 所に通う児童 が急に体調不 良になった場 合に、看護士 等が緊急に対 応できる体制 を確保する市 町村に対し助 成する。	—	—	—	—	—	—	・実施市 町村数 15 ・実施か 所数 61

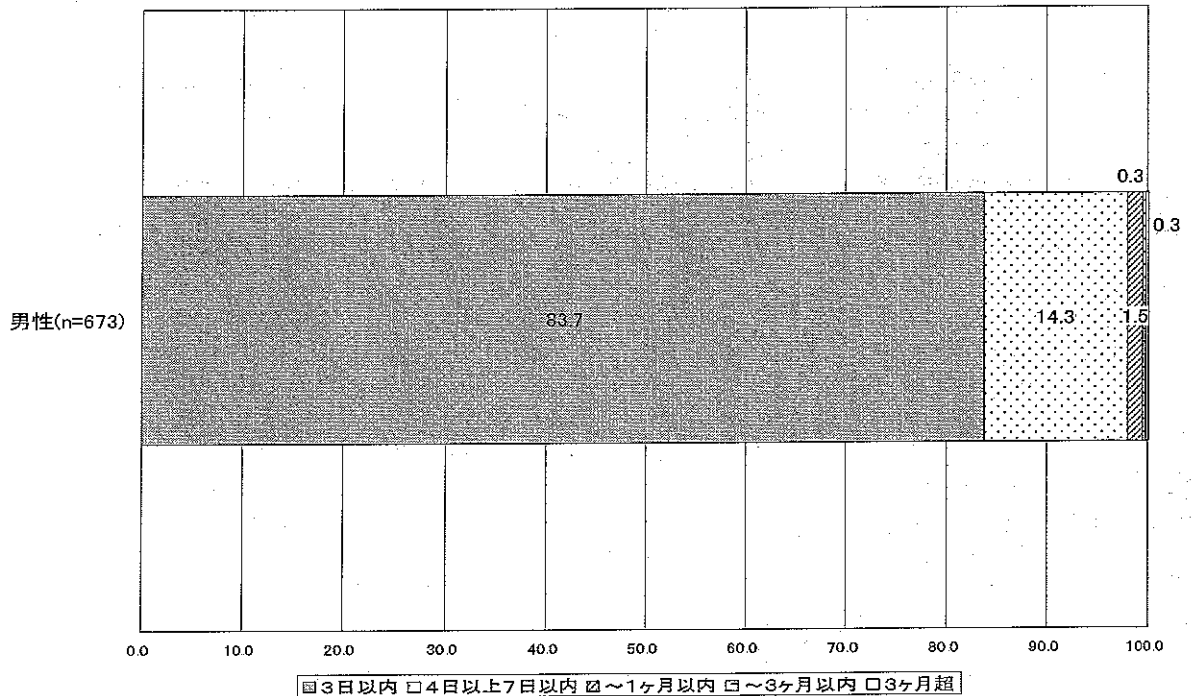
(注) 大阪市、堺市、高槻市、東大阪市除く。

7. 育児期の親の、勤務先の子育て支援取組に対する意識とその活用状況

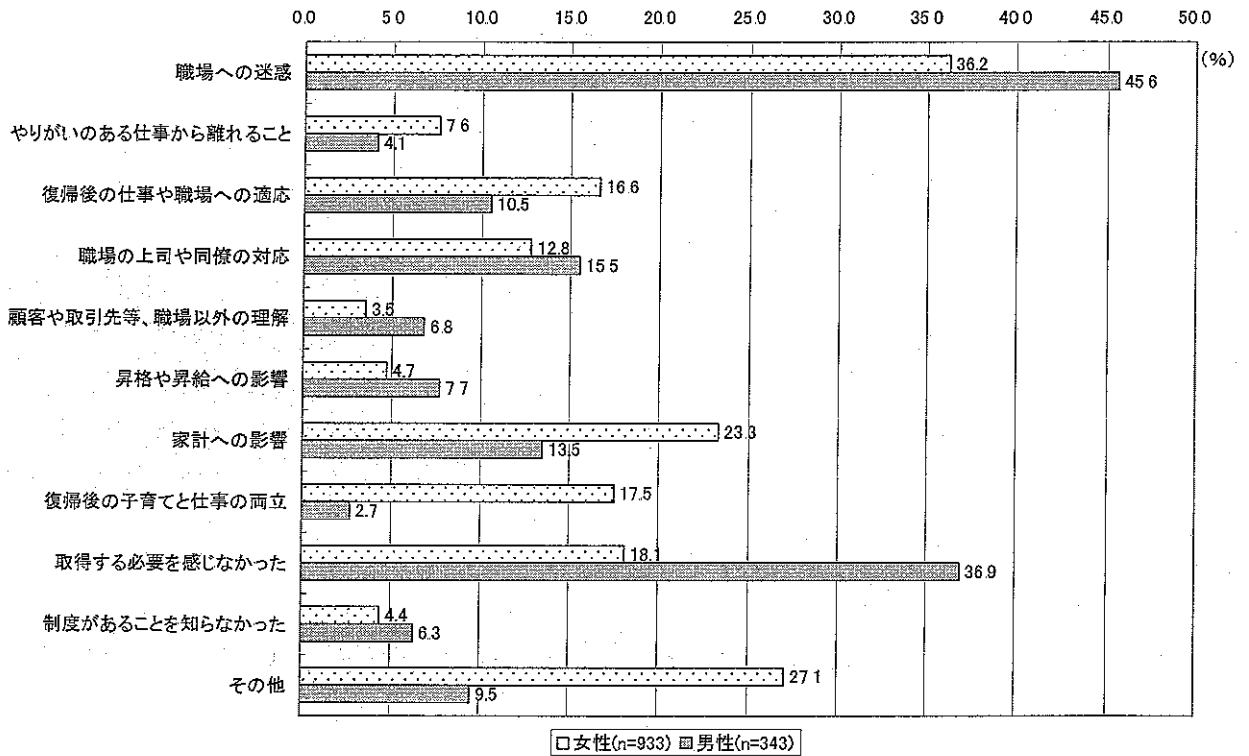
～末子誕生時の男性の休暇・休業の取得状況（単数回答）～



～末子誕生時の男性の休暇・休業取得日数（単数回答）～



～末子誕生時に休暇・休業を取得しなかった理由（男女・複数回答）～



資料出所：財団法人こども未来財団「企業における仕事と子育ての両立支援に関する調査研究～育児期の親の、勤務先の子育て支援取組に対する意識とその活用状況等に関する調査研究～」(平成 20 年 2 月)

(備考) 未就学の子を持つ正社員の男女を対象にしたインターネット上でのモニタ調査。調査時期は2007年10月、12月。有効回答数は男性1,228件、女性1,276件。

(注) 上記の「休暇・休業」には、年次有給休暇、育児休業制度、その他の出産休暇制度を含む。

施策の基本的方向	5 高齢者や障がい者等だれもが生きがいを持って安心して暮らせる環境の整備
検証・評価の項目	⑩ 高齢者・障がい者を対象とする福祉の充実及び就業の促進
■プラン概要 (1) 高齢者福祉の充実及び就業促進 ア 介護保険制度の円滑な運営 イ 介護予防・生活支援施策の推進 ウ 人材の確保 エ 就業機会の確保・拡大 (2) 障がい者の福祉・就労の充実 ア 障がい者の福祉・就労の充実	

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	NPOや企業、市町村などが実施する、高齢者・障がい者福祉の充実及び就業を促進する取組を支援する方策が講じられているか
②	年齢や障がいの有無にかかわらず、府民に対して生きがいを持って暮らすことを支援する取組が行われているか
③	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
④	年齢や障がいの有無にかかわらず、だれもが生きがいを持って暮らせるための福祉の充実及び就業の促進の必要性が十分に訴えられているか
特記事項	
①	府民ニーズを把握して障がいの状況に応じた施策が実施されているか
②	女性に限らずだれもが介護の担い手となり得るという考え方を前提に施策が実施されているか
③	高齢者・障がい者などだれもが生きがいを持って社会参加できるようなしなげづくり(ネットワークの構築、場の提供など)を行っているか
取組概要	
【取組概要】	
① 施設整備に対する助成事業や介護支援専門員の実務研修、住民参加型非営利団体を支援する街かどデイハウス支援事業、市町村が実施するホームヘルパー派遣事業への助成など様々な取組を実施した。	
② 「ふれあいおおさか高齢者計画」や「第3次大阪府障がい者計画」に基づき、高齢者福祉や障がい者福祉の充実に向け、様々な施策を推進。 また、JOB プラザ OSAKA の運営、高年齢者雇用促進フェア等の開催により、求職者の雇用機会を確保することにより、生きがいのある生活を支援した。	

- ③ 講演会・講習会等や、府ホームページをはじめ報道提供、ポスターの掲出、チラシ配布など様々な広報媒体を活用して事業内容の周知を図った。介護保険等の冊子は、コミュニケーションや情報入手に支援を要する高齢者や障がい者等へ配慮した点字版、音声版、るび打ち版、及び外国語版を作成・配布した。高齢者雇用促進フェアでは、事業の効果を高めるため府内市町村とハローワーク等が実施する合同就職面接会と同時開催した。
- ④ ①②のとおり、様々な取組を通じて必要性を訴えた。

【特記事項 取組概要】

- ① JOB プラザ OSAKA では、障がいの種別に合ったキャリアカウンセリングや求人開拓等を実施。
 高齢者雇用促進フェアでは、障がい者就労相談を行い、高齢者だけではなく、幅広い年齢の方を対象に実施。
- ③ 自ら社会で得た経験、知識、技術を活かし社会に貢献できる高齢者「アクティブシニア」を養成するアクティブシニア講座を実施し、府内市町村の高齢者の生きがいづくりを支援した。

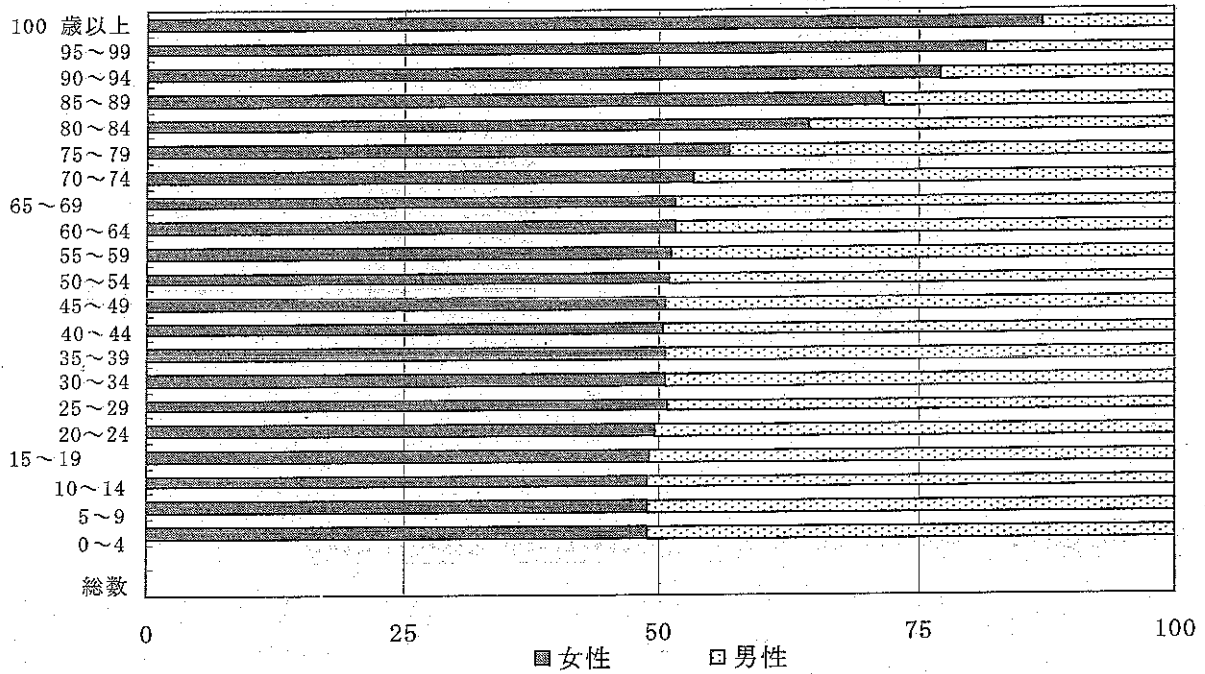
【数値目標設定指標】

数値目標設定指標	当初値(時点)	現況値(時点)	目標値(時点)
—	—	—	—

H【関連データ等】

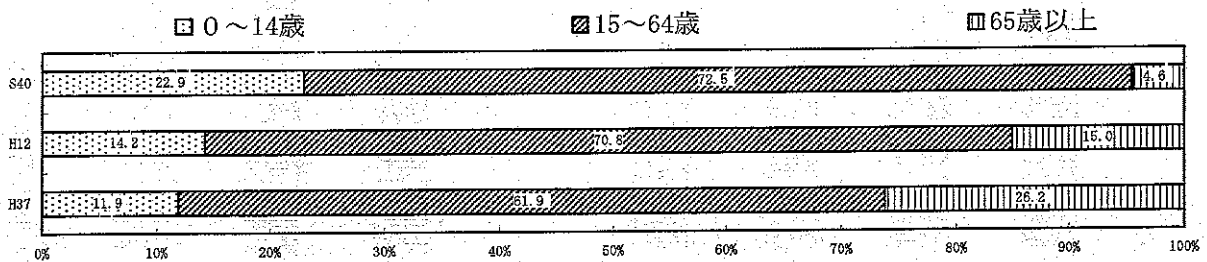
■基本的な指標

1. 年齢階級別人口の性別比率（大阪府）



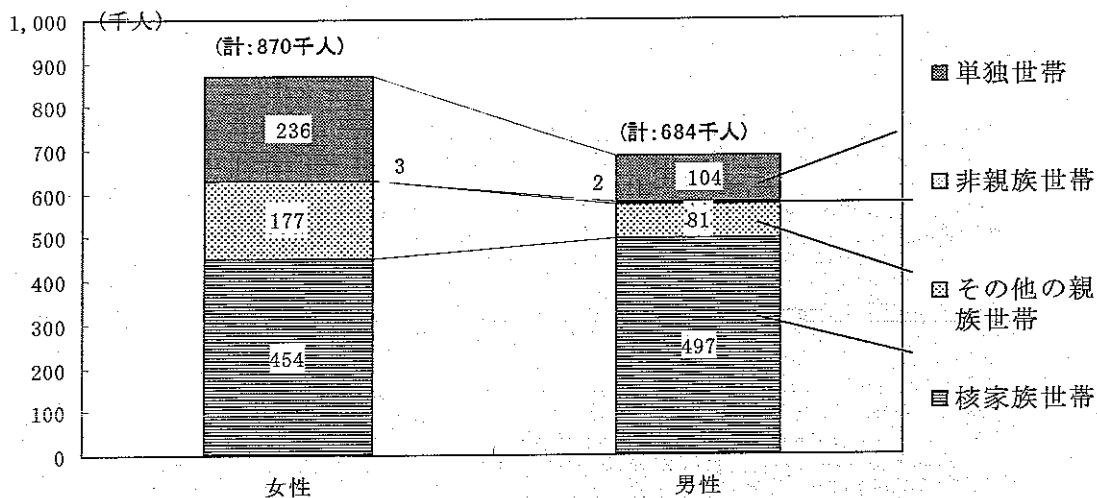
資料出所：総務省「平成17年国勢調査 第1次基本集計結果」(H18.10.31)

<参考> 年齢三区分別人口割合の変化（大阪府）



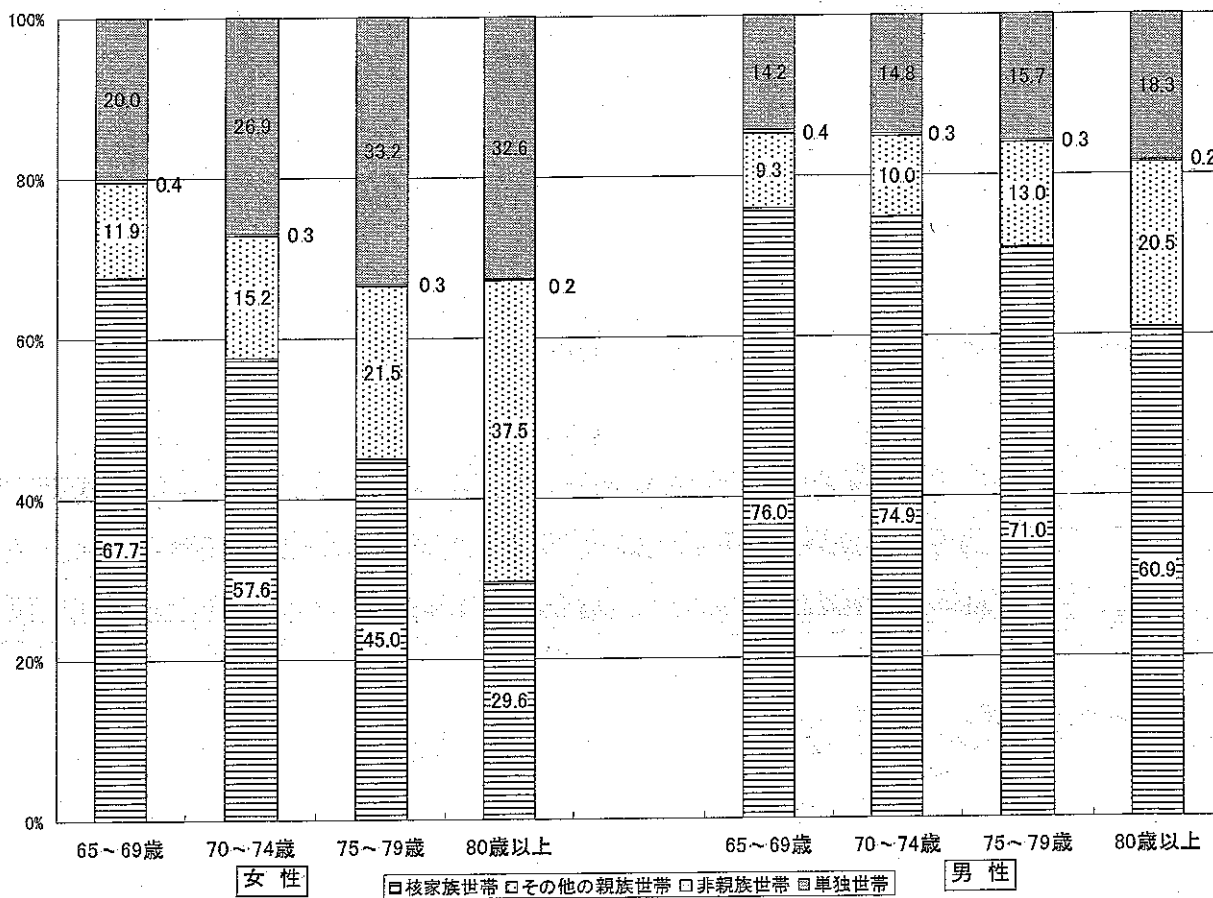
資料出所：総務省「国勢調査」
大阪府企画室「大阪府の将来推計人口（平成9年6月試算）」の点検について（ケース2）

2. 性別・世帯の家族類型別65歳以上世帯人員数（大阪府）



資料出所：総務省「平成17年国勢調査 第1次基本集計結果」

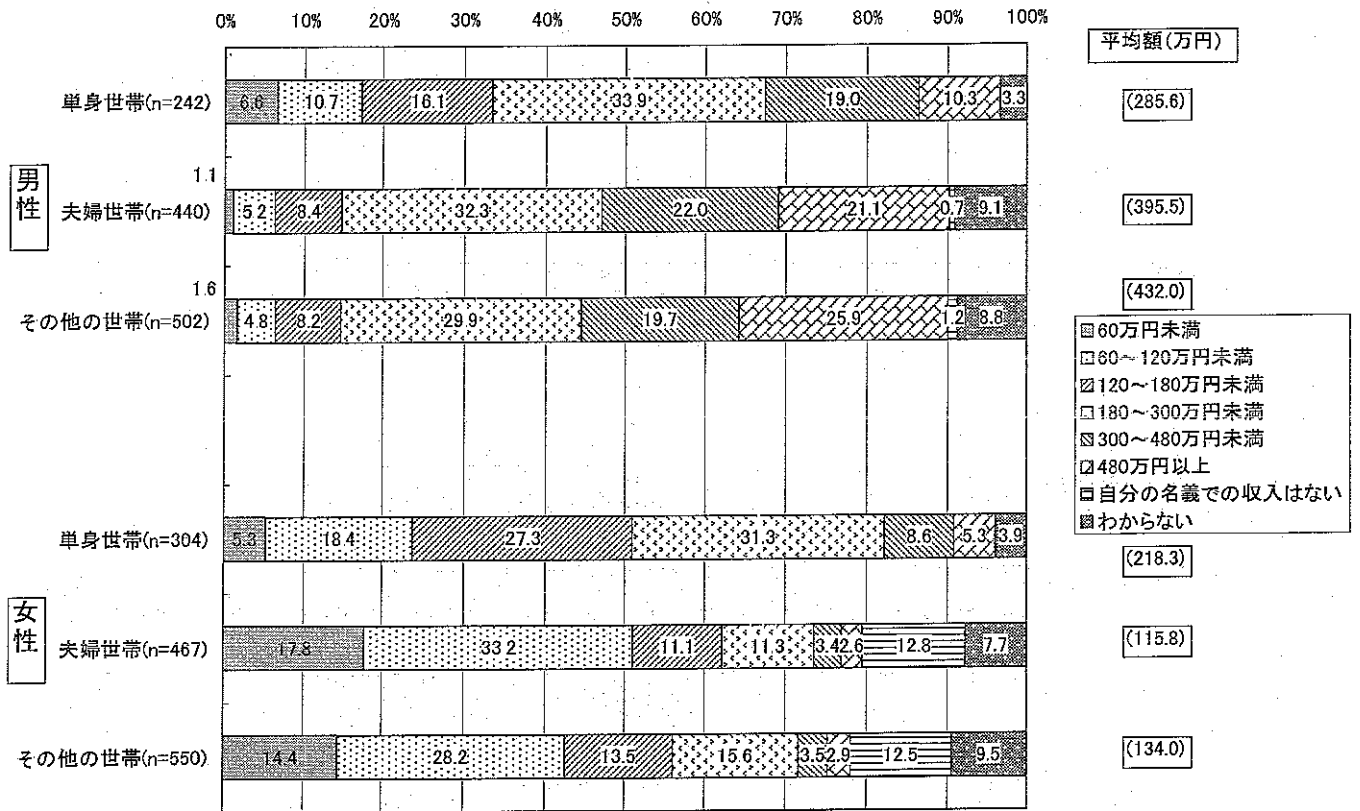
3. 65歳以上の性別年齢階級別にみた世帯の家族類型別割合（大阪府）



資料出所：総務省「国勢調査」（平成17年）

4. 高齢男女の経済状況

～本人自身の年間収入～

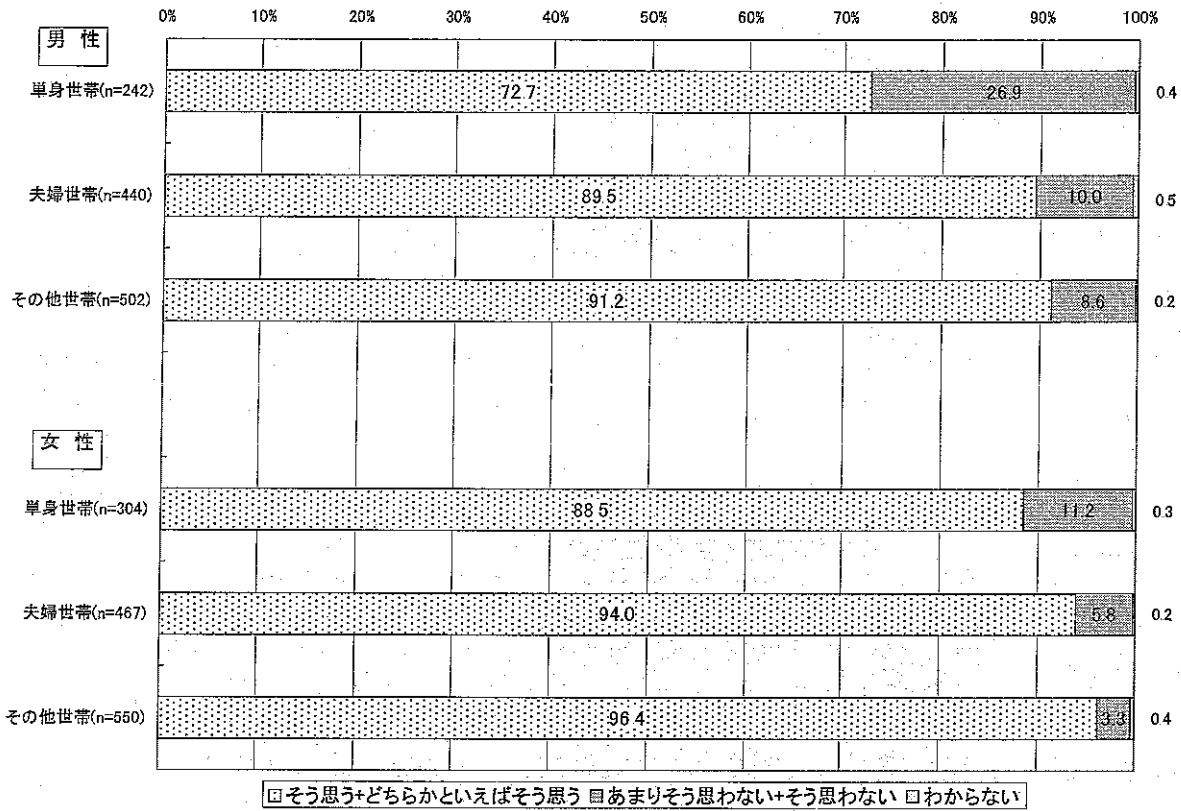


資料出所：内閣府男女共同参画局「高齢男女の自立した生活に関する実態調査」(平成20年6月)

(備考) 55歳～74歳の男女4,000名(男性2,000名、女性2,000名/単身世帯3割、夫婦世帯3割、その他の世帯4割と、世帯構成による割当実施)を対象に、調査員による面接聴取法で調査。調査時期は平成20年1月17日～2月5日。有効回収数2,505件(62.6%)。

5. 高齢男女の話し相手や相談相手の有無

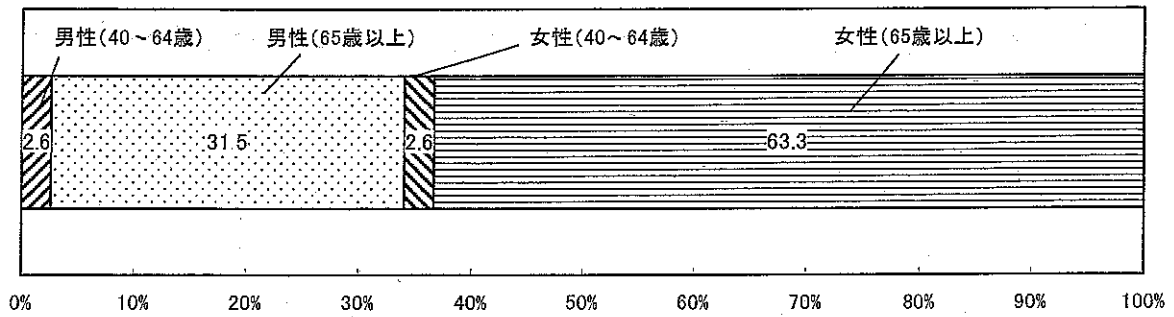
～話し相手や相談相手がいる～



資料出所：内閣府男女共同参画局「高齢男女の自立した生活に関する実態調査」(平成20年6月)

(備考) 55歳～74歳の男女4,000名(男性2,000名、女性2,000名/単身世帯3割、夫婦世帯3割、その他の世帯4割と、世帯構成による割当実施)を対象に、調査員による面接聴取法で調査。調査時期は平成20年1月17日～2月5日。有効回収数2,505件(62.6%)。

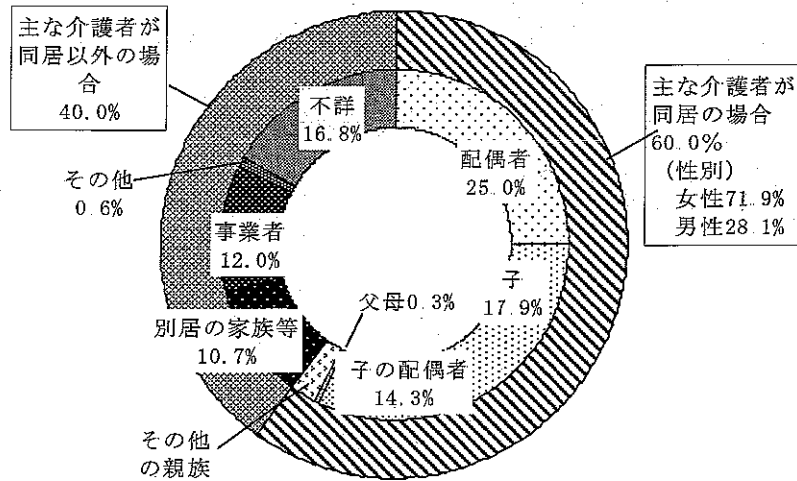
6. 性別・年齢階級別要介護者等の構成割合（全国）



資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)

(*) 「要介護者等」とは介護保険法の要支援又は要介護と認定された者をいう

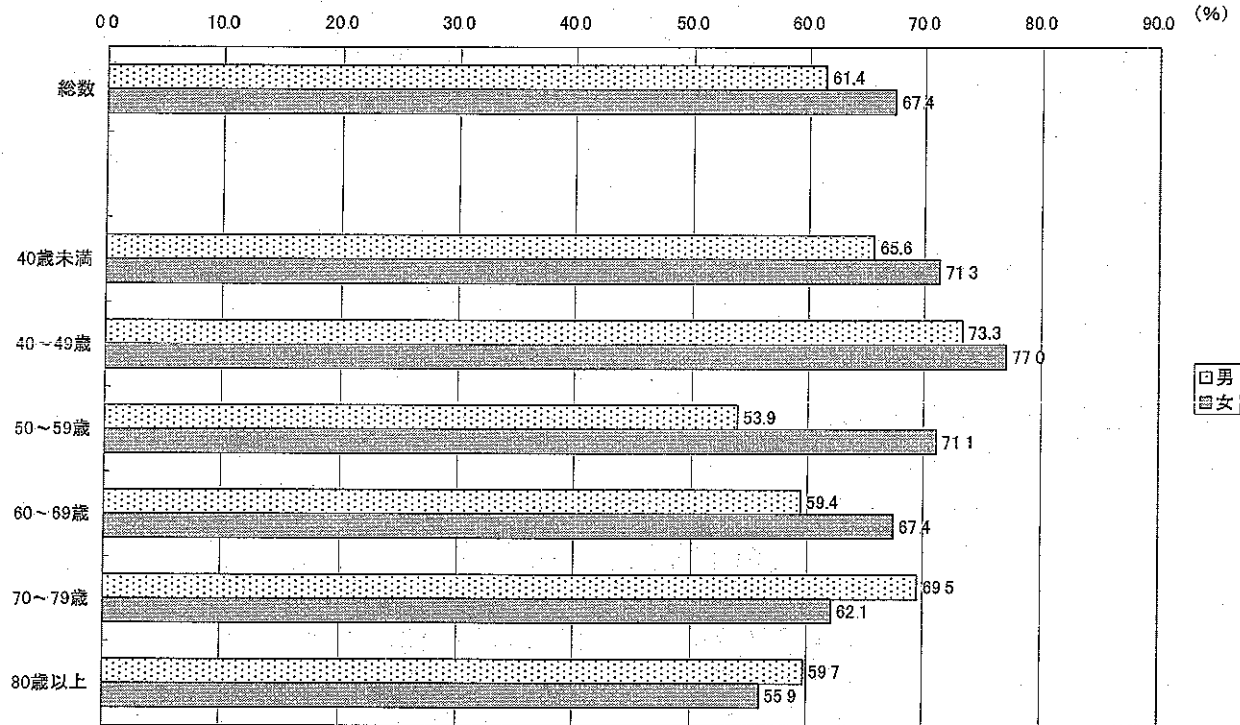
7. 主な介護者と要介護者等との続柄及び同居の構成割合（全国）



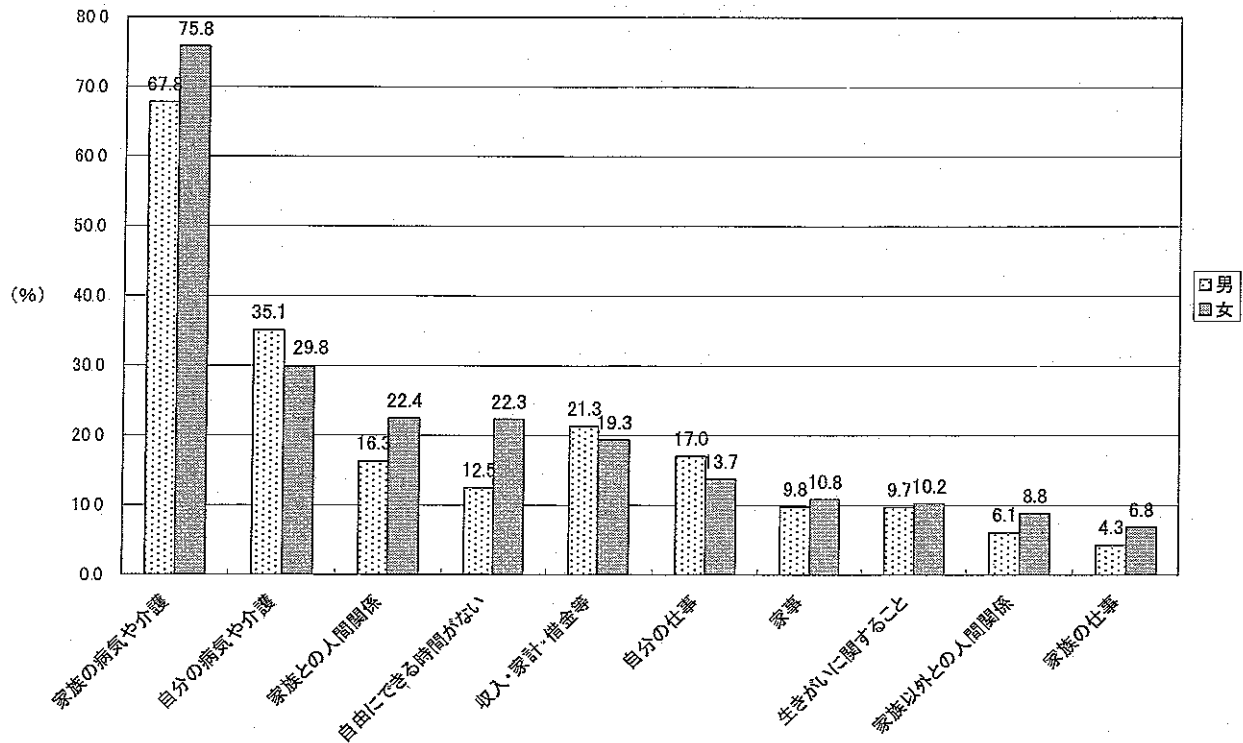
資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)

8. 要介護者等と同居している主な介護者の悩みやストレスの状況

～性・年齢階級別にみた同居している主な介護者の悩みやストレスのある者の割合～



～性別にみた同居している主な介護者の悩みやストレスの原因の割合（複数回答）～



資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成 19 年）

9. 養護者による高齢者虐待の状況（全国）

～市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数～

年度	H19	H18	増減
件数	19,971	18,390	1,581(8.6%)

～事実確認調査の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（虐待判断事例）件数～

H19年度件数	13,273
---------	--------

～虐待の種別・類型（複数回答）～

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	8,461	3,717	5,089	96	3,426	20,789
構成割合 (%)	63.7	28.0	38.3	0.7	25.8	—

（注）構成割合は、虐待判断事例件数 13,273 件に対するもの。

・ 1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 13,273 件と一致しない。

～被虐待高齢者の性別～

	男	女	不明	合計
人数	3,073	10,626	28	13,727
構成割合 (%)	22.4	77.4	0.2	100.0

（注）1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 13,273 件に対し、被虐待高齢者人数は 13,727 人となっている。

～被虐待高齢者における虐待者との同居の有無～

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	11,375	1,547	228	123	13,273
構成割合 (%)	85.7	11.7	1.7	0.9	100.0

～虐待者の被虐待高齢者との続柄～

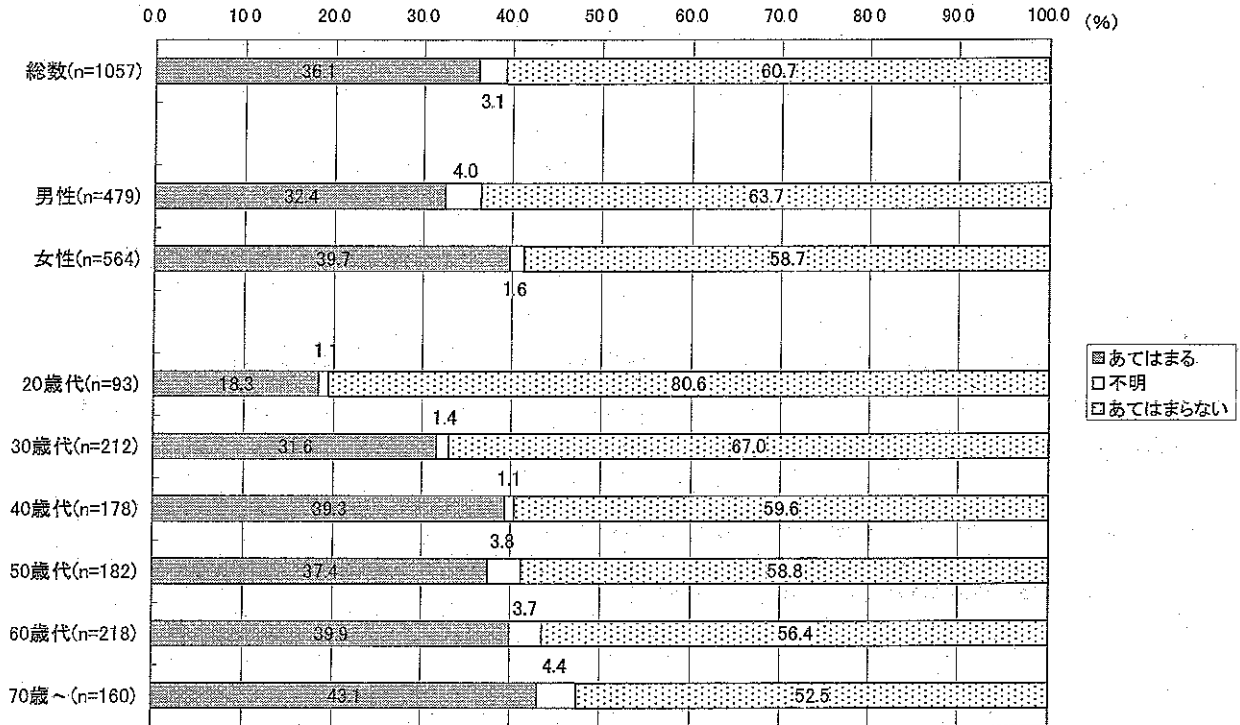
	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	2,338	728	5,994	2,212	1,456	332	271	661	688	96	14,776
構成割合 (%)	15.8	4.9	40.6	15.0	9.9	2.2	1.8	4.5	4.7	0.6	100.0

（注）1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 13,273 件に対し虐待者人数は 14,776 人となっている。

資料出所：厚生労働省「平成 19 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

10. 地域でしている活動の有無（大阪府）

地域で仕事やスポーツ、学習・文化活動、ボランティア活動、町内会・老人クラブ活動など、している活動がある



資料出所：大阪府「平成19年度 府民の意識と行動に関する世論調査」

（備考）満20歳以上の男女府民2,000名を対象に郵送法で調査。調査時期は平成19年9月28日～10月12日。

有効回収数1,057件（52.9%）。

施策の基本的方向	5 高齢者や障がい者等だれもが生きがいを持って安心して暮らせる環境の整備
検証・評価の項目	① すべての人にやさしいまちづくりの推進
■プラン概要 (3) すべての人にやさしいまちづくりの推進 ア 福祉のまちづくりの推進 イ 住宅・住環境の整備 ウ 安全・安心なまちづくりの推進 エ 男女のニーズの違いに配慮した防災・復興対策の推進	

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	NPOや市町村などが実施する、だれもが安心して暮らせるまちづくりを支援するための方策が講じられているか
②	だれもが安心して暮らせる環境整備のための取組が行われているか
③	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
④	だれもが安心して暮らせるまちづくりの必要性が十分に訴えられているか
取組概要・関連データからの分析	
【取組概要】 ① 鉄道駅のバリアフリー化設備整備補助など福祉のまちづくりの推進、「こども110番の家」の旗などを掲げて地域で子どもの安全を守る「こども110番運動」の推進、ボランティア団体の表彰、男女のニーズの違いに配慮した防災対策の市町村への指導（市町村地域防災計画に男女の違いに配慮した防災対策について記載するよう指導。また、男女双方の視点に配慮すること等を記載した避難所運営マニュアルを作成し市町村へ指導。）など、様々な取組を実施した。 ② 福祉のまちづくりの推進、あいあい住宅や車いす常用者世帯向け MAIハウス等入居者の特性等に配慮した府営住宅の整備、安全キャンペーンの展開、学校安全体制整備推進事業の実施など、だれもが安心して暮らせる環境整備のための様々な取組を行った。 ③ チラシ、府政だより、ホームページ等により取組内容を周知した。こども110番運動は市町村広報や学校を通じて協力を呼びかけ、住民運動として広く企業・府民に周知された。 ④ ①②のとおり、様々な取組を通じて必要性を訴えた。 府として「長寿社会対応住宅推進基準」を示すことで、高齢者等の安心して暮らせる賃貸住宅の必要性を訴えた。	
【関連データからの分析】 ・ひったくり発生件数は、ピーク時になる平成12年に10,973件あったものが、平成19年には4,647件に半減している。	

【数値目標設定指標】

数値目標設定指標	当初値（時点）	現況値（時点）	目標値（時点）
ひったくり発生件数	10,973 件（H12）	女性 4,256 件（H19） 男性 391 件（H）	ピーク時の半減（H19） （H12 10,973 件）

【関連データ】

■数値目標設定指標

1. ひったくり発生件数 [目標H19：ピーク時（H12 10,973件）の半減]

年	H12	H17	H18	H19
女 性	10,160 件	5,145 件	4,804 件	4,256 件
男 性	813 件	397 件	507 件	391 件
合 計	10,973 件	5,542 件	5,311 件	4,647 件

施策の基本的方向	6 女性に対する暴力の根絶
検証・評価の項目	① 女性に対する暴力の根絶に向けた基盤整備及び対策の推進
■プラン概要 (1) 女性に対する暴力の根絶に向けての基盤づくり ア 女性に対する暴力を許さない社会の意識醸成 イ 幅広い関係機関や関係者等による連携体制の整備 ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり (2) 女性に対するあらゆる形態の暴力への対策の推進 ア 配偶者等からの暴力への対策の推進 イ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 ウ 性犯罪への対策の推進 エ 買春・人身取引への対策の推進 オ ストーカー行為等への対策の推進	

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	NPOや市町村などが実施する、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた活動を支援する取組が行われているか
②	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた基盤整備及び対策の推進が行われているか
③	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
④	女性に対するあらゆる暴力の根絶の必要性が十分に訴えられているか
特記事項	
①	年齢層や性別、属性などを念頭に置いた働きかけが行われているか
取組概要・関連データからの分析	
【取組概要】 ① 女性に対する暴力人材養成講座を開催したり、子どもが暴力の加害者や被害者にならないようにすることを目的とした教員対象の指導事例集を作成・活用するなど、様々な取組を実施した。 ② 配偶者暴力相談支援センターの設置、「女性に対する暴力をなくす」キャンペーン、セクハラ防止対策の推進、各種相談事業、風紀風俗事犯等への取締りの強化などを実施した。 ③ 研修の実施、啓発冊子・リーフレットの作成・配布、市町村を通じた周知などにより、法制度や事業内容の周知を行った。 ④ 街頭啓発や講演会など女性に対する暴力をなくす運動キャンペーンの実施や研修の実施等、様々な取組を通じて必要性を訴えた。	

【特記事項 取組概要】

- ①・DV防止では、若年層向けの啓発として、民間企業と連携しDV相談窓口カードを配布。
 - ・犯罪被害防止教室、保護者等支援教室など各属性に配慮した活動を実施。

【関連データからの分析】

- ・配偶者暴力相談支援センターでの相談件数は、平成17年度に4,212件となったが、その後は、3,000件台で推移している。保護命令発令件数は全国最多となっている。
- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、毎年300件以上の労働相談があり、その9割以上は女性からの相談となっている。

【数値目標設定指標】

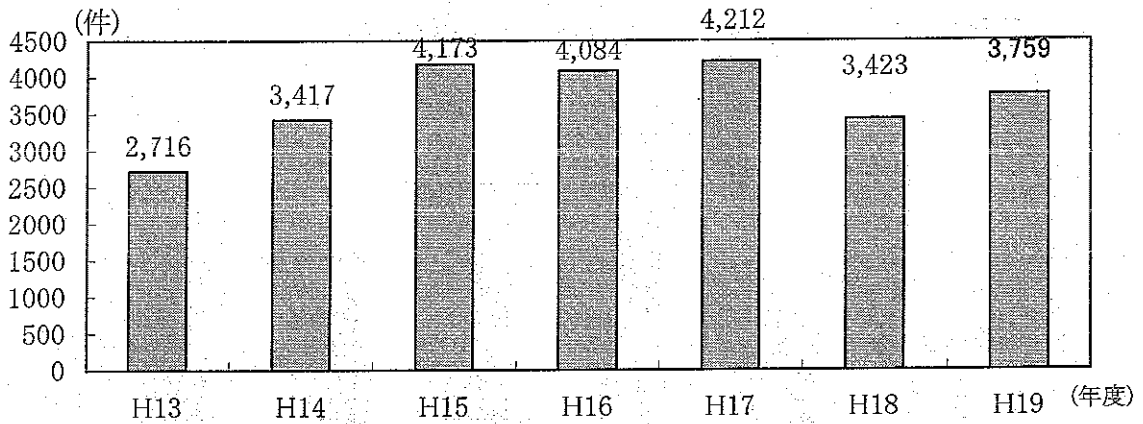
数値目標設定指標	当初値(時点)	現況値(時点)	目標値(時点)
女性に対する暴力対策人材養成事業による人材養成数	延べ1,343人 (H17)	延べ1,922人 (H19)	延べ2,800人 (H22)

J【関連データ等】

■基本的な指標

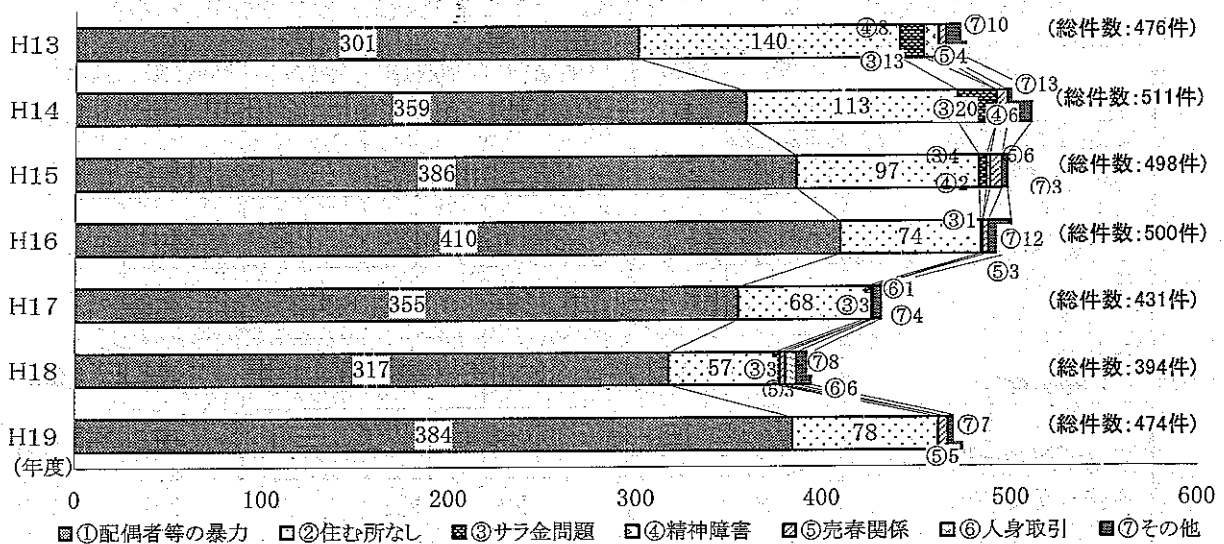
1. 配偶者等の暴力に関する相談件数の推移

大阪府配偶者暴力相談支援センターで受けた配偶者等からの暴力に関する相談件数



資料出所：内閣府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査
平成13年度は大阪府女性相談センターで受けた相談件数。

2. 主訴別一時保護の状況の推移 (大阪府女性相談センター)



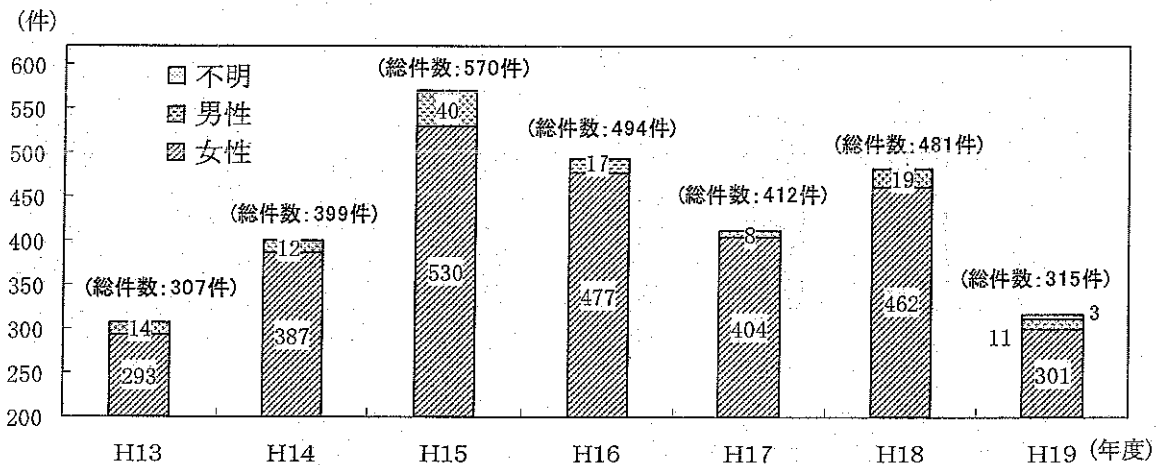
資料出所：大阪府女性相談センター調べ

3. 大阪地方裁判所管内における保護命令の状況

大阪地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、配偶者暴力防止法が施行された平成13年10月から平成20年3月末までの合計で1,435件。(大阪府は全国最多)

新受件数	既済件数	認容(保護命令発令)件数	却下	取下等
1,634	1,620	1,435	24	161

4. 職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談状況



資料出所：大阪府総合労働事務所「労働相談報告・事例集」

(注) セクシュアル・ハラスメントに関する相談のうちセクシュアル・ハラスメントを受けたとする人からの相談件数である。

5. 大阪府警察相談窓口寄せられた「女性に対する暴力」に関する相談等件数

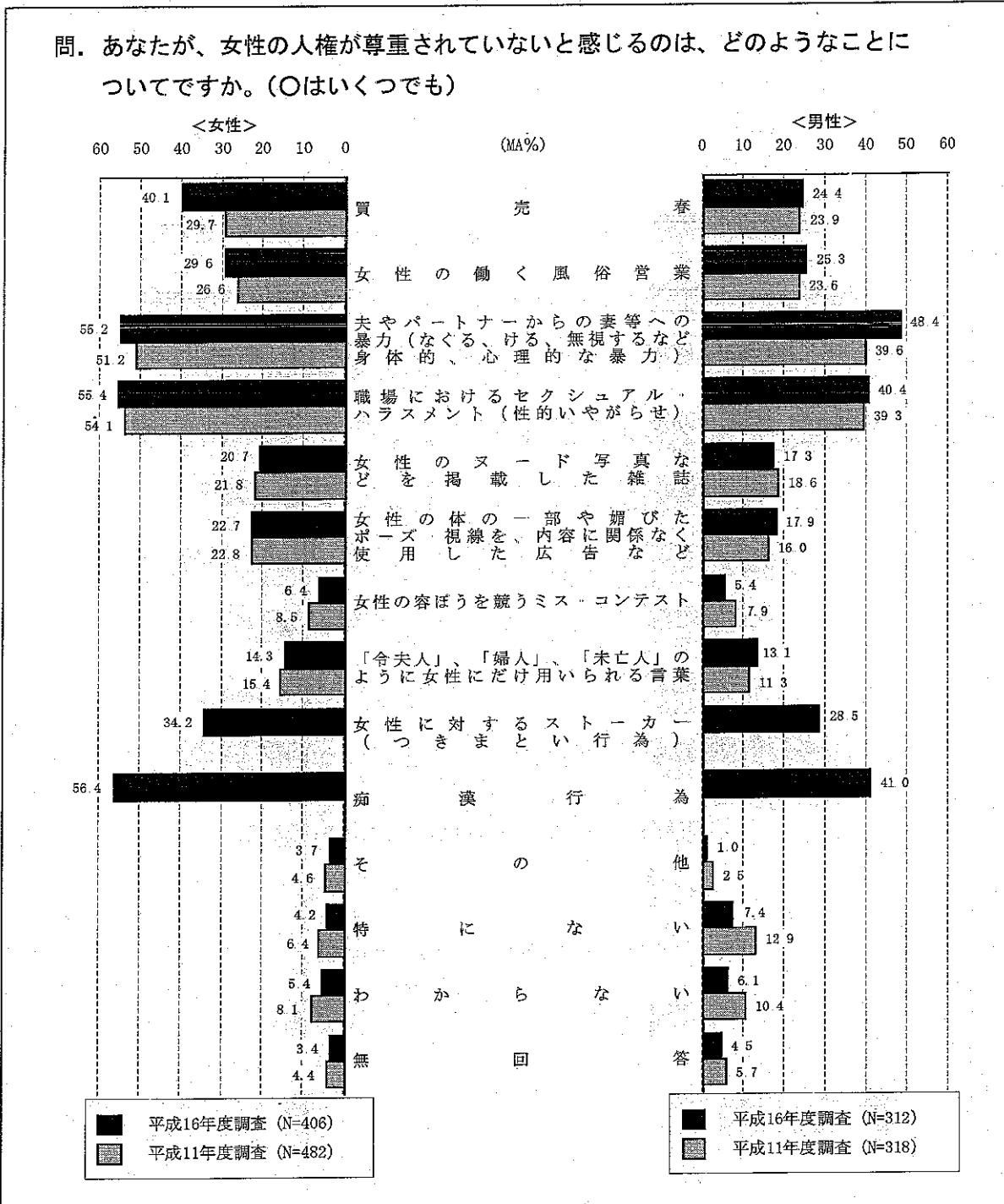
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
女性に対する暴力に関する相談件数	246	853	924	1,115	1,314	1,439	1,625
ストーカー警告件数	119	117	145	172	89	53	55
ストーカー禁止命令	7	3	2	2	0	0	0
ストーカー相談件数	1,295	1,105	1,177	1,517	1,319	1,087	993
児童買春・児童ポルノ法違反被疑者検挙人員	44	90	110	93	77	99	130
同被害児童の数	96	92	59	108	83	107	113
売春防止法検挙件数	471	469	421	289	166	161	111

資料出所：大阪府警察本部調べ

(注) 〇は、法施行後にデータ集計を開始しており、1年を満たさないもの。

(参考) H16 意識調査

女性の人権が尊重されていないと感じること



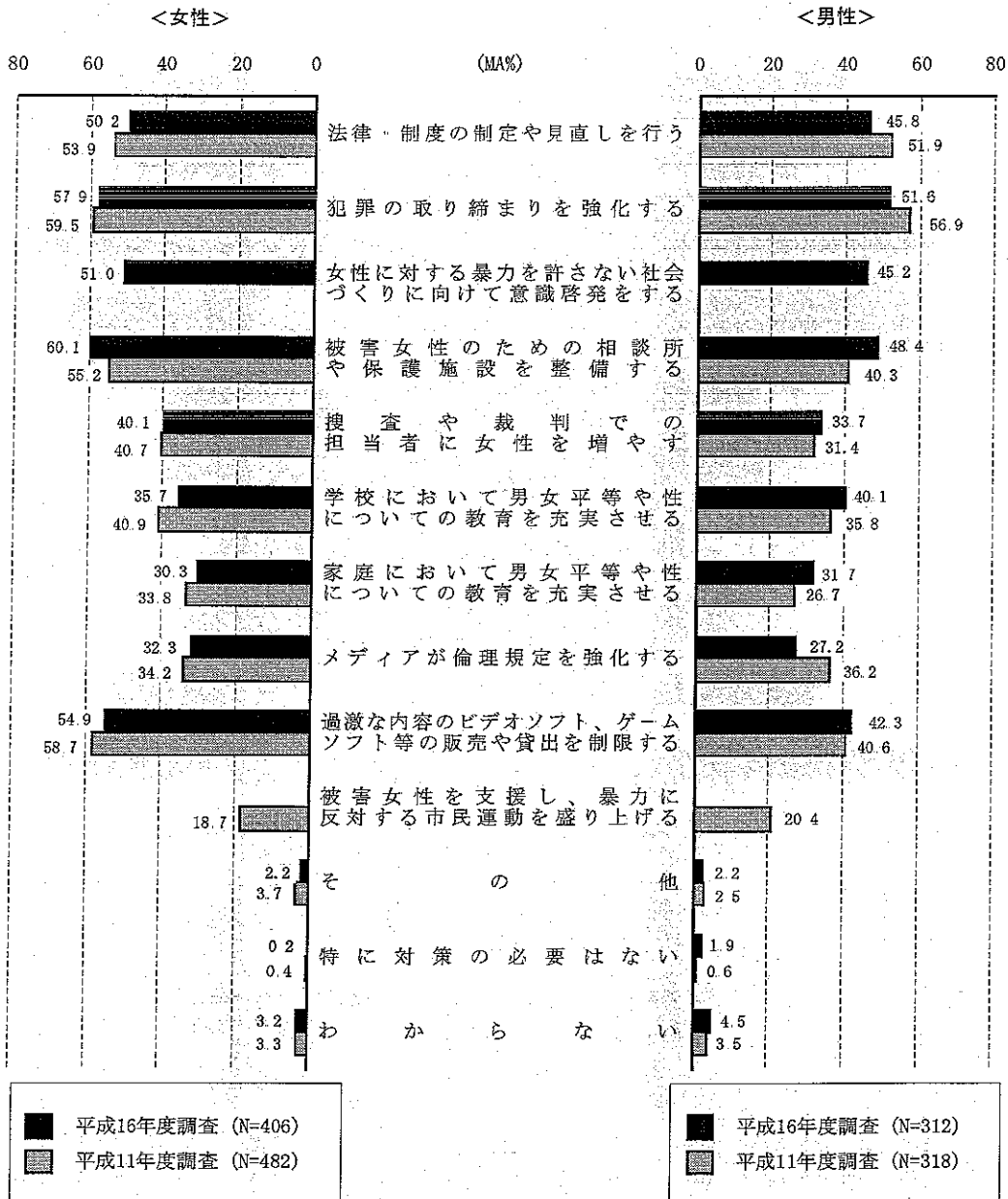
※ 「女性に対するストーカー (つきまとい行為)」、「痴漢行為」の2項目は、平成11年度調査に含まれていない。

資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度)
大阪府「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」(平成11年度)

(参考) H16 意識調査

女性に対する暴力をなくすためにもっと取り組みが必要なこと

問. 女性に対する暴力をなくすために、もっと取り組みを進める必要があるのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度)
大阪府「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」(平成11年度)

施策の基本的方向	7 女性の生涯にわたる身体的・精神的な健康の確保
検証・評価の項目	㊦ 生涯を通じた女性の健康の保持増進及びライフステージに応じた健康対策の推進
■プラン概要	<p>(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進</p> <p>ア 生涯を通じた女性の健康の保持増進のための基盤づくりの推進</p> <p>イ 性に関する適切な情報の提供と性教育の推進</p> <p>(2) ライフステージに応じた健康対策の推進</p> <p>ア 思春期における保健対策の推進</p> <p>イ 妊娠・出産期における健康支援</p> <p>ウ 成人期・高齢期における健康づくりの推進</p> <p>エ 習慣性物質などによる健康被害の防止</p>

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	生涯を通じた女性の健康の保持増進のための基盤づくりが行われているか。
②	NPOや市町村などが実施する、ライフステージに応じた健康の保持増進に向けた活動を支援する取組が行われているか
③	府民自らが行う健康づくりを支援する取組が行われているか
④	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
⑤	生涯を通じた女性の健康の保持増進の必要性が十分に訴えられているか
特記事項	
①	年齢層や性別などを念頭に置いた働きかけが行われているか
取組概要・関連データからの分析	
【取組概要】	
① 大阪府立急性期・総合医療センターにおける女性専用外来の実施や保健所の保健師等に対する研修など、女性の健康の保持増進のための基盤づくりのための取組を実施した。	
② 市町村の地域保健関係職員への研修や大阪がん予防検診センター事業運営費の助成、マンモグラフィ検診講習会の開催など、市町村などが実施する、ライフステージに応じた健康の保持増進に向けた活動を支援した。	
③ がん検診の必要性や喫煙の健康への影響等の府民への啓発やエイズ教育支援、女性専用外来の実施、保健所における各種健康診査、保健相談、衛生教育等の実施、総合型地域スポーツクラブ活動促進事業等、府民自らが行う健康づくりを支援する取組を実施した。	

④ ①②③のとおり、様々な取組を通じて周知した。

女性をターゲットにした啓発ポスター、リーフレット、啓発物品を作成し、女性が多く集まる美容院、女子大学、ショッピングセンター等で啓発キャンペーンを実施したり、受動喫煙防止について、保健所への飲食店等施設の各種届出の機会を活用し、施設の管理者への啓発を行った。

⑤ ①②③のとおり、様々な取組を通じて必要性を訴えた。

【特記事項 取組概要】

①・喫煙が健康に及ぼす影響について、女性をターゲットとした啓発リーフレット等の媒体を作成した。市町村と連携し、母子健康手帳の発行時、妊婦教室、乳幼児健診時に配布するなど啓発を実施した。

・未成年者の喫煙防止に向け、学校に対し、たばこに関するビデオ、紙芝居、パネル及び冊子等喫煙防止教材の提供や保健師等を講師派遣するなど、学校等と連携した喫煙防止教育を実施した。

【関連データからの分析】

・母子保健関係の主要な指標を見ると、概ね改善・横ばいで推移している。

【数値目標設定指標】

数値目標設定指標	当初値（時点）	現況値（時点）	目標値（時点）
乳がん検診受診率	—	25% (H17)	50% (H24)
子宮がん検診受診率	—	30% (H17)	50% (H24)

K【関連データ等】

■数値目標設定指標

1. 女性の健康に関する受診者数等

大阪府域における市町村実施による子宮がん及び乳がんの検診の受診率

	検診受診率(%)						罹患数(人)			
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H13	H14	H15	H16
子宮がん	12.4	12.8	13.3	12.6	17.7	13.9	812	853	914	1,066
乳がん	8.3	8.6	9.1	7.6	12.5	7.1	2,265	2,179	2,257	2,365

資料出所：受診率 厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」

※子宮がん、乳がん検診は平成16年より隔年受診となるも、すぐには制度が浸透しなかったため、受診率の算定方法が変わった平成17年は、一時的に受診率が上がることとなった。

罹患数 大阪府健康福祉部「大阪府におけるがん登録」

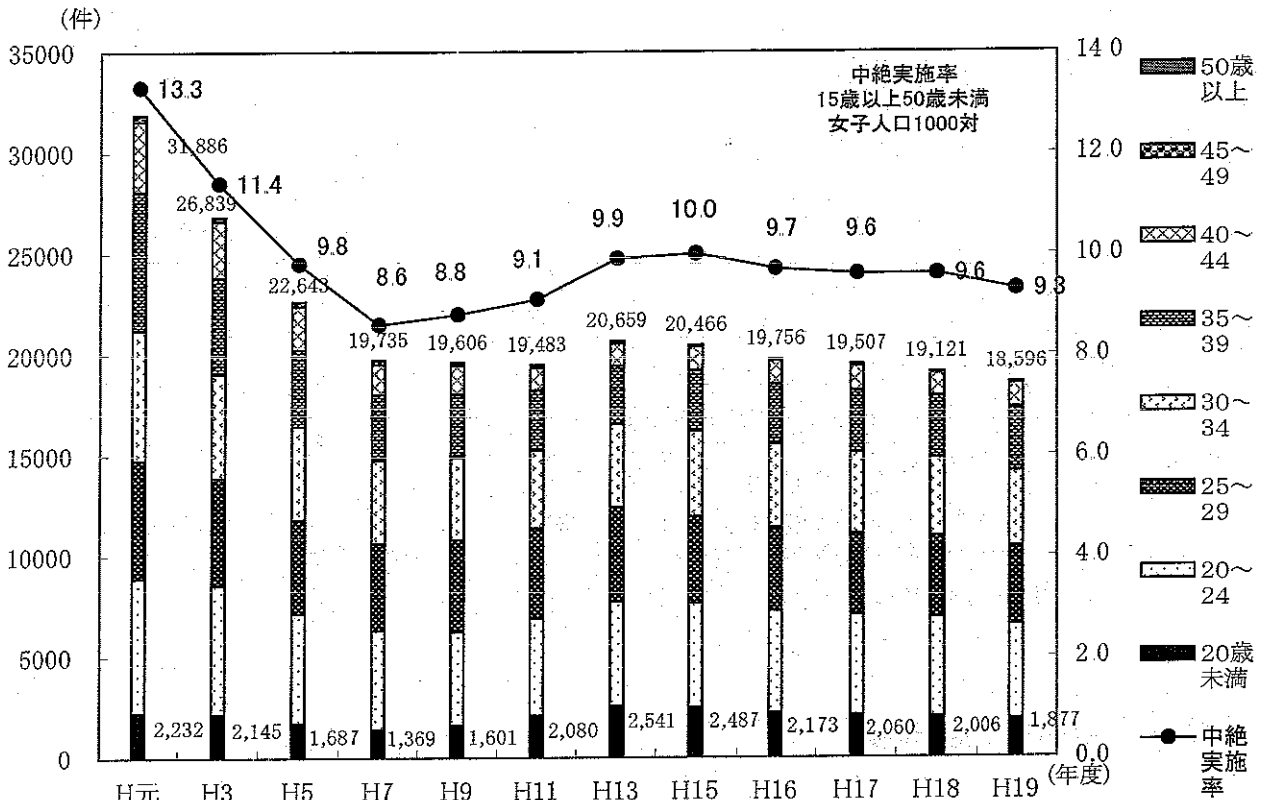
(参考) 市町村がん検診受診率

	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	子宮がん検診	乳がん検診
全国	12.1%	22.4%	18.6%	18.6%	12.9%
大阪府	6.8%	10.5%	14.5%	13.9%	7.1%

資料出所：厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」(平成18年度)

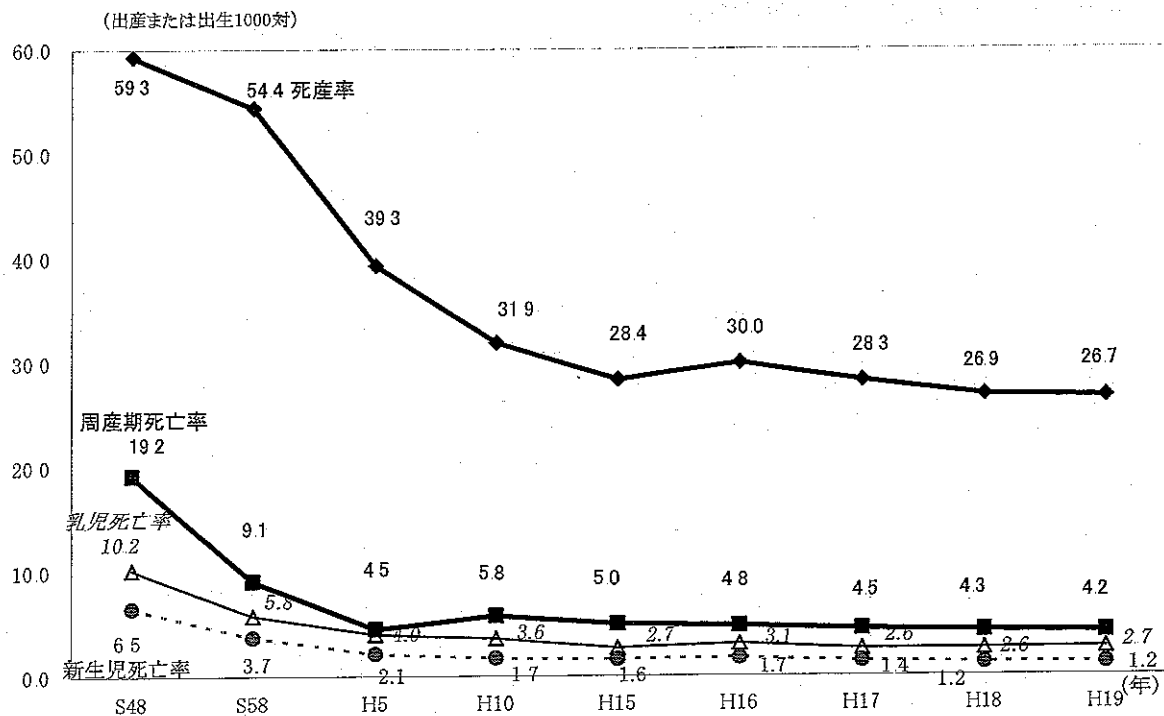
■基本的な指標

2. 年齢階級別に見た人工妊娠中絶の推移(大阪府)



資料出所：H13まで厚生労働省「母体保護統計報告」H14から「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」

3. 周産期死亡率、死産率、新生児・乳児死亡率の推移(大阪府)



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

4. 女性外来設立母体と設立数

設立母体 開始日	大学	公立	社 保 ・ 労 災 ・ 健保等	私立	計
～2001/4	2	1	3 (1)	19(1)	25(2)
2001/5～12	1	3	0	2	6
2002/1～6	1	5	1	5	12
2002/7～12	1	5 (1)	3 (1)	12	21(2)
2003/1～6	12(1)	22(1)	4	17	55(2)
2003/7～12	6	28(3)	2	19(1)	55(4)
2004/1～6	6	28(2)	4	21(3)	59(5)
2004/7～12	2	13(4)	0	13	28(4)
2005/1～	4 (1)	5	0	0	9 (1)
不明	8	9 (1)	6	63(4)	86(5)
計	43(2)	119(12)	23(2)	171(9)	356(25)

資料出所：平成17年度厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業 分担研究報告書中「女性外来実態調査」

(注) 2006年1月現在。性差医療情報ネットワーク会員からの情報、インターネット上での検索、女性外来へ医薬品の卸を行っている医薬品メーカー営業担当者の協力などにより情報収集されたもの。()内は大阪府内設立分を再掲。

5. 周産期緊急医療システム活動実績

年度	10	11	12	13	14	15	16	17
新生児緊急医療 活動件数	990	1,555	1,288	1,441	1,513	1,524	1,417	1,419
産科救急医療活 動件数	1,236	982	1,124	1,157	1,178	1,666	1,897	1,779
合計	2,226	2,537	2,412	2,598	2,691	3,190	3,314	3,198

資料出所：大阪府保健医療計画（平成20年8月）

(注) 大阪府では、昭和52年から全国に先駆けて、大阪小児科医会が極小未熟児等のハイリスク新生児に対する緊急医療体制として、新生児診療相互援助システム(NMCS)を立ち上げ、さらに、昭和62年から大阪産婦人科医会が重症妊産婦の緊急医療体制として、産婦人科診療相互援助システム(OGCS)を立ち上げ、それぞれ医療機関の相互連携により自主的に活動。平成3年度からは、大阪府がその活動に対し助成を行い、母体や胎児が危険な状態にある妊産婦や新生児を地域の医療機関の要請に応じて、集中治療施設を有する専門医療機関に搬送し、適切な医療を提供。平成17年12月末現在のNMCS参画医療機関は28病院、OGCS参画医療機関は43病院。

6. 不妊対策事業

事業名	事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不妊専門 相談セン ター事業 (H14.6~)	ドーンセンターにおいて「不妊にまつわる悩みの相談」を行うとともに、専用のホームページ等を通じた情報提供を行うことにより、不妊等に悩む人々の身体的・精神的負担の軽減と支援を図る。	相談件数 357件	相談件数 325件	相談件数 318件	相談件数 340件	相談件数 266件	相談件数 299件
特定不妊 治療費助 成事業 (H16.8~)	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に関する費用の一部を助成する。	—	—	助成件数 959件	助成件数 1,106 件	助成件数 1,271 件	助成件数 2,440 件

7. 母親の年齢別の出生数及び割合の推移（大阪府）

	昭和63年		平成13年		平成16年		平成19年	
	出生数	割合	出生数	割合	出生数	割合	出生数	割合
合計	93,315	(100.0)	86,000	(100.0)	79,719	(100.0)	76,914	(100.0)
14歳以下	1,659	(1.8)	4	(0.0)	1	(0.0)	7	(0.0)
15~19歳			1,552	(1.8)	1,385	(1.7)	1,311	(1.7)
20~24歳	17,029	(18.2)	10,553	(12.3)	8,793	(11.0)	8,401	(10.9)
25~29歳	43,079	(46.2)	34,038	(39.6)	25,801	(32.4)	21,954	(28.5)
30~34歳	23,965	(25.7)	30,163	(35.1)	31,678	(39.7)	30,072	(39.1)
35~39歳	6,692	(7.2)	8,771	(10.2)	10,780	(13.5)	13,460	(17.5)
40~44歳	865	(0.9)	895	(1.0)	1,243	(1.6)	1,661	(2.2)
45~49歳	24	(0.0)	24	(0.0)	36	(0.0)	48	(0.1)
50歳以上	1	(0.0)	—	—	1	(0.0)	—	—
不詳	1	(0.0)	—	—	1	(0.0)	—	—

資料出所：人口動態統計

施策の基本的方向	8 メディアにおける女性の人権尊重
検証・評価の項目	① 情報の受発信双方における女性の人権尊重
■プラン概要	
ア 女性の人権を尊重した表現の推進 イ メディア・リテラシーの育成	

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	メディアなどの情報発信者に対して、発信者側における女性の参画をはじめ、女性の人権を尊重した表現を用いることを促進する取組が行われているか
②	府民に対してメディアリテラシーの育成（サイバー上のメディアを含む）や有害情報への接触防止を支援する取組が行われているか
③	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
④	情報の受発信双方における女性の人権尊重の必要性が十分に訴えられているか
取組概要	
【取組概要】	
① 「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引」を作成し、大阪府が発行する刊行物等について男女平等の視点を踏まえた表現となるよう推進を図るとともに、メディアを利用した風俗事件の取締りを推進するなどした。	
② 情報活用講座、教員を対象としたメディア・リテラシーのための子ども向けワークショップのファシリテーター講座、学校教育の総合学習に活かせるビデオ教材制作講座を実施した。また、フィルタリングソフトの普及啓発等を実施した。	
③④ 取組内容等の周知を図るとともに、①②の取組を通じて、女性の人権尊重の必要性を訴えた。	

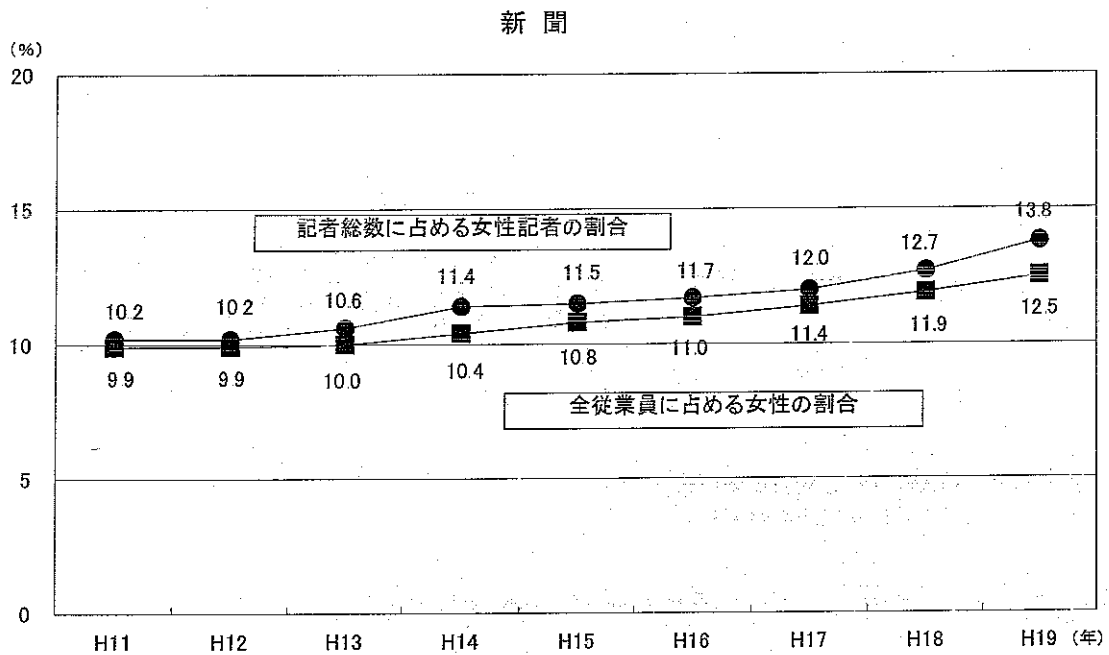
【数値目標設定指標】

数値目標設定指標	当初値（時点）	現況値（時点）	目標値（時点）
—	—	—	—

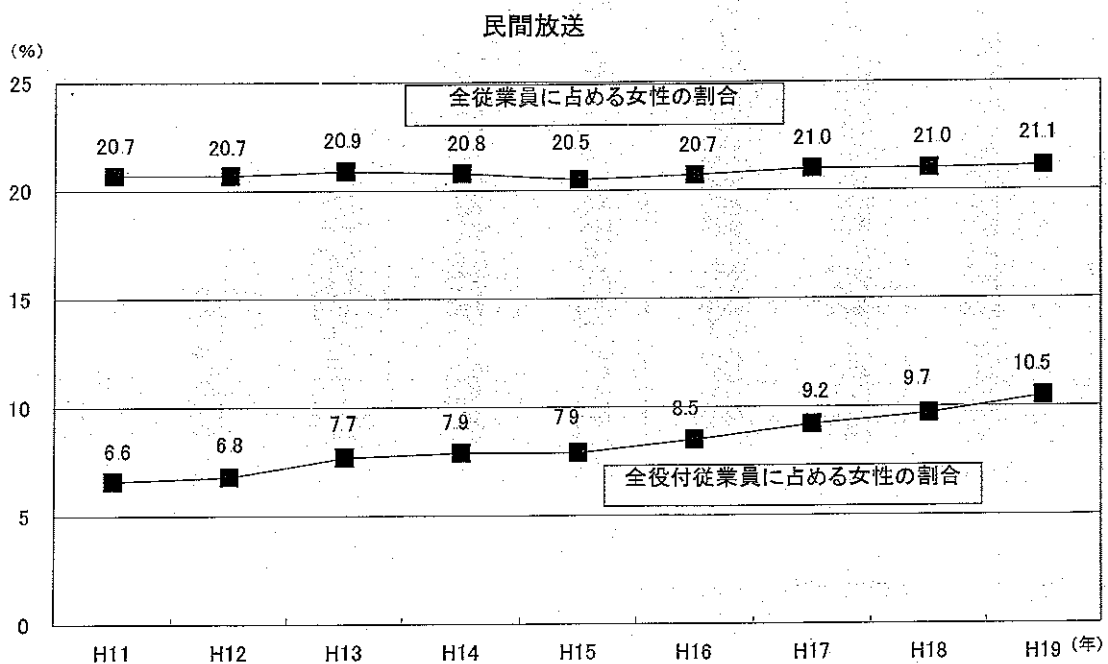
L【関連データ等】

■ 基本的な指標

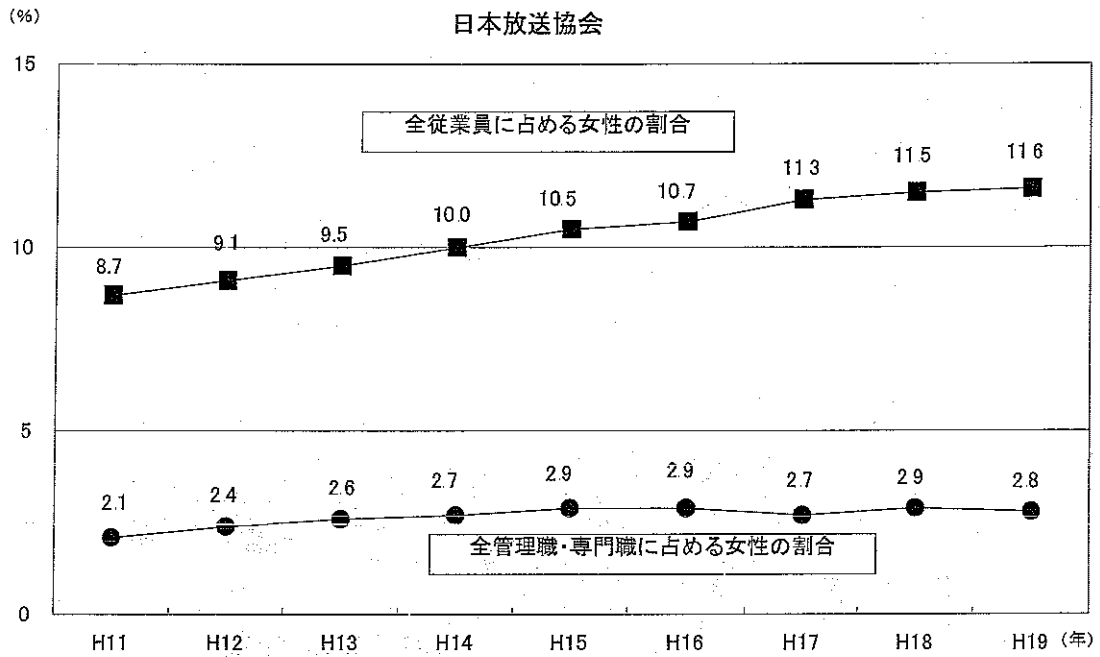
1. 各種メディアにおける女性の割合



資料出所：内閣府「男女共同参画白書」（平成 20 年版）
（備考）（社）日本新聞協会資料より作成。

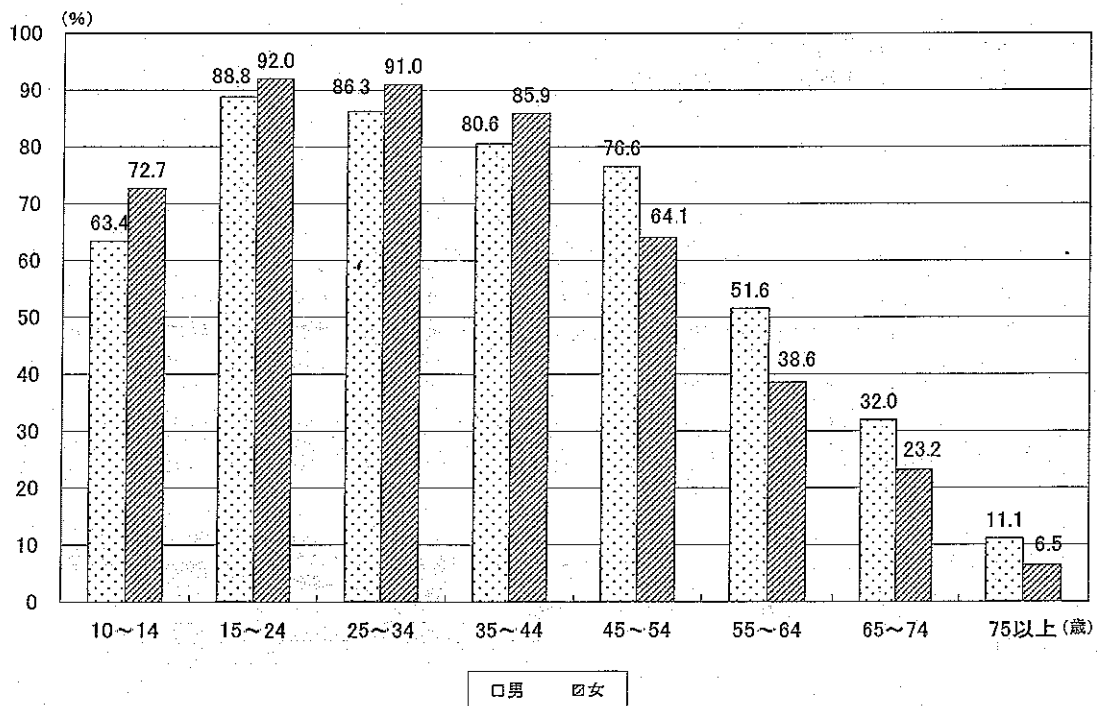


資料出所：内閣府「男女共同参画白書」（平成 20 年版）
（備考）（社）日本民間放送連盟資料より作成。



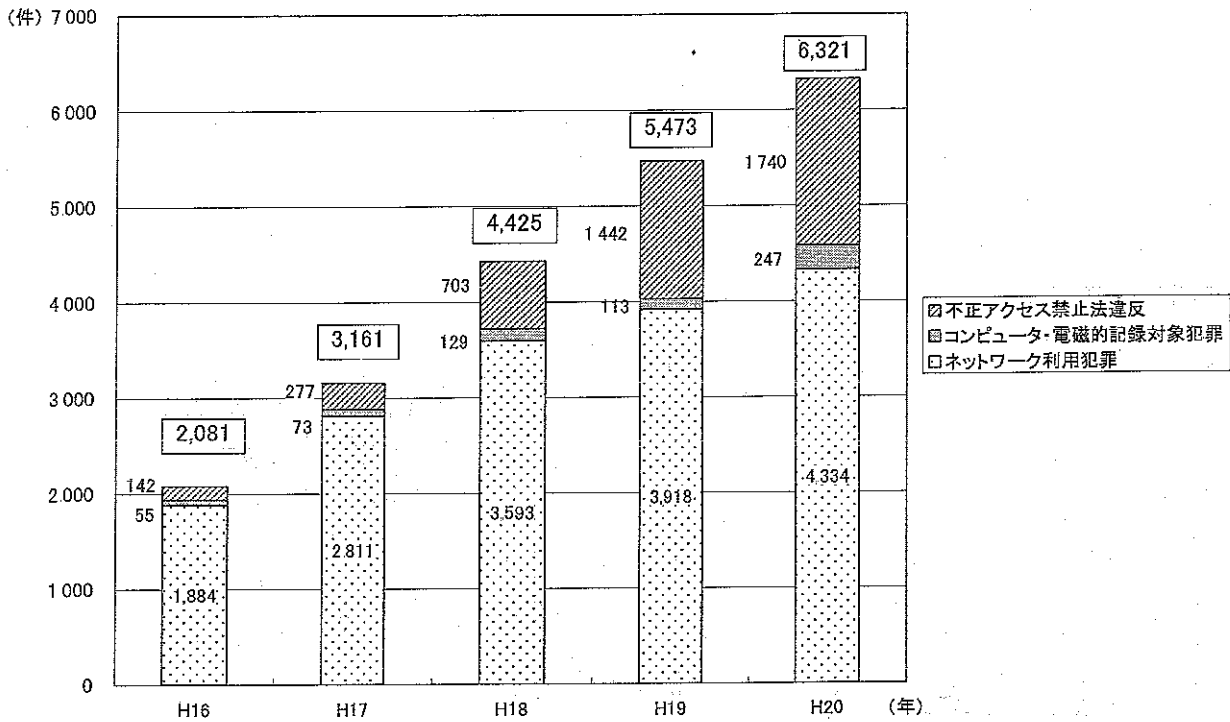
資料出所：内閣府「男女共同参画白書」（平成 20 年版）
 （備考）日本放送協会資料より作成。

2. 「インターネットの利用」の性別年齢階級別行動者率（大阪府）



資料出所：総務省「社会生活基本調査」（平成 18 年）

3. サイバー犯罪（情報技術を利用する犯罪）の検挙件数の推移（全国）

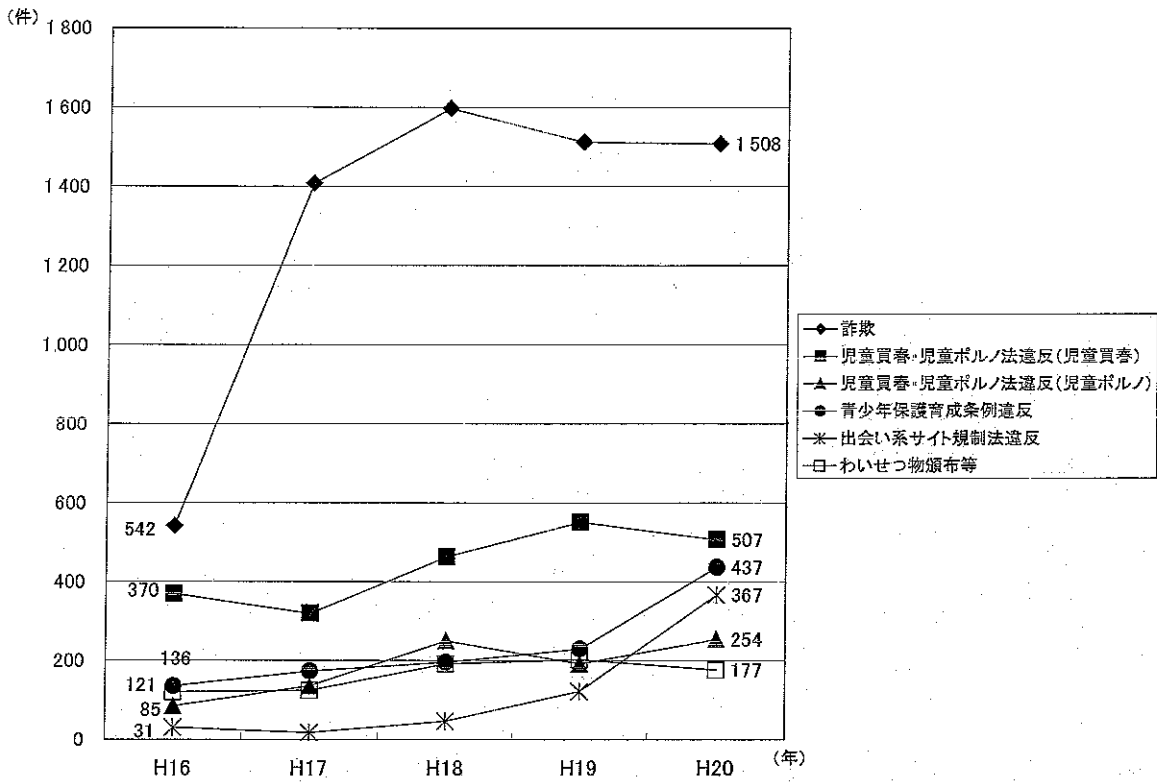


資料出所：警察庁「平成 20 年中のサイバー犯罪の検挙状況等について」（平成 21 年 2 月 26 日）

（備考）ネットワーク利用犯罪の定義

犯罪の構成要件に該当する行為についてインターネット等を利用した犯罪又は構成要件該当行為でないものの、犯罪の実行に必要不可欠な手段としてインターネット等を利用した犯罪をいう。

4. ネットワーク利用犯罪の内訳（全国）

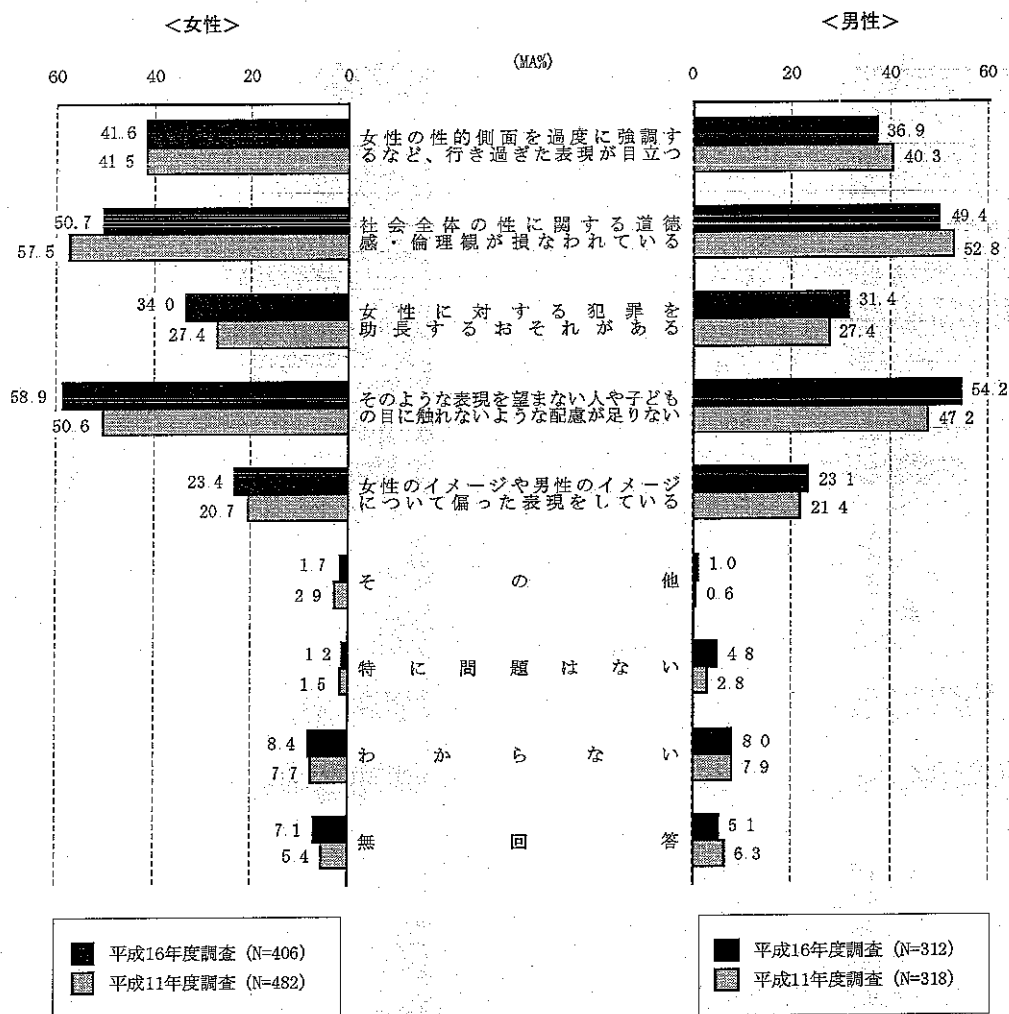


資料出所：警察庁「平成 20 年中のサイバー犯罪の検挙状況等について」（平成 21 年 2 月 26 日）
 （注）「ネットワーク利用犯罪」のうち、「商標法違反」、「著作権法違反」、「その他」を除く。

(参考) H16 意識調査

メディアにおける性・暴力表現について

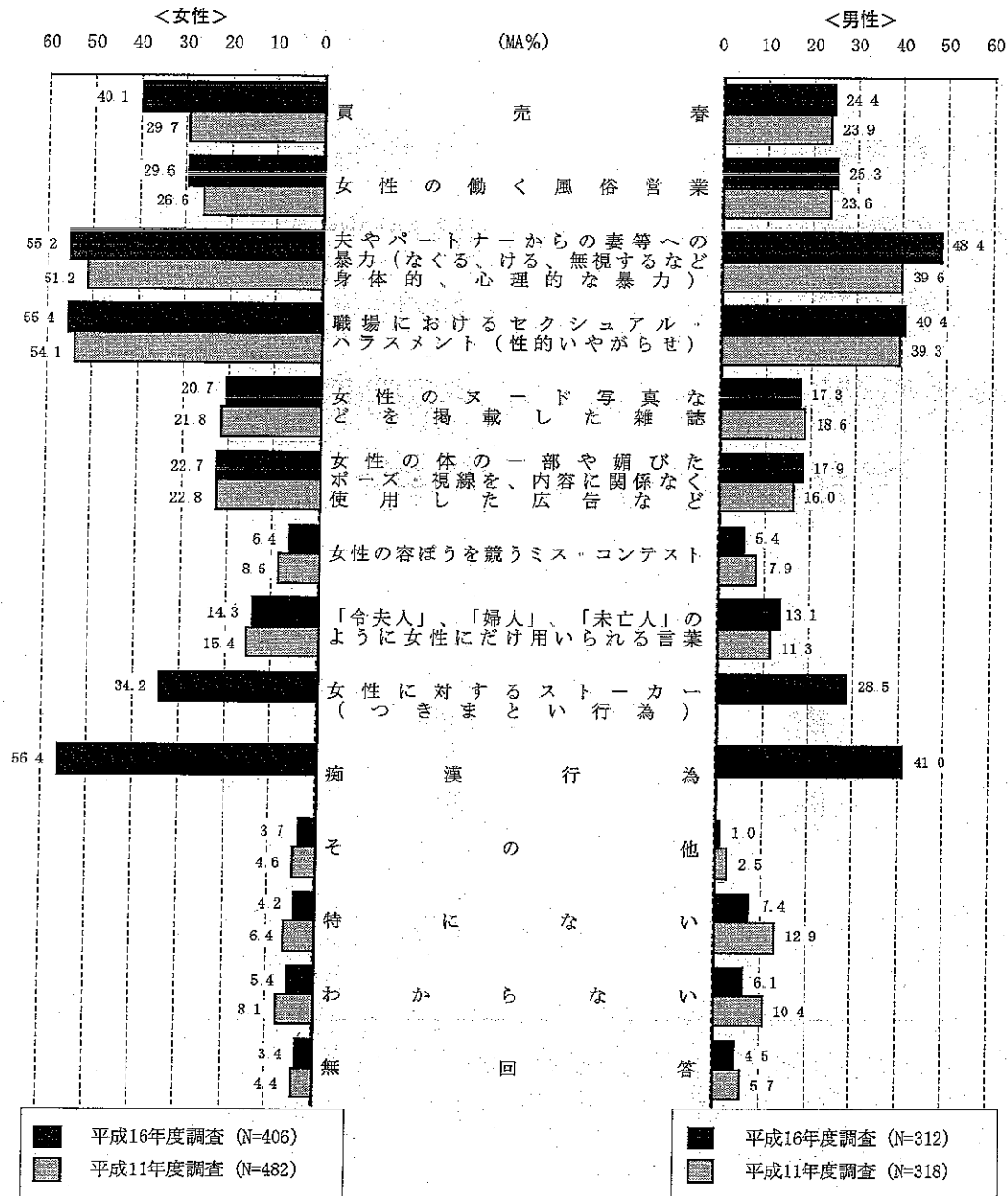
問 メディア(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌など)における性・暴力表現について、あなたはどのようにお考えですか。



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度)
大阪府「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」(平成11年度)

女性の人権が尊重されていないと感じること

問. あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてですか。(〇はいくつでも)



※ 「女性に対するストーカー (つきまとい行為)」、「痴漢行為」の2項目は、平成11年度調査に含まれていない。

資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度)

大阪府「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」(平成11年度)

施策の基本的方向	9 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
検証・評価の項目	㊦ 学校・家庭・地域等における男女平等教育・学習の推進
■プラン概要 (1) 男女平等を進める教育・学習の推進 ア 学校における男女平等教育の推進 イ 家庭・地域等における男女平等に関する教育・学習の推進	

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	様々な機関・団体が実施する、学校・家庭・地域等における男女平等教育・学習の推進を支援するための方策が講じられているか
②	学校・家庭・地域等における男女平等教育・学習の推進のための取組が行われているか
③	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
④	学校・家庭・地域等における男女平等教育・学習の必要性が十分に訴えられているか
取組概要・関連データからの分析	
【取組概要】 ① 幼稚園教員や保育士等に対して、指導力を高めるため、男女共同参画の視点を取り入れた研修等を実施した。 ② 教員への研修の実施、男女平等教育指導事例集などの教材の作成・活用、教科書内容の調査・研究、男女平等の視点を踏まえたキャリア教育の推進、女性教員の登用促進など、男女平等教育・学習の推進のための様々な取組を実施した。 ③ 各種研修等を通じて周知徹底している。また、府立学校に対する指示事項は、全府立学校教職員に配布し、校長から説明を行った。 ④ ①②のとおり、各種研修を通じて、また、指導事例や指針等により学校における男女平等教育・学習の必要性を訴えた。	
【関連データからの分析】 ・府民意識調査においては、学校教育において「平等」と感じる者の割合は、他の分野に比べて相対的に高い結果（H16）となっている。 ・大阪府における女性の4年制大学への進学率は上昇傾向にある。 ・大阪府における公立小・中・府立高等学校、支援学校における管理職に占める女性教員の割合は、増加傾向にあるが、依然男性に比べて少ない。	

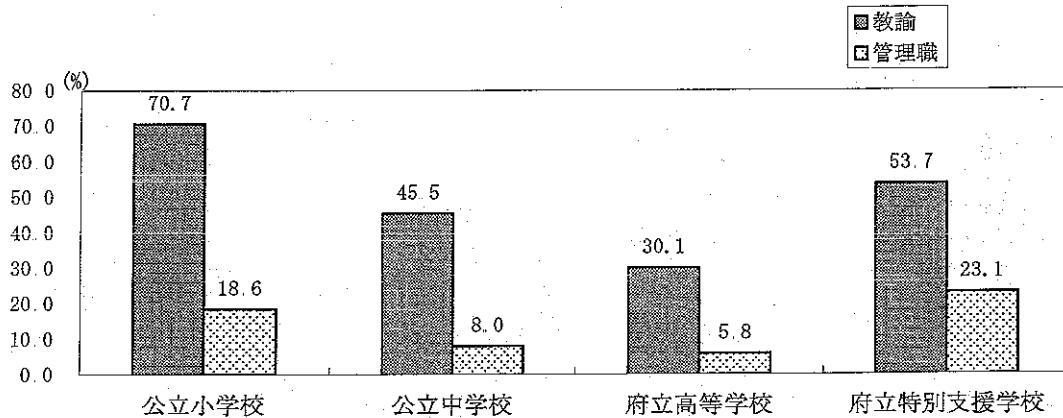
【数値目標設定指標】

数値目標設定指標	当初値（時点）	現況値（時点）	目標値（時点）
公立小・中・府立高等学校、支援学校における管理職に占める女性教員の割合	小 16.3% (H14) 中 6.3% (H) 高 7.6% (H) 支援 14.1% (H)	小 18.6% (H19) 中 8.0% (H) 高 5.8% (H) 支援 23.1% (H)	20% (H20)

M【関連データ等】

■数値目標設定指標

1. 公立学校における管理職に占める女性の登用状況等(大阪府)

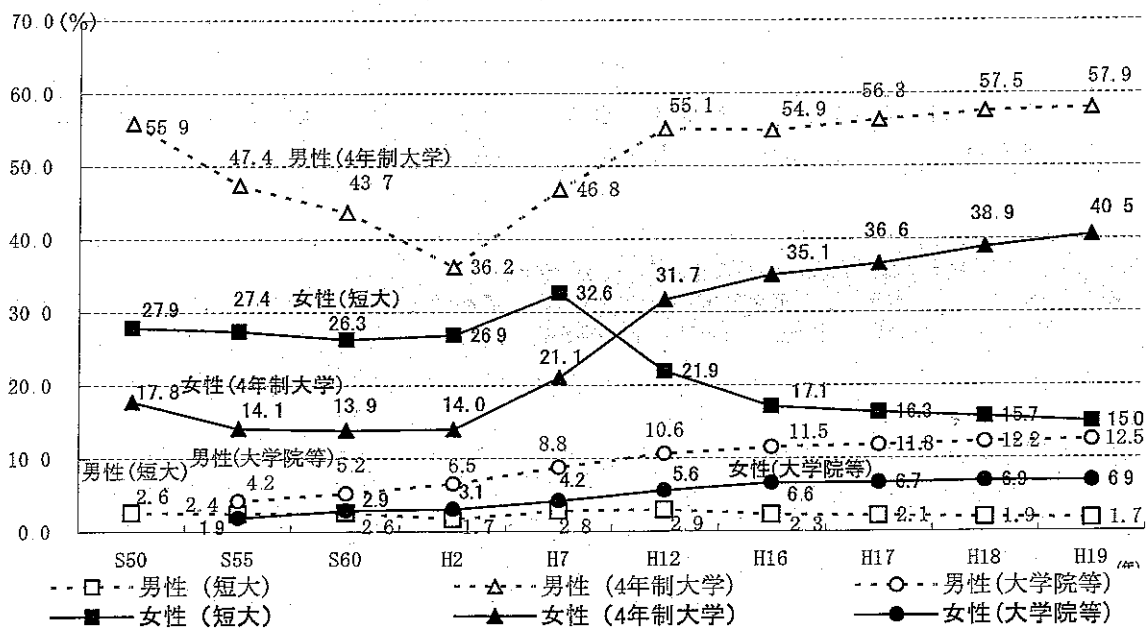


資料出所：大阪府統計課「大阪の学校統計」(平成19年度)

(注)小中学校は大阪市、堺市を除く。管理職とは、校長と教頭の計

■基本的な指標

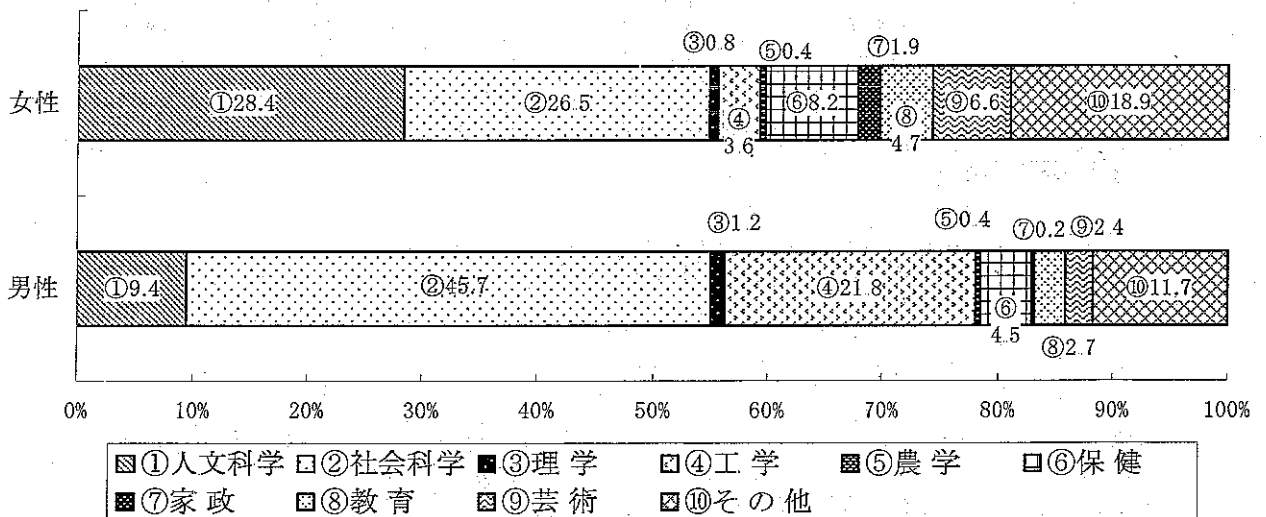
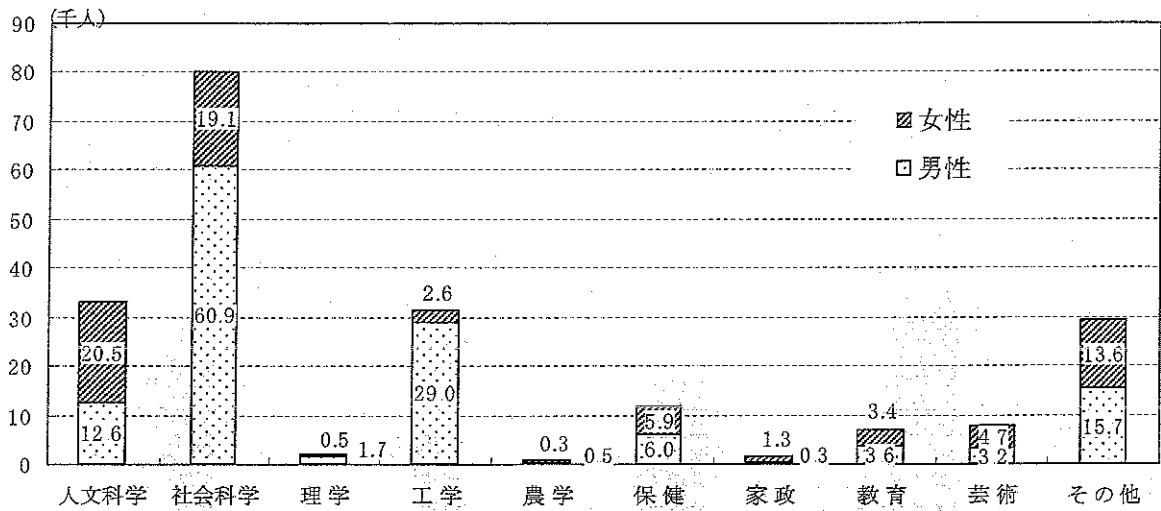
2. 高等教育機関への進学率の推移(大阪府)



資料出所：文部科学省「学校基本調査」をもとに、大阪府男女共同参画課で作成

(注)大学院等への進学は、大学を卒業後、大学の学部・短期大学へ進学した者等も含む。

3. 大阪府内大学における学部学科別生徒数



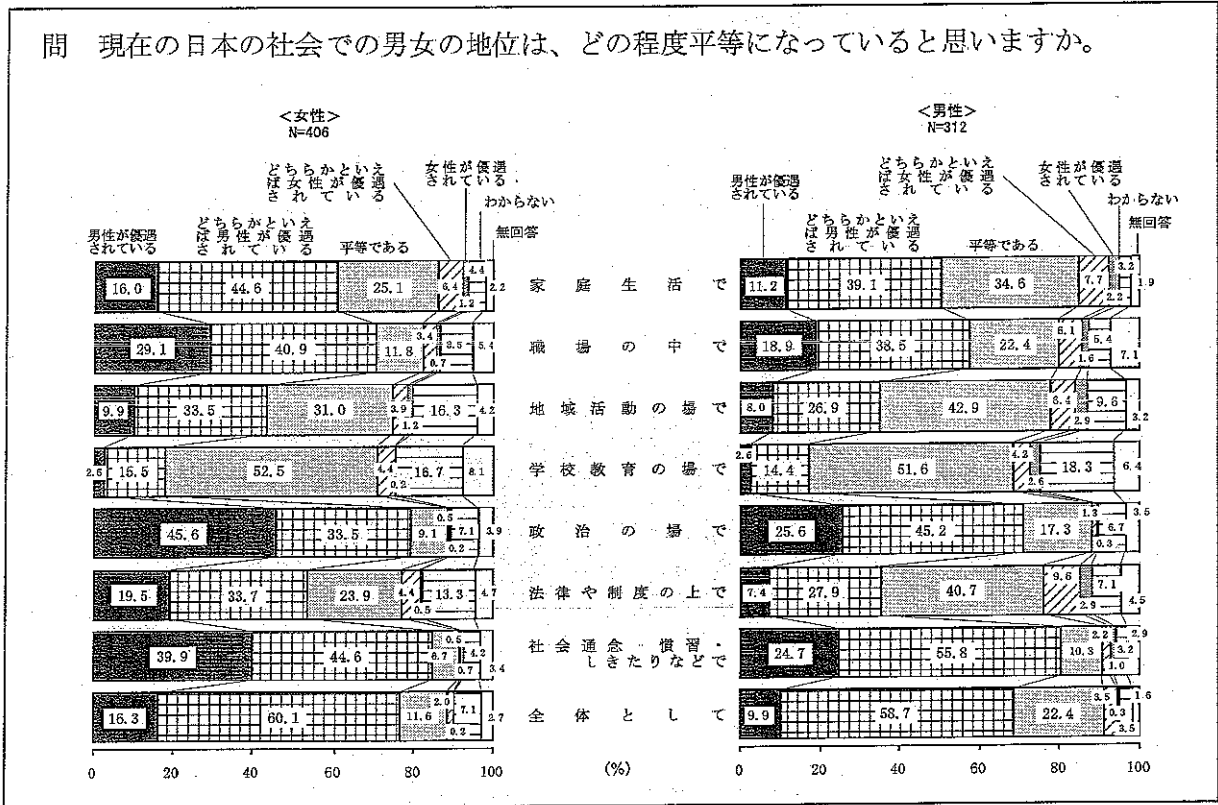
資料出所：大阪府統計課「大阪の学校統計」(平成19年度)

(注)「その他」は、学芸学部、理工学部、総合科学部、人間科学部、国際学部等。

「保健」は、医学部、歯学部、薬学部、看護学部等。

(参考) H16 意識調査

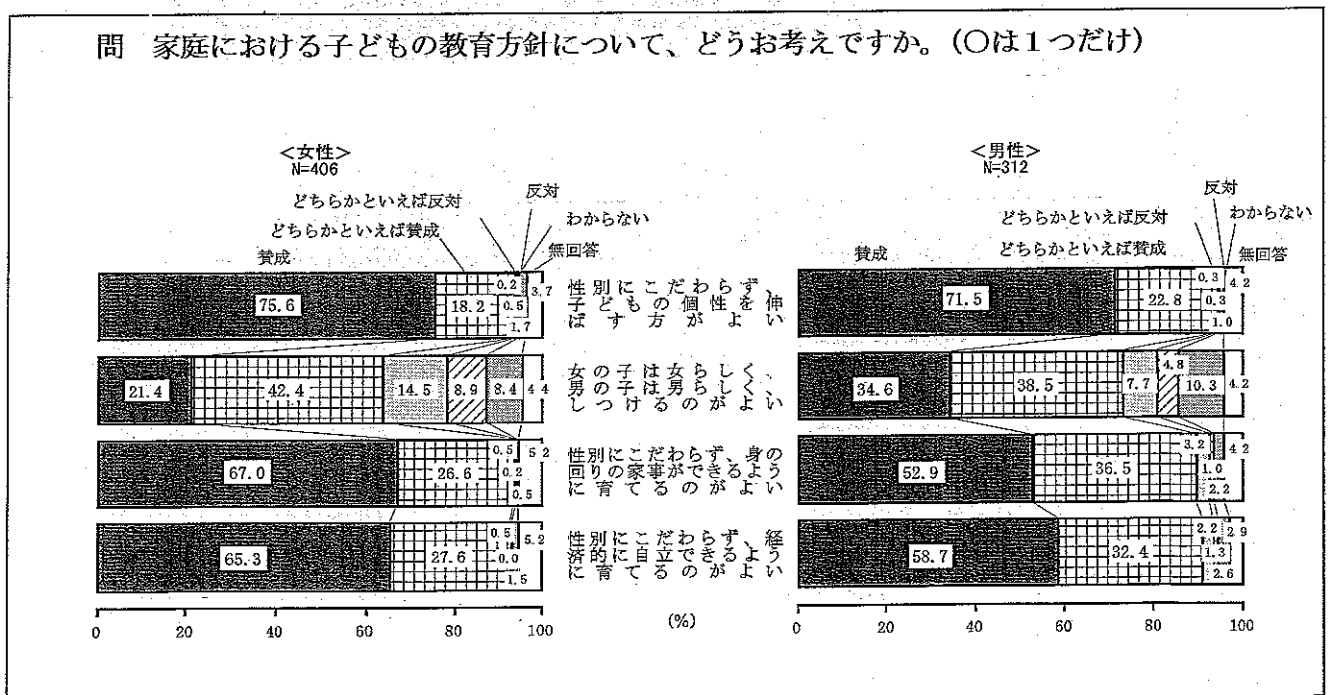
男女平等の現状認識について



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成 16 年度)

(参考) H16 意識調査

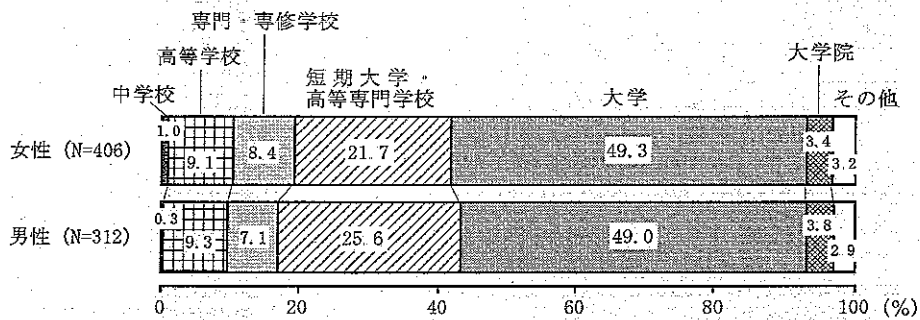
家庭における子どもの教育方針(大阪府)



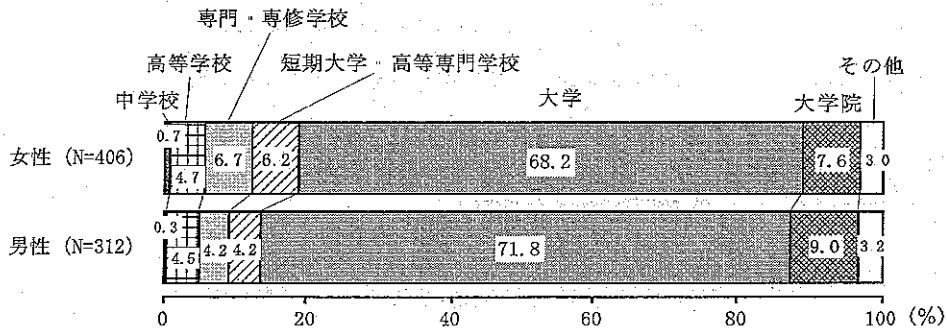
子どもに受けさせたい教育程度について

問 女の子と男の子がいるとした場合、受けさせたい教育程度について、どうお考えですか。
子どもがいない方も、あった場合としてお答えください。(それぞれ〇は1つずつ)

(1) 女の子の場合



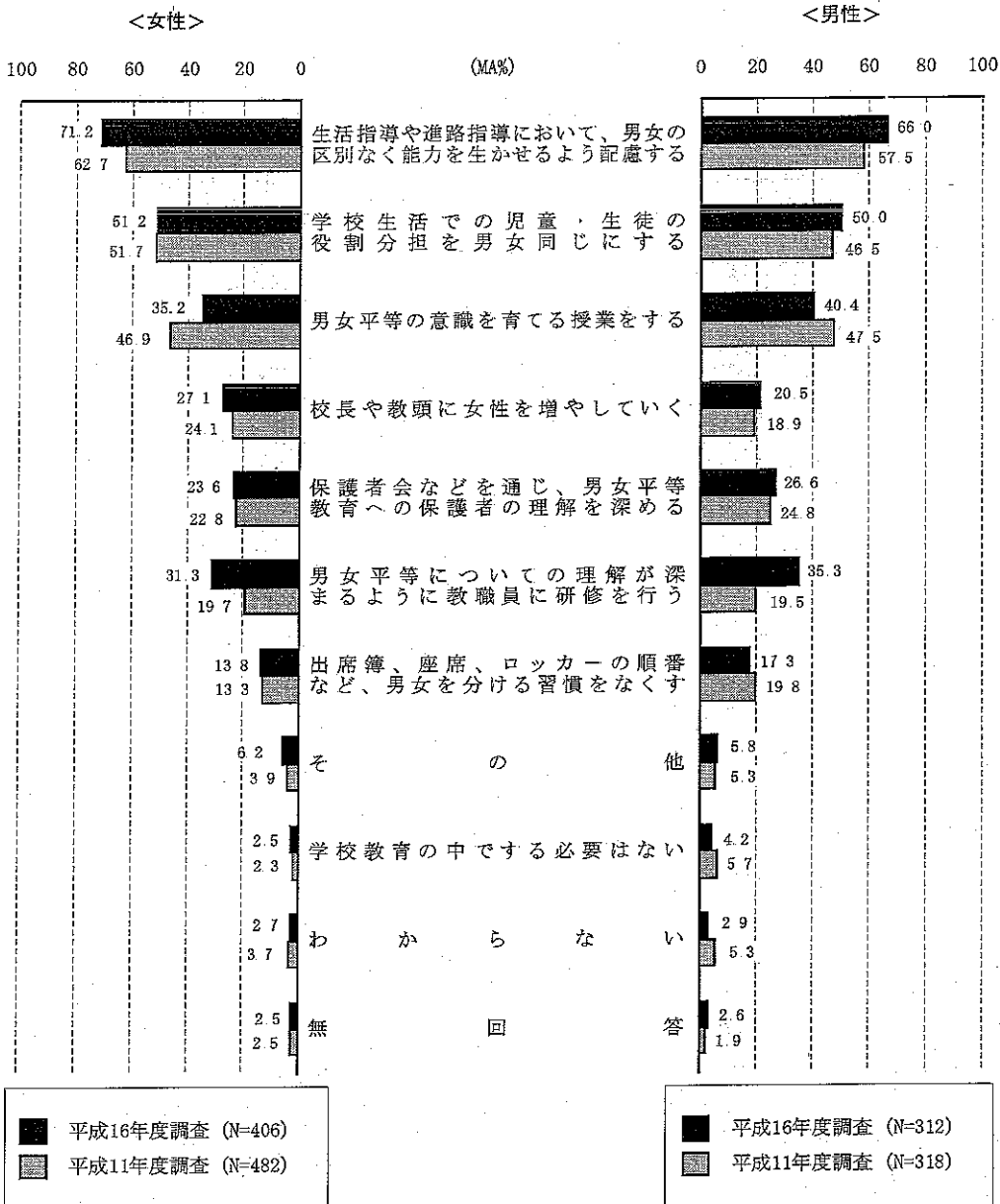
(2) 男の子の場合



(参考) H16 意識調査

学校で男女平等を進めるために必要なこと

問. 男女平等を推進していくために、学校、特に小・中・高等学校で行うとよいと思うものはどれですか。(〇はいくつでも)



資料出所：大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(平成16年度)
 大阪府「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」(平成11年度)

1. 1990

2. 1991

3. 1992

4. 1993

5. 1994

6. 1995

7. 1996

1. 1990

2. 1991

3. 1992

4. 1993

5. 1994

6. 1995

7. 1996

施策の基本的方向	9 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
検証・評価の項目	㊦ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の充実
■プラン概要	
(2) 多様な選択を可能とする教育・学習機会の充実 ア 自己実現を可能にする学習機会の確保 イ 女性のエンパワーメントとチャレンジのための能力開発、学習機会の充実 ウ 市民的活動への参画促進	

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	様々な機関・団体が実施する、多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供を支援するための方策が講じられているか
②	府民自らが行う学習を支援する取組が行われているか
③	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
④	多様な選択を可能とする教育・学習の必要性が十分に訴えられているか
特記事項	
①	男女共同参画を推進するNPOを育成するためにどのような取組を行っているか
取組概要	

【取組概要】

- ① 府民が自主的、自発的に行う福祉ボランティア活動や地域福祉活動への助成や、様々な団体・グループ等が自主的に実施する調査研究・啓発・出版活動（H13年度からH19年度まで計105事業）に対する助成、大阪府男女共同参画推進財団とNPOとの様々な共催事業（H13年度からH19年度まで計135事業、延べ25,929人が参加）の実施など、多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供を支援するための方策を講じた。
- ② ドーンセンター啓発学習事業、大阪府高齢者大学アクティブシニア講座運営事業、シルバーアドバイザー養成講座運営事業等、府民自らが行う学習を支援する取組を実施した。
- ③④ 取組内容等の周知に努めるとともに、①②の取組を通じて必要性を訴えた。

【特記事項 取組概要】

- ①・民間の団体・グループとともに幅広いネットワークを構築し、情報・意見交換その他必要な連携を図る男女共同参画推進連絡会議（H21.1現在112団体）を開催。男女共同参画社会の実現を目的として、団体・グループ等が自主的に実施する調査研究・啓発・出版活動（⑬～⑰計105事業）に対し助成。大阪府男女共同参画推進財団とNPOとの様々な共催事業（H13年度からH19年度まで計135事業）を実施。

・高齢者や企業退職予定者等を対象に、高齢者が社会参加に取り組む NPO の PR や情報提供を行うとともに、アクティブシニアフェアを通じてNPOとの連携やNPO間の交流を図った。

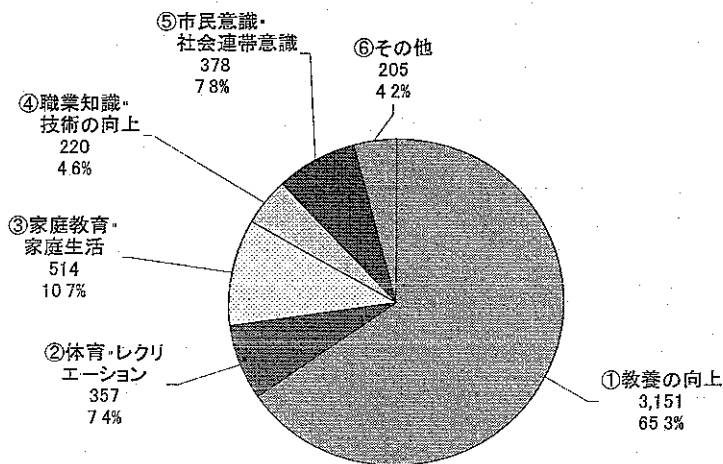
【数値目標設定指標】

数値目標設定指標	当初値（時点）	現況値（時点）	目標値（時点）
—	—	—	—

N【関連データ等】

■基本的な指標

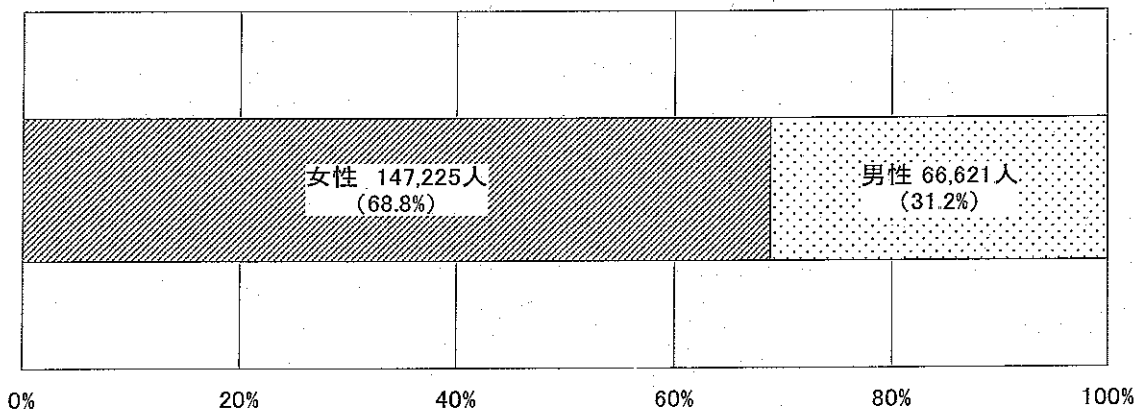
1. 公民館における学習内容別学級・講座数（大阪府）



資料出所：文部科学省「平成17年度社会教育調査」

（注）「市民意識・社会連帯意識」とは、社会の構成員としての自覚を持ち、より良い地域社会の形成に積極的に参加し、国家・社会の在り方に深い関心を持つ、公民としての人間を形成するための教育

2. 公民館における学級・講座の性別受講者数（大阪府）



資料出所：文部科学省「平成17年度社会教育調査」

3. 社会教育施設設置数（大阪府）

総数	公民館	図書館	その他
552	276	134	142

資料出所：大阪府教育委員会市町村教育室地域教育振興課「大阪の社会教育」（平成19年4月1日現在）

4. 大学院への社会人入学者数（全国）

区分	修士課程（人）		博士課程（人）		専門職学位課程（人）	
		うち社会人		うち社会人		うち社会人
平成 13 年度	72,561	8,372	17,128
平成 14 年度	73,636	8,431	17,234
平成 15 年度	75,698	8,182	18,232	3,952	572	490
平成 16 年度	76,749	8,122	17,944	4,392	7,231	3,630
平成 17 年度	77,557	7,957	17,553	4,709	5,969	3,044
平成 18 年度	77,851	8,161	17,131	5,257	8,899	3,542
平成 19 年度	77,451	8,470	16,926	5,417	9,059	3,328
平成 20 年度	77,396	8,249 〔男 4,277〕 〔女 3,972〕	16,271	5,552 〔男 3,960〕 〔女 1,592〕	9,468	3,794 〔男 2,939〕 〔女 855〕

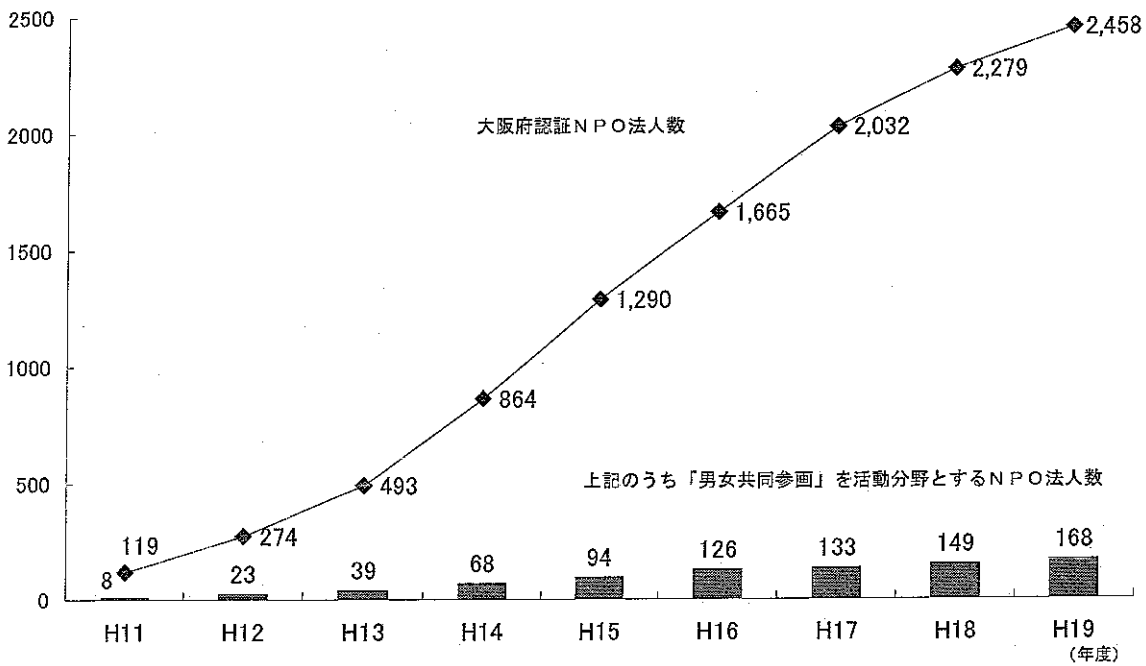
資料出所：文部科学省「学校基本調査」（確定値）

5. 社会人特別選抜実施校（全国）

	学 部				大学院			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成 11 年度	45	28	260	333	81	19	176	276
平成 14 年度	49	39	334	422	83	32	229	344
平成 18 年度	51	44	388	483	70	42	300	412

資料出所：平成 19 年度文部科学白書

6. 大阪府認証NPO法人数と「男女共同参画」を活動分野とする法人数の推移



資料出所：内閣府「特定非営利活動法人の活動分野について」

(注) 法人数はいずれも各年度末現在。「男女共同参画」を活動分野とするNPO法人とは、大阪府認証NPO法人のうち定款に記載された活動分野に「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」とある法人。

施策の基本的方向	10 地球的观点での男女共同参画の推進
検証・評価の項目	◎ 多文化共生の観点による交流・支援の推進
■プラン概要	
	ア 国際的な男女共同参画に関する情報の収集・提供 イ 異文化理解の促進と在住外国人女性に対する支援

【検証・評価にあたって】

検証・評価の視点	
①	NPOや市町村などが実施する、多文化共生の観点による交流・支援に向けた活動を促進する取組が行われているか
②	府民に対して多文化共生の観点による交流を支援する取組が行われているか
③	多文化共生の観点による交流・支援を行う環境整備のための取組が行われているか
④	取組の内容やそれに関連する法律や指針等が十分に周知できているか
⑤	多文化共生の観点による交流・支援の必要性が十分に訴えられているか
取組概要	
【取組概要】	
① 国際的な情報交換ネットワークづくりや情報収集を促進するため、大阪府男女共同参画推進財団に助成し、海外への情報発信を行うとともに、財団とNPOとの連携による海外NGO・NPOとのネットワークづくりを支援した。	
② ドーンセンターにおいて、海外の男女共同参画に関する情報を幅広く収集・整理・加工し、これらを活用して、多様なニーズに対応した情報提供を行うなどした。	
③ 外国人相談では、これまでの8言語に加え、平成16年度よりベトナム語での相談対応を開始し、より多くの在住外国人を支援するための環境整備を進めた。また、女性相談センターでは外国人を対象とした電話相談を実施した。	
④ 外国人相談コーナーのリーフレットを作成し、市町村や在住外国人支援団体等に広く配布し周知に努めるとともに、HPを開設し相談コーナーのFAQを掲載した。 (相談件数 ⑮1,960件⑯1,812件⑰1,664件⑱1,381件⑲1,371件) また、外国人被害者の支援に際して、外国語の通訳を確保し、対応に努めるなど取り組んだ。	
⑤ 男女共同参画推進財団とNPOとの連携により実施した海外NGO・NPOとのネットワークづくり事業等を通じて必要性を訴えた。	

【数値目標設定指標】

数値目標設定指標	当初値(時点)	現況値(時点)	目標値(時点)
—	—	—	—

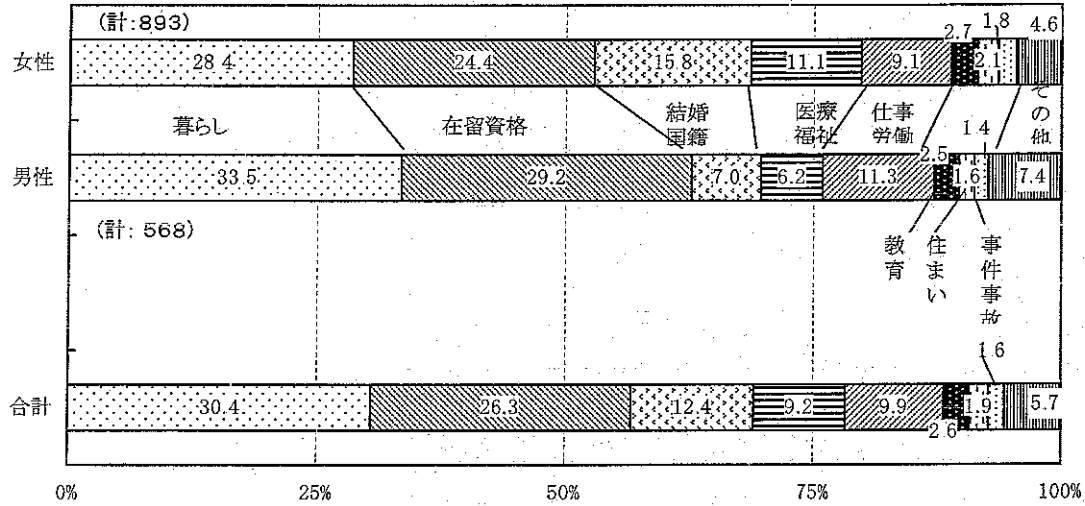
[The text in this section is extremely faint and illegible. It appears to be a multi-paragraph document, possibly a letter or a report, but the specific content cannot be discerned.]

○【関連データ等】

■基本的な指標

1. 在住外国人の相談状況

H19 性別・相談内容別外国人相談コーナー実績(大阪府外国人相談コーナー)



- ※暮らし：年度途中で帰国する場合の各種税金の手続きに関する相談や年金加入の相談、日本の自動車運転免許への切り替え手続きの問い合わせなど
- ※在留資格：留学生が就職・結婚等する際のビザの切り替え、母国から親族を呼び寄せる際のビザの手続き、永住権の申請手続きなど
- ※結婚・国籍：国際結婚の手続きや産まれる子どもの戸籍・国籍に関する問い合わせ、外国人の母国への届出手続きに関する問い合わせなど
- ※仕事・労働：就職先を求めるものや失業保険の給付手続きについての問い合わせなど
- ※医療・福祉：母語で受診可能な医療機関の情報提供、国民健康保険に関する問い合わせなど
- ※住まい：府営住宅の応募資格の確認や応募方法、留学生寮や民間住宅に関する情報の提供など

資料出所：大阪府国際室調べ(平成20年8月)

2. JICAによる海外派遣実績(大阪府 全国)

	計(人)	大阪府		計(人)	全国	
		うち女性(人)	女性比率(%)		うち女性(人)	女性比率(%)
派遣中	1,95	101	51.8	3,191	1,746	54.7
帰国	1,782	743	41.7	31,801	12,584	39.6
派遣実績	1,977	844	42.7	34,992	14,330	41.0

資料出所：独立行政法人国際協力機構大阪国際センター報告

(注)青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニアボランティアの計。

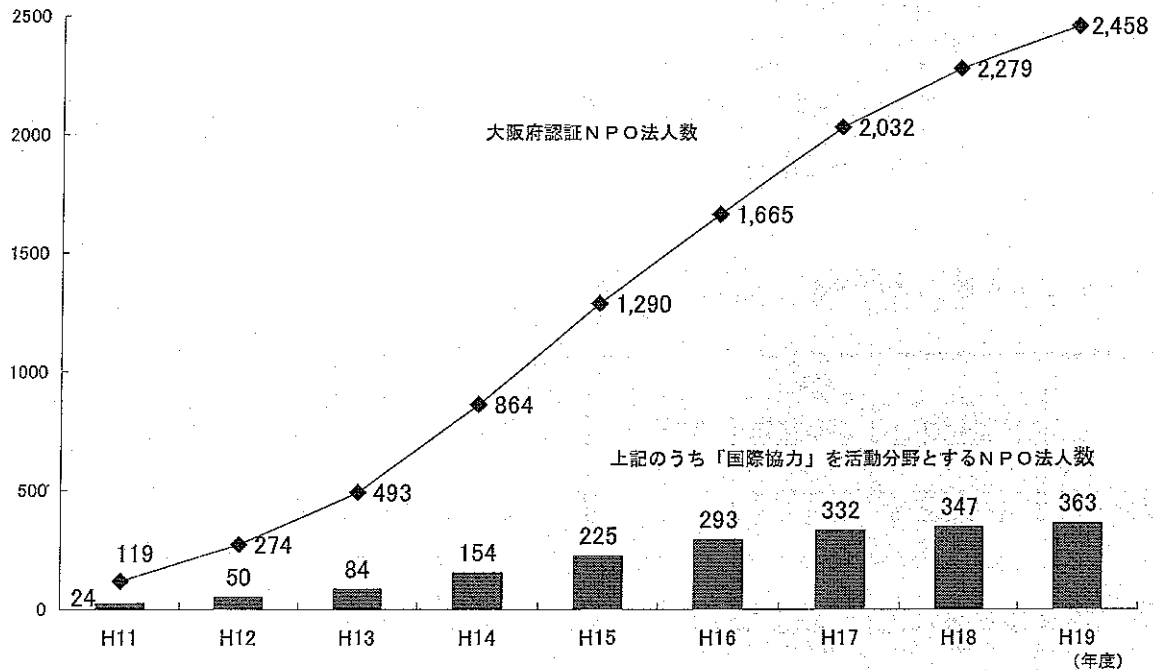
平成20年7月31日現在の人数。

3. 性別・国籍別外国人人口（大阪府）

	女性(人)	男性(人)	計(人)
韓国・朝鮮	61,715	52,500	114,215
中国	14,593	11,857	26,450
フィリピン	2,545	566	3,111
ブラジル	1,118	1,508	2,626
アメリカ	584	1,204	1,788
ベトナム	537	820	1,357
タイ	750	198	948
ペルー	298	432	730
インドネシア	171	528	699
イギリス	139	367	506
その他	9,286	14,050	23,336
計	91,736 (52.2%)	84,030 (47.8%)	175,766 (100.0%)

資料出所：総務省「平成 17 年国勢調査 第 1 次基本集計結果」

4. 大阪府認証NPO法人数と「国際協力」を活動分野とする法人数の推移



資料出所：内閣府「特定非営利活動法人の活動分野について」

(注) 法人数はいずれも各年度末現在。「国際協力」を活動分野とするNPO法人とは、大阪府認証NPO法人のうち定款に記載された活動分野に「国際協力の活動」とある法人。

5. 夫妻の国籍別にみた婚姻件数（大阪府）

	大 阪		[参考] 全 国	
	総 数	51,994 (100.0%)		719,822 (100.0%)
夫妻とも日本人	49,002 (94.2%)		679,550 (94.4%)	
夫妻の一方が外国人	2,992 (5.8%)		40,272 (5.6%)	
夫又は妻の国籍別人数	<夫日本 ・妻外国>	<妻日本 ・夫外国>	<夫日本 ・妻外国>	<妻日本 ・夫外国>
総 数	2,106	886	31,807	8,465
(韓国・朝鮮)	(877)	(505)	(5,606)	(2,209)
(中国)	(755)	(87)	(11,926)	(1,016)
(フィリピン)	(240)	(3)	(9,217)	(162)
(タイ)	(65)	(3)	(1,475)	(68)
(米国)	(12)	(70)	(193)	(1,485)
(英国)	(4)	(19)	(67)	(372)
(ブラジル)	(11)	(15)	(288)	(341)
(ペルー)	(3)	(8)	(138)	(127)
(その他の国)	(139)	(176)	(2,897)	(2,685)

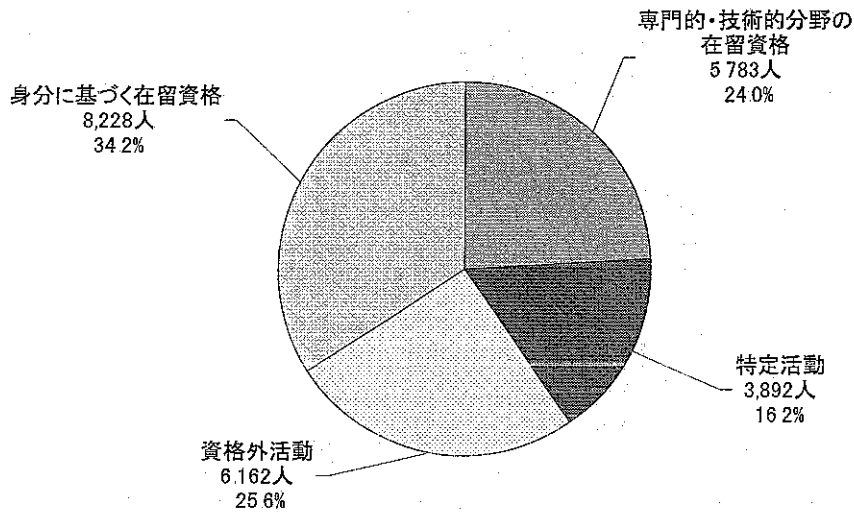
資料出所：平成19年人口動態調査

6. 外国人労働者数

	都道府県	外国人労働者数(人)	構成比(%)
1位	東京都	118,488	24.4
2位	愛知県	60,326	12.4
3位	静岡県	31,453	6.5
4位	神奈川県	27,473	5.6
5位	大阪府	24,065	4.9
[参考]	全 国	486,398	100.0

資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成20年10月末現在）」

7. 在留資格別労働者数（大阪府）



資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成20年10月末現在）」

（注）「専門的・技術的分野の在留資格」は、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当。「特定活動」は、「技能実習生」、「ワーキング・ホリデー」等、「資格外活動」は、「留学・就学」等、「身分に基づく在留資格」は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当。